

令和5年9月定例会

# 浪江町議会会議録

令和5年 9月 5日 開会

令和5年 9月 12日 閉会

浪 江 町 議 会

# 令和5年浪江町議会9月定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

## 第 1 号（9月5日）

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため出席した者の職氏名	5
開会の宣告	6
開議の宣告	6
議事日程の報告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	6
行政報告	7
一般質問	14
高野 武君	14
紺野榮重君	33
佐々木勇治君	50
小澤英之君	59
山本幸一郎君	69
散会の宣告	83

## 第 2 号（9月6日）

議事日程	85
出席議員	87
欠席議員	87
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	87
職務のため出席した者の職氏名	88
開議の宣告	89
議事日程の報告	89
一般質問	89
佐々木茂君	89
認定第1号から報告第6号の一括上程、説明	102

延会について	150
延会の宣告	151

第 3 号 (9月12日)

議事日程	153
出席議員	155
欠席議員	155
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	155
職務のため出席した者の職氏名	156
開議の宣告	157
議事日程の報告	157
認定第1号の質疑、討論、採決	157
認定第2号の質疑、討論、採決	184
議案第57号の質疑、討論、採決	185
議案第58号の質疑、討論、採決	185
議案第59号の質疑、討論、採決	186
議案第60号の質疑、討論、採決	186
議案第61号の質疑、討論、採決	188
議案第62号の質疑、討論、採決	190
議案第63号の質疑、討論、採決	190
議案第64号の質疑、討論、採決	191
議案第65号の質疑、討論、採決	192
議案第66号の質疑、討論、採決	192
議案第67号の質疑、討論、採決	193
議案第68号の質疑、討論、採決	194
議案第69号の質疑、討論、採決	197
議案第70号の質疑、討論、採決	198
議案第71号の質疑、討論、採決	198
議案第72号の質疑、討論、採決	199
議案第73号の質疑、討論、採決	199
議案第74号の質疑、討論、採決	200
諮問第1号の質疑、採決	201
同意第1号の質疑、採決	201
報告第4号の質疑	202
報告第5号の質疑	202
報告第6号の質疑	202
委員会の閉会中の継続審査又は調査の申し出について	202
町長挨拶	203

閉会の宣告..... 204

浪江町告示第 1 4 2 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 0 1 条第 1 項の規定により、令和 5 年浪江町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和 5 年 8 月 4 日

浪江町長 吉 田 栄 光

1 日 時 令和 5 年 9 月 5 日（火） 午前 9 時

2 場 所 浪江町議会議事堂

○応招・不応招議員

応招議員（15名）

1番	武藤晴男君	2番	紺野豊君
3番	吉田邦弘君	4番	平本佳司君
5番	小澤英之君	6番	半谷正夫君
7番	紺野則夫君	8番	佐々木茂君
9番	山本幸一郎君	10番	高野武君
11番	渡邊泰彦君	12番	松田孝司君
13番	佐々木勇治君	14番	山崎博文君
15番	紺野榮重君		

不応招議員（なし）

9 月 定 例 町 議 会

( 第 1 号 )

令和5年浪江町議会9月定例会

議事日程（第1号）

令和5年9月5日（火曜日）午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 一般質問

出席議員（15名）

1番	武藤晴男君	2番	紺野豊君
3番	吉田邦弘君	4番	平本佳司君
5番	小澤英之君	6番	半谷正夫君
7番	紺野則夫君	8番	佐々木茂君
9番	山本幸一郎君	10番	高野武君
11番	渡邊泰彦君	12番	松田孝司君
13番	佐々木勇治君	14番	山崎博文君
15番	紺野榮重君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	吉田長栄光君	副町長	山本邦一君
副町長	成井長祥君	教育長	笠井淳一君
代表監査委員	宮口勝美君	総務課長兼津島支所長兼選挙管理委員会書記長	戸浪義勝君
企画財政課長	吉田厚志君	住民課長	柴野一志君
産業振興課長	蒲原文崇君	農林水産課長兼農業委員会事務局長	金山信一君
住宅水道課長	木村順一君	建設課長	宮林薫君
市街地整備課長	今野裕仁君	健康保険課長兼浪江診療所事務長兼仮設津島診療所事務長	西健一君
介護福祉課長	松本幸夫君	会計管理者兼出納室長	中野隆幸君

教育総務課長  
鈴木清水君

生涯学習課長兼  
浪江町公民館長兼  
浪江町図書館長  
岡秀樹君

---

職務のため出席した者の職氏名

事務局長  
掃部関久君

次長兼係長  
中野夕華子君

書記  
岡本ちり君

---

◎開会の宣告

- 議長（平本佳司君） ただいまの出席議員数は15人であります。  
定足数に達しておりますので、令和5年浪江町議会9月定例会を開会いたします。

（午前 9時00分）

---

◎開議の宣告

- 議長（平本佳司君） 直ちに本日の会議を開きます。
- 

◎議事日程の報告

- 議長（平本佳司君） 本日の議事日程は、タブレット端末の格納のとおりです。
- 

◎会議録署名議員の指名

- 議長（平本佳司君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議規則第127条の規定により会議録署名議員に、5番、小澤英之君、6番、半谷正夫君、7番、紺野則夫君を指名します。
- 

◎会期の決定

- 議長（平本佳司君） 日程第2、会期の決定を議題にします。  
お諮りします。今期定例会の会期は、タブレット端末の格納のとおり、本日から12日までの8日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（平本佳司君） 異議なしと認めます。  
よって、会期は本日から12日までの8日間とします。  
会期中の会議についてお諮りします。5日、6日及び12日を本会議とし、7日から11日までは委員会等のため休会としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（平本佳司君） 異議なしと認めます。  
よって、会期中の会議はこのとおり決定いたしました。
- 

◎諸般の報告

- 議長（平本佳司君） 日程第3、諸般の報告を行います。  
議長としての報告事項は、タブレット端末に格納しているとおりでございますので、ご了承願います。

---

◎行政報告

○議長（平本佳司君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許可いたします。

町長。

[町長 吉田栄光君登壇]

○町長（吉田栄光君） おはようございます。

本日ここに、令和5年浪江町議会9月定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、ご多用の折にもかかわらずご参集を賜り、誠にありがとうございます。

行政報告に先立ち、改めて東日本大震災によりお亡くなりになられた方々、過酷な避難生活の中で命を落とされた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、ご遺族に対し深く哀悼の意を表します。

さて、当町の復興にとりましても大変重要であります東京電力福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の処分につきまして、8月24日より海洋放出が始まったことを受け、福島第一原発に最も近い請戸港を抱える我が町として、渡辺復興大臣に対し、万全の対策を講じるようお伝えをいたしました。

また、8月28日には、平本議長とともに、東京電力の小早川代表執行役社長へ、海洋放出実施に関する安全の徹底、風評対策の徹底、風評被害が生じた場合の適切な賠償、放出する処理水のモニタリング結果の公表の4点を特に要望いたしました。

将来的な廃炉に当たりましては、何らかの方法で処理水を処分していかなければならない中、このたびの処置の是非を軽々に語ることはできませんが、これまで以上に常磐もの、特に請戸ものを食することが漁業の振興のために大切なことであると考え、実践しているところであります。

それでは、6月定例会以降の行政執行の主なものについて報告いたします。

まず、令和4年度決算についてご報告いたします。

令和4年度は、浪江町復興計画第三次及び政府が定める第2期復興・創生期間の2年目となり、復興計画第三次に掲げられた各施策を推進するとともに、持続可能なまちづくりに向けた取組を重点的に展開しました。

農林水産業の再興・新たな産業と雇用の創出への取組では、育苗施設が竣工したほか、畜産施設、南産業団地等の整備を進めました。

子育て環境・生涯学習環境の充実への取組では、屋内アスレチック

ク施設や運動公園、図書館機能等を有する復興まちづくり支援施設ふれあいセンターが竣工いたしました。

帰還困難区域の再生への取組では、津島住宅団地が竣工し、室原地区に防災拠点施設の整備を進めたほか、陶芸の杜おおぼりの復旧工事を行いました。

浪江駅周辺を核とした中心市街地整備の取組では、基盤整備に係る実施設計や測量、公有財産購入等を行いました。

脱炭素推進への取組では、ゼロカーボンシティやなみえ水素タウン構想などを実現するために、地球温暖化対策総合計画を策定したほか、水素エネルギー普及拡大事業補助金等の補助施策を実施しました。

移住・定住の推進への取組では、起業家等を呼び込むために、起業支援イベントを開催したほか、浪江駅東側にワークスペース「ナミエシンカ」を解説し、新たな流入人口・関係人口の増加を図りました。

このほか、令和2年度より整備を行ってきた丈六公園や発掘した埋蔵文化財を保存するための収蔵庫が竣工したほか、復興海浜緑地の整備を進めてまいりました。

また、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響や電気、ガス、食料等の価格高騰による負担増を踏まえ、低所得の子育て世帯に対し、生活支援特別給付金を給付したほか、住民税非課税世帯に対し、電力・ガス・食料品等の価格高騰緊急支援給付金を給付いたしました。

これらの結果、令和4年度の一般会計決算額は、歳入総額334億2,374万3,000円、前年度比19.7%減、歳出総額320億3,874万3,000円、前年度比20.4%の減となり、前年比では減となったものの引き続き大規模な決算となりました。

歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は8億2,046万4,000円の黒字となりました。

決算状況を歳入歳出別に見ますと、歳入については82億2,154万7,000円の減となりました。これは畜産施設敷地造成事業、農業水利施設等保全再生事業、南産業団地整備事業及び一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業の財源となっている浪江町帰還・移住等環境整備交付金基金からの繰入金が増額となった一方、乾燥調製貯蔵施設整備事業の完了に伴い、県から交付された福島再生加速化交付金が減額となったことなどにより、歳入全体で減となったものであります。

歳出では、津島住宅団地や丈六公園の整備のほか、一団地の復興

再生拠点市街地形成施設事業などを進めた一方、乾燥調製貯蔵施設整備事業が完了したことなどにより、歳出全体で82億247万1,000円の減となりました。

財政の健全化判断比率では実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4指標につきましては、いずれも早期健全化基準以下となりましたが、今後も健全財政を維持してまいります。

次に、特別会計についてであります。全てにおいて黒字決算となっております。

令和4年度においても、引き続き大規模な決算となりましたが、一方で町の財政の状況は、財源の多くを国・県などに依存した状況が続くなど、厳しいものとなっております。こういった状況を踏まえ、自主財源及び一般財源の確保に努めつつ、企業誘致や人口増加などに向けた取組を進め、引き続き夢と希望があふれ住んでいたいまち、住んでみたいまちの実現に向け、全力で取り組んでまいります。

次に、特定復興再生拠点区域外の帰還意向調査結果について報告いたします。

昨年11月から受付を継続しておりました特定復興再生拠点区域外の帰還意向調査につきましては、8月末をもって一旦受付を締め切らせていただきました。

最新の結果については、対象世帯数757世帯、返送世帯数430世帯中、帰還希望あり231世帯、帰還希望なし117世帯、保留82世帯でございました。対象世帯数のうち、帰還希望をお示しいただいた世帯の割合は30.5%でございました。

この結果を基に、国と調整を進めるとともに、議会及び関係する区長の皆様へご相談をしながら、年度内の特定帰還居住区域復興再生計画認定に向けて進めてまいります。

次に、町内の医療体制について報告いたします。

かねてより、町内の医療環境の拡充について取り組んでいるところですが、8月8日より浪江診療所における訪問診療を開始いたしました。

今後も浪江診療所をかかりつけとする通院困難な患者の方々に対して、必要な診療が継続できるよう努めてまいります。

また、浪江診療所における小児科診療について、8月30日に埼玉県在住の小児科医、先崎秀明医師と委託契約を結び、今後不定期ではありますが、毎月1回から2回程度の頻度で小児科診療を行っていただくこととなりました。

さらに、先崎医師は浪江診療所での診療日以外の日においても、

自身の診療所において、スマートフォンなどからでも受診できる小児科のオンライン診療について実施の意向も示していただいております。町としてもさらなる小児医療の充実に取り組んでまいります。

またI & H株式会社によって、現在整備が進められているなみえ調剤薬局につきましては、10月2日にオープンする予定となっております。震災後初の調剤薬局の開設によって、地域医療の充実や町民の利便性向上につながるものと期待をしております。

次に、住民税非課税世帯等臨時特別給付金についてご報告いたします。

長期化する電力・ガス・食品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対し、住民税非課税世帯等臨時特別給付金の受付を7月から開始し、8月末までに2,207件の支給をしております。

次に、相馬野馬追祭についてご報告いたします。

7月29日から31日に開催されました相馬野馬追祭につきましては、標葉郷から50騎の騎馬が参加し、過去最高といっても過言ではない炎天下での開催で、人馬とも過酷な環境の中での出陣となりましたが、戦果を挙げ、見事凱旋されました。

雲雀ヶ原祭場で行われた競馬では、標葉郷貝役の女性騎馬が見事1等を獲得する活躍を見せました。

炎天下で過酷な環境での祭事執行となっていることを受け、現在、相馬野馬追執行委員会におきまして、開催時期を5月下旬とすることで見直し検討が進められております。最適な時期での開催となるよう、関係自治体及び関係団体と連携して、歴史と伝統ある本祭事の継承に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、よい仕事おこしフェア実行委員会との包括連携協定の締結について報告をいたします。

6月27日、全国の40の信用金庫で組織される「よい仕事おこしフェア実行委員会」と包括的連携に関する協定を締結いたしました。

この協定締結により、町内事業者と信用金庫ネットワークを活用した事業者間の事業マッチングの支援をいただけるほか、地場製品の販売促進など、中小企業を中心に支援いただくこととなっております。12月開催予定のよい仕事おこしフェアにも浪江町として参加し、製品PRをはじめ事業者紹介などを予定しております。

今後も本協定に基づき、相互連携を図りながら、事業者支援に取り組んでまいります。

次に、企業誘致及び雇用創出についてご報告いたします。

南産業団地の立地第1号企業の會澤高圧コンクリート株式会社が

6月30日より操業を開始いたしました。当日は、オープニングセレモニーが盛大に開催され、関係者800人ほどが出席され、開所を祝っておられました。

また、8月4日には、福島広域雇用促進協議会主催による合同就職面接会が浪江町地域スポーツセンターにおいて開催され、町内立地企業など10社が参加し、就職相談が行われました。

引き続き町内雇用の場の創出のため、私自身もトップセールスに出向きながら、町内産業団地への企業誘致に取り組むとともに、あわせて立地企業の安定的な経営に資するための雇用対策支援を積極的に進めてまいります。

次に、水素エネルギー推進についてご報告いたします。

7月12日、政府主催による福島新エネ社会構想実現会議が福島市で開催され、示された加速化プランにおいて、2026年度からFH2Rを活用した本格的な水素供給の開始を目指す、このため必要な支援施策等の調査を行い、関係機関等で連携した新たな運営主体の議論を加速し、2023年の早期に一定の方向を得ることが示されました。

今後、この加速化プランに基づき、FH2Rの水素サプライチェーンの核となる施設への移行につきましては、本格的に議論を検討されることが期待されております。

FH2Rの実証後の継続利用に向け、国・県・関係機関と連携し、水素社会の地域モデルの形成に取り組んでまいります。

次に、大規模酪農牧場連絡協議会について報告いたします。

7月25日、棚塩地区に整備を進めている畜産施設に係る第1回連絡協議会を開催いたしました。

本協議会は、全国酪農業協同組合連合会や福島県酪農業協同組合などの関係機関のほか、畜産施設に隣接する棚塩地区や浦尻地区の行政区長及び相馬双葉漁業協同組合を構成員に、大規模畜産施設が地域と調和した健全運営に資することを目的としています。

協議会の議事において、大規模酪農牧場整備の進捗状況や地域住民への情報の周知の方法などを協議するとともに、構成員からは整備工事に関しての周辺の影響などに関する要望が寄せられました。

引き続き、行政区及び関係機関と連携し、確実な事業実施に向け取組を進めてまいります。

次に、農業の担い手の確保についてご報告をいたします。

営農再開や地域再生の支援協定を締結している東京農業大学の学生が町内の圃場で作業を体験するインターンシップを8月21日から実施しております。学生の希望に応じグループを編成し、1回当た

り5日間を4回計画しており、2回目が終了したところであります。

震災前から営農している農業者や震災後に町内に移住して営農を始めた新規就農者の圃場において、農家と交流しながら本格的な営農体験プログラムを経験しております。

今後も新たな担い手を確保するため、地域の農業者と協力して取組を充実させてまいります。

次にエフレイに関する取組について報告いたします。

6月26日、復興庁主催の福島国際研究教育機構の在り方に関するアドバイザリー会議が浪江町で開催されました。

この会議は、エフレイの施設整備に関する方針を検討するもので、まちづくりや建築の専門家で構成する委員が、浪江町との意見交換や町内視察を行いました。

会議では、現在進めている浪江駅周辺の開発と連携した施設整備や住民と交流が可能な施設整備に関する整備方針の意見が、委員の皆様から述べられました。

町としましては、これらの意見を踏まえ、関係機関と連携しエフレイ周辺の整備について検討を進め、令和5年度中に浪江町として基本構想の策定に向けて取り組んでまいります。

7月20日には、なみえカルチャースクール事業として町民向けの英会話教室を開催しました。当日約20名の町民が参加し、困っている外国の方への話し方などを想定した英会話での演習が行われました。

今後、10月から来年度末にかけて毎月開催し、将来的な外国人受入れ環境整備を行うとともに、このような活動を通じて、エフレイに対する町民の機運醸成を図ってまいります。

8月9日には、エフレイ主催の市町村座談会が浪江町で開催されました。この座談会は、エフレイが行う研究開発・産業化・人材育成の取組における広域連携体制の構築を図るため、町や住民、企業・団体等の多様な主体と対話する場として実施され、町内の視察とともに、商工会長等の意見交換が行われました。

座談会の参加者からは、浪江駅周辺との一体的な施設整備や施設整備がなされるまでの期間における交流拠点の整備、小・中学校との連携、将来的な住民参加に関する環境整備など、エフレイに期待する意見が述べられていました。

町としましても、エフレイをはじめとする関係機関と連携し、ハード、ソフトの両面の環境整備の検討を進めてまいります。

次に、教育行政関連についてご報告いたします。

6月18日、第7回日本展示学会授賞式が高知市オーテピアにおい

て開催され、避難先再開校であった浪江小学校・津島小学校の郷土学習をまとめた「10年間ふるさとなみえ博物館」の展示が奨励賞をいただきました。

今後、賞状等を含め広報や展示により、町民の皆さんに紹介してまいります。

7月10日には、にじいろこども園の花壇で取れた宇宙コスモスの種を岡山県赤磐市と浪江町の地域包括化包括連携事業の一環として、赤磐市教育長へ贈呈しました。

赤磐市とは、東日本大震災以降、災害復興支援を契機として、相互の地域発展に向けた交流を深めており、今後はコスモスの種を通して、子供たちの交流につなげていきたいと考えております。

次に、生涯学習についてご報告いたします。

6月22日、公民館事業「地域ふれあいチャレンジ」で吾妻小富士ハイキングとフルーツ狩りを行いました。町民18名が参加し、あいにくの天候でしたが、吾妻小富士の頂上からの眺めを楽しみ、フルーツ狩りでは食べ頃のサクランボを頂きました。

また、8月1日から2日には、子ども週末チャレンジで小・中学生12名がいわき海浜自然の家に宿泊し、海でのボディボードやキャンプ場での野外炊飯も体験しました。

今後も町民の方々が集い、楽しめるような公民館事業を企画、実施してまいります。

7月3日には、双葉郡スポーツ交流大会が富岡町、檜葉町で開催され、浪江町は野球、バスケットボール、ソフトテニス、グラウンドゴルフ、バレーボールに参加し、各競技において猛暑には負けない熱戦を繰り広げ、野球で優勝することができました。町内外から参集された選手の皆様に心より感謝を申し上げます。

令和3年10月に一般公開しました震災遺構浪江町立請戸小学校におきまして、これまで県内外、または外国からも多くの方々にご来館をいただき、8月21日に来館者10万人を達成いたしました。これまでご尽力をいただいた関係者の方々に感謝を申し上げますとともに、今後も震災の教訓を伝えてまいります。

以上、6月定例会以降、現在までの取組について報告させていただきました。

なお、今期定例会にご提案申し上げる案件は、決算認定案件2件、条例の改正案件2件、町道の認定及び廃止案件1件、契約締結及び変更案件8件、令和5年度補正予算案件7件、諮問案件1件、同意案件1件、報告案件3件であります。

詳細につきましては、提案の都度ご説明申し上げますので、よろ

しくご審議、ご承認いただきますようお願いを申し上げます。

以上をもちまして、私からの行政報告とさせていただきます。

○議長（平本佳司君） 以上で行政報告は終わりました。

---

#### ◎一般質問

○議長（平本佳司君） 日程第5、一般質問を行います。

一括質問方式については、慣例により質問が30分、再質問が10分、再々質問が10分以内となります。

一問一答方式については、質問、答弁合わせて60分以内となります。質問は質問席で行います。

通告された一般質問の中で、同一内容と思われる事項が2人以上の議員から出されております。議事整理上、また円滑な議会運営を行うため、後順位者が先順位者の質問に対する執行部の答弁で了解したときは、その件について撤回するか、または不足分の答弁を求めることをご協力をお願いいたします。

なお、一般質問は通告順に許可をいたします。質問、答弁とも簡潔にお願いします。

---

#### ◇ 高 野 武 君

○議長（平本佳司君） 10番、高野武君の質問を許可いたします。

10番、高野武君。

[10番 高野 武君登壇]

○10番（高野 武君） おはようございます。

10番、高野武であります。議長の許可を得ましたので、一般質問を行いたいと思います。

なお、通告書の記載どおり、一問一答方式で行いたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

まず初めに、津波被災地でもあります大字請戸地区に対しての特段のご配慮に対し、改めて御礼を申し上げます。

本題に入ります前に、同僚議員からの複数回にわたる大平山霊園、先人の丘の改修工事につきましても、一般質問に対する答弁とそれを踏まえた上での大字請戸地区の委員会、総会での報告と今後の対応を質問の中で順次行いたいと思いますので、お手元に届いている2枚の資料の確認をお願いしたいと思います。大丈夫ですか。

なお、念のために申し上げますが、本年7月30日に本庁舎2階会議室で行われました大字請戸地区の臨時総会におきましての協議で、全会一致ではありませんでしたが、大多数の出席者がこの件に対しての町の関与を明確にするために、町を告発すべきということで意

見の集約が諮られ、その上で私に町の関与等対応を一般質問の中で明確にさせていただきたいとの申入れがございました。

そこで、今回はこの問題1点に絞って質問をさせていただき、少し掘り下げましての質問もあるかと思いますが、よろしく願いをいたします。

その上で、告発ともなれば、今回の質問、また答弁に対しての裁判所よりの資料の提出等を求められる可能性もございますので、そのあたりも念頭に入れていただいた上で、慎重なる答弁をいただきたいと思います。

あわせて、大字請戸地区の住民に対しましても、町とのやり取りを広く知っていただくためにも、私が以前町から受けました説明に関し、同じ質問をすることもあるかと思いますが、その辺もよろしく願いをいたしたいと思います。

それでは、質問に入ります前に、これまでの経過を説明したいと思います。

皆さんご存じのとおり、請戸地区は津波被災地のために住宅の再建もできず、長引いた避難生活の末、苦渋の決断でほかの市町村への移住を決意した住民が大半です。

そこで、持ち上がってきたのが大字の解散とその残余金の取扱い問題であります。これは大字だけでは決めることができない、そういう判断から、町と相談の上、町の顧問弁護士さんと複数回にわたり相談して指導を仰いだものと思われま。

その中で、請戸行政区は地縁認可団体のために、残余金の配分はできないとの説明を受けまして、最終的には町に寄附することになるのではと話があったそうです。問題はここからなんですが、前区長の話では配分のできないお金であれば、大平山霊園や先人の丘の移転工事で町にはかなりお世話になりました。そこで、施設の維持管理のために草刈り機を贈呈したいとの旨の説明を委員会並びに大字総会での決議と報告となりました。その後、地区民からの霊園の通路が玉砂利では、今後高齢者も多くなり、車椅子では介護なしには墓参もできないとの声が多数寄せられたとかで、利用者の方々に不便を来すことは不本意ではないとの判断から、町予算でできないのであれば、分配のできない大字予算を使えば、皆さんに喜んでもらえるのではないかとの発想から、霊園全体の利用者に相談もせず、町への施設改修の要望書を提出したと伺っております。

質問の前に、お手元に届いている2枚の資料を確認していただきたいと思いますが、①の資料は大字請戸総会での経過報告の説明資料です。上から順を追って説明をしながら、確認と質問をいたした

いと思います。

令和4年3月27日の大字総会で、先人の丘、大平山霊園のことを車椅子で通れるように町へ要望する。また、大字予算で施行するとの決議を見て、3月29日に全戸に連絡となっております。

次に、7月27日に吉田前町長へ両施設の通路を老人と車椅子利用者に優しい歩道にしてほしい趣旨の要望書を提出するとの記載がありますので、要望書の提出はあったのか、その確認をいたしたいと思います。

○議長（平本佳司君） 建設課長。

○建設課長（宮林 薫君） ご質問にお答えいたします。

令和4年7月27日に頂いております。

○議長（平本佳司君） 10番、高野武君。

○10番（高野 武君） その後ですが、6月定例会で通路関係での質問に対し、国の補助事業なので、完成から10年間は改装できず、違反の場合には補助金の返納もあり得るとの答弁をいただきました。しかし、その後、再度地区住民が困っているのを、何とかしていただけないかと、再度、通路工事の要望書を提出しました。その趣旨をご理解いただき、町のほうから国と交渉していただきました。その結果ですが、7月後半になり、町建設課より、周りの環境や風景を損なわないように配慮すること、を条件に施工してもよいとの連絡を受けるとありますので、この件も確認をしたいと思います。

○議長（平本佳司君） 建設課長。

○建設課長（宮林 薫君） ご質問にお答えいたします。

請戸行政区より再度の要望を受け、国土交通省東北地方整備局に通路の舗装工事について質問をしております。その回答で、町が単費で舗装する場合は、財産処分の取扱いとならない。取壊し、または廃棄に該当する場合は、財産処分の手続が必要になると回答をいただいております。それを受け、通路の機能がなくなれば、舗装工事は可能ですと連絡をいたしました。

○議長（平本佳司君） 10番議員に申し上げます。

私のほうから指名してから、発言をするようお願いいたします。  
10番、高野武君。

○10番（高野 武君） 10番、高野武です。

私の知る限りですね、国や県のほうでも身障者に優しいまち、施設づくりを推奨していることはご存じのことと思いますし、補助関係にもあるように伺っておりますことから、まさしく大平山霊園の改修工事がこれに当てはまると思いますので、ただ単に困っているので何とかしてもらえないかと、国に要望したとは考えられません

ので、どんな要望、説明をして、先ほどの回答になったのか、そのやり取りの詳細を伺いたいと思います。

○議長（平本佳司君） 建設課長。

○建設課長（宮林 薫君） ご質問にお答えいたします。

補助金で整備したものについての取扱いについてとし、県まちづくり推進課を通じ、国土交通省東北地方整備局に問合せをしました。内容は、東日本大震災復興交付金で整備した請戸共同墓地整備事業についてと具体的な事業名を記載し、利用者より通路の玉砂利を舗装したいと要望があった。手を加えても差し支えないでしょうかと問合せをしております。先ほどの答弁のとおり、財産処分の取扱いとならないと回答をいただいております。

○議長（平本佳司君） 10番、高野武君。

○10番（高野 武君） 次に移ります。

ここが一番の重点項目になりますので、答弁には細心の注意を払っていただきたいということを最初に申し上げておきます。

8月24日水曜日、14時から町役場3階で当時の建設課長ら3人、相馬石材、大字区長、庶務会計同席の下、両施設の通路工事の施工内容の説明と指導とありますので、何点かの確認と説明を求めたいと思いますけれども、始めはですね、会合の日付と出席者に間違いはないのか、確認をしたいと思います。

○議長（平本佳司君） 建設課長。

○建設課長（宮林 薫君） ご質問にお答えします。

令和4年8月24日の水曜日に、先人の丘、大平山霊園の車椅子使用通路工事とのことで、町側は建設課3名、請戸行政区側は3名で、役員2名、業者1名と打合せをしております。

○議長（平本佳司君） 10番、高野武君。

○10番（高野 武君） 2回目に、2つ目になります。

両施設の通路工事の施工内容と指導ですが、施工内容とどのような指導を行ったのか、伺いたいと思います。

○議長（平本佳司君） 建設課長。

○建設課長（宮林 薫君） ご質問にお答えいたします。

打合せの冒頭に、行政区より改めて令和4年3月の大字の総会で、大平山霊園、先人の丘の通路について車椅子が通れるようにと要望が上がっていること。工事については、施工可能で行政区で施工することに決定したとの話をいただきました。また、その際、工事終了後に行政区を解散する。行政区を清算するために役員を引き継いでいるので、整備できるよう頼みたいとの話があったところでございます。

町では、改めて工事の費用については、行政区の負担で問題ないか、総意ですかと確認し、問題ないとの回答があり、打合せしております。打合せ内容としては、工事は町が管理している施設を管理者以外の者が工事をするようになるため、工事施行承認として許可が必要になることやお彼岸、年始年末、お盆の時期は工事をせず、お墓参りができるような状態にしてほしい。利用者への連絡通知などについて打合せをしております。

- 議長（平本佳司君） 10番、高野武君。
- 10番（高野 武君） その中にはですね、当然のこととして工事を始めるに当たり、施工承認の申請書の提出の件も説明というか、要請したものと思われませんが、この件は今の答弁で大丈夫ですね。お願いします。
- 議長（平本佳司君） 建設課長。
- 建設課長（宮林 薫君） 8月24日の打合せのときに、提出するように話をしております。
- 議長（平本佳司君） 10番、高野武君。
- 10番（高野 武君） 役所とはいえ、書類で成り立っている業務と考えていますが、当時行政区と石材屋さんの会話で、今すぐにでも工事の発注をしたいというような話はなかったのか、そのあたりも確認したいと思います。
- 議長（平本佳司君） 建設課長。
- 建設課長（宮林 薫君） 繰り返しになりますけれども、打合せの中で、工事終了後に行政区を解散する、行政区を清算するために役員を引き受けているとの話はございました。
- 議長（平本佳司君） 10番、高野武君。
- 10番（高野 武君） 質問の趣旨と内容が違いますけれども。
- 議長（平本佳司君） 建設課長。
- 建設課長（宮林 薫君） 工事を急いでいるという発言はございませんでした。
- 議長（平本佳司君） 10番、高野武君。
- 10番（高野 武君） なければ、これは後で再度もう1点やりたいと思いますけれども、この中にですね、工事施行承認申請書、その後になりますけれども、申請書には10月4日の日付でありますけれども、收受が令和4年10月25日となっておりますけれども、この3週間、要するに工事承認申請書を出してから受付收受ですか、受付まで、3週間のタイムラグがありますけれども、これは何を意味するのか、その辺を伺います。
- 議長（平本佳司君） 建設課長。

○建設課長（宮林 薫君） 申請書を受理した10月25日から利用者への工事のお知らせをする11月11日までに利用者へ発送する文書の作成、工事の工期の確認、調整をし、起案、決裁後、封入し、約390名の利用者に11日付の文書を発送しております。

○議長（平本佳司君） 10番、高野武君。

○10番（高野 武君） 日付の話はこの後にするかと思ったんですけども、それは資料②のほうになりますので、資料①が終わってから再度やりますので、それは後で再度質問という形でご理解願います。多分3週間も書類の審査に時間がかかったということは、何を意味するのかと。

○議長（平本佳司君） 高野議員、質問中でございますが、暫時休議します。

（午前 9時43分）

---

○議長（平本佳司君） 再開します。

（午前 9時44分）

---

○議長（平本佳司君） 先ほどの答弁、もう一度お願いします。  
建設課長。

○建設課長（宮林 薫君） 工事施工承認申請書の日付が10月4日で書類が25日、その3週間に何があったのかという質問ですけれども、8月24日の打合せ後、10月4日付の申請書が届きました。資料を確認したところ、図面の不備や工事内容が不明確だったので、図面の修正、追加を指示し、書類がそろったのが10月25日ございました。

○議長（平本佳司君） 10番、高野武君。

○10番（高野 武君） 今の答弁ですと、書類審査とか、内容的に精査をするのにその時間を要したという解釈で結構ですか

○議長（平本佳司君） 建設課長。

○建設課長（宮林 薫君） 議員お質しのとおりの確認をしております。

○議長（平本佳司君） 10番、高野武君。

○10番（高野 武君） その3週間に書類審査をしていた。また書類の不備もあり、再提出をしてもらったと。直っていると、直してもらったということですね。それ以後の変更や指摘もなくて、十分な審査の上で収受しました、受け取りましたと理解しましたが、つまり問題点はなかったということだから受理をしたということで結構ですね。そういう解釈で。確認します。

○議長（平本佳司君） 建設課長。

○建設課長（宮林 薫君） 10月25日に書類がそろいました。その後は受理して特に問題ないと確認しております。

○議長（平本佳司君） 10番、高野武君。

○10番（高野 武君） ここで疑問点が1つ出てくるんですよ。ということはですね、先ほど石材屋さんが同席した上で役場の2階会議室で会合を持ったという形の中で、やはり石材屋さんが同席している。また、その間に工事の請戸地区と、また石材屋さんと契約を結んでいるわけですけれども、この契約に関して町は知っているか、知らないか、そこら辺、分かりますので、契約書の内容は申し上げません。ただ、その石材屋さんが同席している、先ほど言いましたとおり、答弁のとおり、要するに大字請戸地区では解散を前提として協議を進めている。要するに早くやってほしいんだという旨の話があったのかなと思うんですよ。それで、問題点は、収受した時点で問題はない、ならば、なぜすぐに認可をしていただけなかったか、その辺がちょっとおかしいと思うんです。その理由を伺いますけれども、この後にします。

問題点が公になったのは、昨年11月11日付、これが2番目の②の資料になります。霊園利用者に施工の案内を出してからなんですよ。その間にやはり十七、八日間のタイムラグがあるんです。その認可に問題がなかった。町では大字地区は急いでいる。どうして問題がないことに対して十七、八日間も時間を要するのか。問題が出たのは11日以降ですから、その間までに大分時間的な余裕があったんです。なぜ請戸地区は急いでいるというのを理解した上での発言かは、分かりませんが、先ほどの中で書類審査に時間がかかっても問題はないと。問題がなければすぐに認可していただけるものと普通は理解するんですが、その辺はどういう解釈で3週間も、約2週間近くですか、十七、八日間の空白があったのか、その辺も伺います。

○議長（平本佳司君） 答弁調整のため、暫時休議します。  
(午前 9時48分)

---

○議長（平本佳司君） 再開します。  
(午前 9時52分)

---

○議長（平本佳司君） 建設課長。

○建設課長（宮林 薫君） 利用者へ発送する文書の作成、工事の工期の確認、調整をし、起案記載、封入し、約390名の利用者に11日付の文書を発送いたしました。

- 議長（平本佳司君） 10番、高野武君。  
○10番（高野 武君） 今の私の質問に対しての回答にはなっておりません。  
○議長（平本佳司君） 暫時休議します。

（午前 9時53分）

---

- 議長（平本佳司君） 再開します。

（午前 9時57分）

---

- 議長（平本佳司君） 建設課長。  
○建設課長（宮林 薫君） 書類を受け取ってから許可するまでの間、時間がかかっておりましたけれども、それにつきましては11日付の発送した後、皆さんに通知してから許可をする必要があると判断しております。  
○議長（平本佳司君） 10番、高野武君。  
○10番（高野 武君） 今の答弁ですと、11日の発送をしてからということなんですけれども、私が伺ったのは11日の発送するまで、要するに書類を収受したのが10月25日、問題点が起きたのが11日の書類が皆さんの手元に届いてから問題が公になったんですよ。この間に問題は別に公になっていたわけではないんです。だから大字地区が先ほどの課長の答弁のとおり、要するに我々は暫定の役員である。早く解散をしたいがために問題を解決したいんだということは伺っているはずなんです。だから、収受してから問題が発覚するまでの間のタイムラグが先ほど言いましたとおり、17日から18日間ある。その間に問題が発覚したのは、先ほど言いましたとおり11日、だから十七、八日間の間になぜ認可をしていただけなかったのかと、私はその理由を伺っています。  
○議長（平本佳司君） 成井副町長。  
○副町長（成井 祥君） 高野議員の今ほどのご質問についてお答えいたします。

書類は受理いたしましたのは、10月25日でございますけれども、大平山霊園につきましては町が管理する施設でございます。そのため、工事の施工承認の許可を出すためには、管理者である町が利用されている方々、皆様にお知らせをした後に、許可を出したいというふうにご考えておりましたので、工事の許可が遅れているというふうなことでございます。そのため、実際に文書を発送したのが11月11日というふうなことになりますけれども、利用者の皆様約390名おりますけれども、住所の確認等々に時間を要しまして、若干のタ

イムラグがあったというふうなわけでございます。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 10番、高野武君。

○10番（高野 武君） 今の成井副町長の説明で大体分かるんですけども、これでもやはり腑に落ちない点がある。ということは、後で再度その件でこの後になりますけれども、それで今のちょっと成井副町長の答弁を掘り下げてよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に移ります。

この問題についての予算面ですね。昨年3月24日付で町の予算での工事は無理であるとの回答がありましたことは、先ほどの①の資料の中に記載されているとおりに思います。それで、3月27日の大字総会では、大字会計からの支出でもできるならば改修をやり、竣工後に町に寄贈したい、寄附したいとの申入れがあったとは思ひますが、その確認をいたします。

あわせて、寄附行為に関してはどのような見解と説明をされたのか、伺いたいと思ひます。

同時に、予算面でも国との協議されたことと思ひますので、要するに国の補助事業ですから、予算面がなくては工事が始まりませんから、予算面でも国のほうとも協議されたことと思ひますので、どのような指摘、指導を受けたのか、国のほうからの指導ですよ。受けたのか、伺いたいと思ひます。

○議長（平本佳司君） 建設課長。

○建設課長（宮林 薫君） ご質問にお答えします。

町の施設を工事する施工承認の申請許可等の手続で工事するような考えで、寄附行為との認識はございませんでした。国には通路の舗装に伴う財産処分の取扱いについて問合せをしております。予算面での協議はしていません。

○議長（平本佳司君） 10番、高野武君。

○10番（高野 武君） 今の質問の中で、寄附行為ということは考えていなかったということですが、国のほうの補助事業に関して町のほうの寄附行為に関してはなかったと、大字地区の。寄附行為でなければ工事が始まることに対して、結果的に工事が仮にやっただとするとどういう形になるんですか。町の施設に関して業者への発注ですよ。そして工事が完了した場合、これは寄附行為には当たらないんですか。その辺の見解をちょっと求めます。

○議長（平本佳司君） 建設課長。

○建設課長（宮林 薫君） 繰り返しになりますけれども、工事施工承認という認識でございました。

- 議長（平本佳司君） 10番、高野武君。
- 10番（高野 武君） この件は、これ以上質問しても多分壊れたレコードのような回答しか返ってこないんだと思います。
- 先ほどに関して、予算面でも国と思うということで道路関係ですけれども、国のほうでもこれ以上の補助ができないと言っている以上、財源の問題は当然先ほどのように工事をやるに関しては言っていると思います。しかし、国のほうで出せないと言っている以上、誰が負担するんだということで、国のほうの説明は求めたのか、国のほうの回答ですか、そういう回答があれば伺いたい。
- 議長（平本佳司君） 建設課長。
- 建設課長（宮林 薫君） 国からの回答では、町単費であれば可能ということで、財源が国費でなければ工事は可能という認識でございます。
- 議長（平本佳司君） 10番、高野武君。
- 10番（高野 武君） 財源を町で負担してやるんだというような説明の解釈だったということですか。再度確認しますけれども、大字で負担すると言ったからやるのではなくということで、国のほうに対しては町の財源でやるんだといったような説明をしたんですか、その辺をもう一度お願いします。
- 議長（平本佳司君） 建設課長。
- 建設課長（宮林 薫君） 事業が補助事業でなければ可能であるという認識でございました。
- 議長（平本佳司君） 10番、高野武君。
- 10番（高野 武君） 町負担でということで国のほうに対して説明をしたという発言ですよね。ならばですね、町発注の工事でもよくて、要するに資料2番にあるとおり、工事の発注者は請戸行政区である必要はないという認識なんですけれども、この答弁との整合性を伺います。
- 議長（平本佳司君） 建設課長。
- 建設課長（宮林 薫君） 繰り返しになりますけれども、承認工事という認識で工事を進めておりました。
- 議長（平本佳司君） 10番、高野武君。
- 10番（高野 武君） 私個人としては、答弁内容が理解できないこといっぱいなんですけれども、ここに請戸地区の行政区の方々も大勢いらっしゃいますので、いま少し明確な回答をいただけると大変ありがたいんですけれども、その辺はどうなのか。
- 議長（平本佳司君） 成井副町長。
- 副町長（成井 祥君） 今ほどの財源の問題につきましてお答えいた

します。

国のほうには、要するに利用者からそういうふうな要望が上がっているというふうなことでお伝えしましたが、財源につきましてはどういった財源を使うかというのは説明をしておりません。一方で国のほうからは、要は国費では出せませんよというふうな話が出されているところでございます。しからば町がやるのか、行政区がやるかというのは、地方のほうの問題でありまして、国のほうはどういった財源を使うかというのは、特に関与しないものとしまして我々は判断し、話を進めていたところでございます。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 10番、高野武君。

○10番（高野 武君） 要するに町のほうでやるということで、財源問題は国のほうから指摘を受けなかったという理解で結構ですか。承知しました。

要するにこの件だけでも、町の関与は十分にあるという解釈で私は理解をいたしますけれども、その後の経過としての資料を基に日付の前後面も含めまして総括的なまとめでの質問になりますけれども、その辺をあらかじめご了解いただきたいと思います。

それでは、資料②をご覧くださいと思います。その後になります。先ほど課長が言いましたように、11月11日付で町建設課より霊園利用者に対しまして通知がありました。この中で文書の中には工事発注者欄には請戸行政区とありました。ところが今課長の答弁では、町のほうで負担するんだというような説明をしたみたいなことなんですけれども、この辺ちょっと私の理解とちょっと若干違うんですけれども、この中にそうすると工事発注者の欄に請戸行政区と記載がされているんです。町の施設工事になぜ発注者が請戸行政区なんですか。これは先般の定例会の中でも同僚議員の中から同じような質問がありましたので、私個人としては内容が分かっておりますけれども、その辺の答弁の確認という意味でも再度お願いしたいと思います。

○議長（平本佳司君） 成井副町長。

○副町長（成井 祥君） ご質問にお答えいたします。

すみません。答弁の内容が明確でなかったことおわび申し上げます。

国のほうには、要は財源につきまして国の財源ではなくて、地方のほうの様々ないろいろな財源を使ってやりますよというふうなお話をした際に、国からは出せませんよ、町単費であればいいですよというふうな回答があったというふうなことの答弁でございまして、

町が発注するというふうなことではございませんので、そこは訂正させていただきます。

その上に立ちまして、この文書につきましてはあくまで請戸行政区のほうで、総意で工事をされたいというふうなことではございませんので、工事の施工承認を出すために、まずは文書でお知らせするというふうなことでの文書でございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（平本佳司君） 10番、高野武君。

○10番（高野 武君） それで答弁自体としては成り立つのかなとは思いますが、ただまだちょっと質問内容は大分後になりますので、その辺がまた再度同じような話にはなるかと思っております。それでもう一度ご理解をお願いします。

大字委員会の後にですね、霊園の不便性は理解できるが、被災後にお墓も移住先に異動したので大字の予算を使わないでいただきたいとか、また同じ利用者の中でも中浜、両竹、それ以外の利用者の受益者負担でやってくれと。またその方々に対しての改修工事の説明の理解は得たのか。また、町の施設なので、工事は町でやるべき等々の意見が多数ありました。また、町のほうにも同様の意見が多数あったようにも伺っております。その後、委員会の中で指摘された問題点を協議して改修工事を一旦停止にして、総会の結論で判断すべきとなり、本年5月21日の総会で工事の発注は否決になりました。その後、6月2日に建設課で総会の結果確認のため、職員の方2名がいわき市の区長宅に赴き、その上で工事施工承認申請書取下げ届提出とあります。これは6日からの定例会で先ほどちらっと言いましたけれども、同僚議員からの質問通告書、これを見て答弁に窮する前に急ぎ対応したと考えますけれども、その辺の見解はどうか伺います。

○議長（平本佳司君） 建設課長。

○建設課長（宮林 薫君） ご質問にお答えします。

5月21日の日曜日に大字請戸区総会が開催された後、総会の結果について行政区より連絡がなかったため、確認に伺っております。通路工事について総会での協議の結果、通路工事は否決されたと報告がありました。通路工事は大字の総意で施行することが前提条件でございましたが、総会で工事が否決となり、実際は総意ではなかったことを確認しましたので、施工承認工事申請取下げ届を提出していただき、申請していただいております施工承認工事申請書を返還することといたしました。

○議長（平本佳司君） 10番、高野武君。

○10番（高野 武君） 今の答弁なんですけれども、要するに6月2日に区長宅に赴いた上で、工事承認申請書、施工承認申請書を取り下げていただいたということを定例会の席上では、既に書類は手元にあったはずなんですよね。6月6日ですから、定例会は。承認申請書を提出したのは6月2日、4日前。ということは、先ほどの副町長の答弁の中で、議事録を確認しないと正確な問題はどうかと思いますけれども、6月2日に提出されました。大字のほうで出されています。それが定例会の席上で副町長のほうから総会の報告は受けていないと。施工承認は預かっているだけだと、取下げ届も出ていないというような答弁があったような記憶なんですけれども、その辺の解釈をもう一度お願いしたいなと思います。

加えまして、6月6日には建設課より、そのコピーと、要するに工事施工承認書の取下げ届のコピー、それと施工図面等が送り返されておるといことなんですけれども、聞いていない話の中で先ほど言いましたが、6月6日の定例会の席上ですね。6日に送っている。中止とも延期とも言えない、答弁、この辺の整合性をちょっと再度伺います。

○議長（平本佳司君） 成井副町長。

○副町長（成井 祥君） ご質問にお答えいたします。

6月6日の定例会の際にはですね、正式には施工承認工事申請取下げ書については、提出はなされておりませんでした。ただ、今ご質問、それから建設課長から答弁いたしましたとおり、6月2日に建設課の職員がいわきのほうに赴きまして、区長さんと面談を行っております。その際にですね、経過から申し上げますと、6月2日の日に大字の総意ではなかったというふうなことが明確になりました。工事は否決されたというふうな報告がございましたので、しからば工事の申請の取下げ書を提出いただきたいというふうなことで、その際は提出がありませんでしたけれども、6月2日の日に提出についてお願いしたものでございます。

○議長（平本佳司君） 10番、高野武君。

○10番（高野 武君） 6月2日となっておりますけれども、私が持っている資料の中には工事施工承認申請書取下げ届、令和5年6月2日となっておりますけれども、日付が。この辺の整合性を私伺って、これ書類は偽物ということですか。

○議長（平本佳司君） 建設課長。

○建設課長（宮林 薫君） 6月2日に取下げのほうは確認しております。郵送でやり取りすることとなって、確認した6月2日の日にするという確認をしております。

○議長（平本佳司君） 高野議員、暫時休議に入ります。  
（午前10時15分）

---

○議長（平本佳司君） 再開します。  
（午前10時16分）

---

○議長（平本佳司君） 建設課長。

○建設課長（宮林 薫君） 6月2日で実際届いた日と差異があるという  
ことですが、2日の打合せの中ですね、その取下げの日  
につきましては、打合せした2日ということにしましょうという  
ことで、そのときに話をしておりました。受付日は11日でした。

○議長（平本佳司君） ちょっと待ってください。  
再度答弁します。  
成井副町長。

○副町長（成井 祥君） ご質問にお答えいたします。

6月2日の日に打合せをさせていただきまして、後日ですね、郵  
送してくださいというふうなことでお願いを申し上げました。6月  
2日付で書いていただきましたけれども、役場に実際に到着いたし  
ましたのは6月11日でございます。

以上でございます。6月11日でございます。

○議長（平本佳司君） 10番、高野武君。

○10番（高野 武君） 先ほど私が申し上げたのは、6月6日に町の建  
設課に工事施工承認申請の取下げのコピーと一緒に施工関係の図面  
が送られてきたという大字のほうからの説明があった。大字の説明  
は間違っているということですか。後々問題になるんだから、はっ  
きりしてくださいよ、この辺は。

○議長（平本佳司君） 成井副町長。

○副町長（成井 祥君） ご質問にお答えいたします。

この6月6日につきましては、町側からですね、こちらのものにつ  
いて送付したというふうな内容でございます。行政区のほうから  
提出があったというふうなことではございません。

○議長（平本佳司君） 10番、高野武君。

○10番（高野 武君） 今の答弁の中でもまだ今一釈然としない旨はあ  
ります。ただ、特に大字の方々が傍聴していますので、その辺でど  
う理解するかは、私は判断いたしませんけれども、その辺の判断効  
力も踏まえまして、もう一度明確な答弁をいただきましたかっ  
たんですけれども、時間の関係で先に進みます。

○議長（平本佳司君） 高野議員に申し上げます。

執行部が、明確な答弁をしたいということで、暫時休議します。

（午前10時19分）

---

○議長（平本佳司君） 再開します。

（午前10時25分）

---

○議長（平本佳司君） 成井副町長。

○副町長（成井 祥君） この工事の取下げにつきまして再度時系列を追いまして答弁させていただきたいと思います。

まず、6月2日からでございますけれども、6月2日、この日は総会の内容等を確認するため、建設課のほうでいわきのほうに、区長さんのほうに伺ったわけでございますけれども、その際は工事について中止するというふうなお話もございましたので、工事施工承認申請取下げ書を提出いただくことにつきまして、お互いに合意したというふうなことでございまして、その際は書類の取り交わし等はなかったということでございます。

その後、6月6日の日に建設課のほうから工事施工の承認の取下げ書を送りますとともに、あわせましてお預かりしておりました工事施工承認申請書につきましても郵送させていただいたというふうなことでございます。その後、行政区様のほうからは、6月11日の日に役場のほうに郵送にて、工事施工承認申請取下げ書の提出が出されたというふうなことでございます。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 10番、高野武君。

○10番（高野 武君） ただいまの答弁の整合性なんですけれども、個人的な経過になります。私が手元に持っておりますコピーには6月2日の日付が入っております。工事施行承認申請の取下げ、それでその辺で担当課の職員の方、2名の方がそれで合意したという話であれば、これは正式な場で答弁、論争の経過になるのかなど、それまで言及はしませんけれども、ただそういう経過があったということは、議場にいる方々のご理解を賜りたいなと思います。これ以上の追求はしない。

しかしですね、昨年度、今年の6月に同僚議員から質問があったのに対して成井副町長のほうから、要するに延期とも中止とも言えないと、話は聞いていないんだというような説明であったのですけれども、この件でちょっと私が知らなければ、いいんですけれども、この辺で副町長さんのほうで答弁の訂正とか修正とか、そういう形

はあり得ないですね、だとすれば。

○議長（平本佳司君） 成井副町長。

○副町長（成井 祥君） お答えいたします。

6月定例会の際に、佐々木議員のほうからご質問をいただいた際には、その当日には、この工事施工承認申請取り下げ届につきましては、まだこちらの手元に届いておりませんので、明確に工事が中止になったというふうな答弁はできませんでしたので、あのような発言を申し上げたというふうなことでございます。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 10番、高野武君。

○10番（高野 武君） そのことで理解をいたしたいなどは思いますけれども、その判断は、こちらにおります請戸地区の行政区の方々、これからどういう判断をするのか、その辺のほうにお任せをすることにして、この前の臨時総会での話をもう少し詳細に申し上げますと、大字では、今年の8月24日の打合せで、町の承認を得たと理解して工事請負契約を結びまして、工事代金を振り込んだ後の10月4日になってから工事施工承認申請書を提出しました。この辺はご存じのことだと思います。

遅れた理由は、私には分かりませんが、結果的にこのことが一番のミスになりまして、工事施工承認申請の取下げにつながったものと理解をしておりますが、その結果も、工事も中止となり、業者から多額の賠償金の請求を受けるに至りました。

しかしながら、本年6月6日の定例会で先ほど申し上げましたとおり、同僚議員の質問に対しまして、町では工事の認可をしてはいないんだという答弁があったことはご存じのことと思います。

そこで、②の資料をご覧いただきたいなと思います。

それで、ここの中で、令和4年12月1日から令和5年10月5日までの工事期間の記載が載っています。何か変だとは思いませんか。

町で認可していない事業が、なぜこの工事、要するに町で送付した、していただいた書類ですね、その中に工事の日付の記載があるのか。この整合性をちょっとお答えください。

あと、大字でこれは勝手に日付を入れたのかは、これは私も分かりませんので、その辺の町としての解釈はどうなんですか。

ましてや、その中に工事の担当者として建設課職員の2名の記載もあります。認可していない工事に対して、なぜ町で工事そのものの発注の、要するにこういう工事が始まりますよという通知を出した上、2名の担当者の、認可していない工事ですよ、認可していない工事に、担当者の2名の記載があるのかお答えいただきたいと思

います。

あと……

○議長（平本佳司君） よろしいですか。

○10番（高野 武君） はい。

○議長（平本佳司君） 建設課長。

○建設課長（宮林 薫君） 町で認可していない事業がなぜ始まる日付の記載があったのか、その整合性についてお答えいたします。

8月24日の打合せで、利用者への工事の連絡は町が周知することになりましたので、資料のとおり文書で連絡しております。その時点で、行政区からは、大字の費用で工事施工は可能との前提で、通路の舗装工事は可能と判断しておりましたので、正式な手続前でしたが、利用者に迷惑がないよう、事前に連絡させていただきました。

なお、工事期間の日付につきましては、打合せ後に確認した開始日としております。

質問の、認可していない工事になぜ町の建設課2名の担当者の記載があるのかについてお答えいたします。

先人の丘、町営大平山霊園の管理の所管は建設課となっておりますので、受け取った方が問合せしやすいよう、担当部署や担当者名等を記載しております。

○議長（平本佳司君） 10番、高野武君。

○10番（高野 武君） 今の話なんですけれども、ちょっと先に戻りますけれども、これは町からの発送なんですよね。町の発送ということは、この文書そのものが、知らない人、要するに書類を頂いた人です。町から頂いた書類には、当然町の職員の名前が載っております。こういうことから、町工事の予算というか、先ほど説明があったとおりでなんですけれども、ただ、町が認可してもらったからこそこういう工事が発注になったのかなという、一般の方は理解すると、私はそう解釈するんですけれども、その辺の解釈についての考えをちょっと、私の考え方違いかもしれませんので、再度伺います。ごめんなさい。いま一つ。

あくまでも、町で発注していないと、認可をしていないとするのであれば、この書類発送した職員、発送というよりも記載されている方ですね、職員の方。これは業務上の背任に当たらないんですか。要するに、町が関係ないと言い張っているものに対して、職員の方2名の記載があると。この辺はちょっと私も変だと思うんですけれども、その辺の解釈も併せてお願いします。

○議長（平本佳司君） 建設課長。

○建設課長（宮林 薫君） 霊園と大平山霊園につきましては、町が管

理する施設でございまして、あと、行政区の方が送付先の住所等が分からないということもございますので、町のほうで通知は、発送しております。

あと、担当者につきましては、問合せがあった際、つなげなくてはならないので、管理をしているものの担当者名を記載しております。

○議長（平本佳司君） 10番、高野武君。

○10番（高野 武君） 私が質問したのは、要するに、後は一番最後の件で、これは町職員の勇み足だったということが、その辺はちょっと分かりませんが、これは背任には当たらないんですかと最後に伺いましたけれども、その辺の解釈を伺います。

要するに自分で、役場では知らないものに対して2名の記載があるということは、どう考えても変なんですけれどもね。まして、町が、発送している。

○議長（平本佳司君） 成井副町長。

○副町長（成井 祥君） ご質問にお答えいたします。

この11月11日の文書は、間違いなく町で出されたものでございます。

ただ、一方で、工事発注者は請戸行政区というふうなことで記載をしておりますし、これはそもそも論に戻ってしまいますけれども、請戸行政区の総意として地域のためにやりたい、そういったことで何度も要望をいただいていたわけでございます。

町としては、なかなか難しいというふうな状況の中で、何とか地域の思いに応えたいというふうなことで進めておりました。

そういった中で、町で、管理者でありますから文書を発送するというふうなことになりましたので、このような文書を発送したというふうなことでございまして、この工事に関しましては、当然町は承知しておりましたけれども、時間軸の関係で、この文書を発送して、利用者の皆様にご理解をいただいてから工事の施工の承認をしようというふうな順番でございましたので、その前段としての文書であるというふうに我々は受け止めております。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 10番、高野武君。

○10番（高野 武君） そうすると、時間軸で発送というお答えだったんですけれども、それから工事施工承認申請書関係が出たのかなと思います。

ただ、何回も言うように、ちょっと時間の整合性を、私がちょっと今一理解できない面がありますけれども、それ以上の回答は多分

出ないのかなど、思いますので、時間の関係上、ちょっと先に進みたいなどは思いますけれども、あと同じく、先ほど、どういう判断をするのか、それは大字行政区の委員の方々に、行政区と、判断にお任せするというにしたいなと思いますけれども、私は、工事施工の承認申請書、これを取り下げてもらったから、町では関係がないではなくて、損害賠償、要するに業者さんから損害賠償の請求を受けた大字委員の方々の心情を考えたときに、支払い義務が当然発生するとは思いますが、納得できないものがあるんです。

そこで、本年7月30日、大字の臨時総会での協議の中で、工事解約の中で発生した損害金の取扱いの問題ですけれども、工事も始まっていないのに、霊園の見積りが1,700万円と、先人の丘が259万1,575円と。合計で1,959万1,575円。損害請求額が1,938万3,515円ですか。石板が中国のほうから輸入するそうなので、これは為替レートの関係上もあるのかなとは思いますが、そこで、石材の現物の、これは、代金はやむを得ない金額かなど。損害保険の減額交渉に、そこで第三者もしくは弁護士に交渉を依頼したい。その費用は大字負担でも認めるということまで意見の集約を見ました。

あわせて、大字からこれだけの損害金が出たのに、町として施工承認は申請していない、関与はしていないとの話は納得できないので告発をすべきとの意見もまた集約を見ましたので、それを確認するためにも質問をいたしました。

ここからは、個人的な見解になります。

違約金の請求で実害を被るのは、大字の委員であると。その方々は、個人的に町に対しての告訴の権利があるとは思いますが、請戸区員としてはないだろうと考えておりました。

しかし、先ほどの臨時総会の中の意見を集約すれば、先ほどの弁護士さんの費用を大字で負担してもいいと、負担するという事になって、承認ですか、意見の集約ですね、となっておりますことから、やはり大字区員に対しても当然実害は発生するものと考えられますので、そのあたりはご理解をいただきたいなと思います。

町では、大字地区民が本当に困っているんならばと、議会では、補助事業の関係上10年間は改修工事ができないと答弁したにもかかわらず、大字より再三の要望を受けて、国と粘り強く協議をしてくれたものと思います。その上で、大字に対して、条件付で施工してもいいと、そういう説明になったものと理解をしております。

その件で、法律的に何ら問題がないとは個人的には思いましたが、問題があるとおっしゃる方がいるんならば、やはりこの件に関しては、もっと国のほうの話を、問い合わせるなり何なりして、

その疑問点を調べていただきたいなど、個人的には思いますけれども、私も若い頃、同じような事案に遭遇いたしまして、内容証明とか配達証明、それをつけて、霞が関のほうに資料を送って、文書で回答を頂きました。その中で、その職員の方は、最終的には、窓際族と言いますか、閑職に追いやられて、定年までろくな仕事もなくて退職したように伺っております。まあ、これは余計な話なんですけれども。

町としては、国の指導を仰ぐ、正しく善意で交渉してくれたものと私は理解しております。疑問点は当然のことながら、これは追及するのは私の立場でありますから、その辺はご理解を願いたいなと思いますけれども、確かに、大字の役員といえども素人の集まりですから、書類の不備、記載方法等の問題点はあったと理解もできます。その不備を認めて、謝罪をした上、関係者同士で話し合いをしながら、訂正なり、何なりすればいいだけのことなんだったんだと思いますけれども、しかし、かたくなに意見を聞き入れない方も存在しました。お互い感情面で支配されたのかなという面が強い方もいるのかなと、そんなふうに私は考えます。

私は、殊さらに大きな問題点として取り上げる必要がないのかなと思い、発言は控えておりました。しかし、現実の問題として、大字の臨時総会で、町に対して告発も辞さない、この意見が総意としてまとめられた点は、動かし難いものがあります。

大字委員の方々も、損害金の請求を受けて困惑しておりますが、自分たちの迅速な行動がこんな問題を引き起こしたと反省していることとは思います。

以上で、私の質問は終わりますけれども、ゴシップ系の3面記事をにぎわせようのないように、大字請戸区と今後とも話し合いを続けていただき、円満解決の道を探っていただきたいなと思います。

終わります。以上です。

○議長（平本佳司君） 以上で10番、高野武君の一般質問を終わります。

---

○議長（平本佳司君） ここで10時55分まで休憩に入ります。  
(午前10時42分)

---

○議長（平本佳司君） 再開します。  
(午前10時55分)

---

◇ 紺野榮重君

○議長（平本佳司君） 15番、紺野榮重君の質問を許可します。

15番、紺野榮重君。

[15番 紺野榮重君登壇]

○15番（紺野榮重君） 15番、紺野榮重でございます。

議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきたいというふうに思います。

質問方法は一括質問でございます。

主な質問事項は、ランカスター市、ハワイ郡との連携協定の件、それから、浪江駅周辺整備事業の件、そして、福島国際研究教育機構の件、農業の件、最後に、114号拡幅工事の件についてであります。よろしくお願いをいたします。

なお、地球温暖化の進行を抑えるためにというふうな中で、南相馬市の広報がありましたので、タブレットに入れられてもらいました。参考にさせていただきたいというふうに思います。

東日本大震災原発事故から12年6か月、多くの方にお世話になり、今日に至りました。浪江町の7月の住基人口は1万5,352人、居住人口が2,089人になりました。居住人口も少しずつではありますが、増えていることにありがたく思います。しかし、復興計画で、令和17年まで居住人口8,000人の達成はなかなか難しいと思います。

この頃、町の人々の動きが変わったと感じます。特に、駅周辺に外国人が見られますし、また、若い人が多く見られるようになりました。駅前開発とF-R-E-Iの関係も多いにあらうと推察をします。

帰還困難区域、特定復興再生拠点の一部避難解除となりました。室原、末森、津島、そして大堀相馬焼の里、避難指示解除をされ、今後の復興の励みとなると思います。

さらには、改正福島復興特措法が成立し、帰還困難区域に新たに特定帰還居住区域が設定されることになりました。遅きに失したとは思いますが、帰還困難区域の新たな復興の風が吹くものと思います。震災前のように、町の道路がどこまでも行けるように、早くなってもらいたいと思います。拠点外における住民の要望に応え、浪江町全域の解除実現を願うところであります。

浪江町と外国との連携協定では、アメリカ・カルフォルニア州ランカスター市、ハワイ郡との水素社会実現に向けて、なみえ水素タウン構想やゼロカーボンシティ、水素社会実現に向けて取り組んでいくものと思います。町内外に、このことをやはり理解を深めるべきだというふうに思います。

国の方針に沿って、浪江町も2050年、令和32年を目標にゼロカーボンを宣言しておりますが、町民にとってなかなか分かりにくい宣言かと思えます。そもそもは、地球温暖化を抑制するための二酸化

炭素排出量ゼロを目指すわけでありまして。このことを成し遂げるには、町民の理解なしにはできるものではありません。各家庭で協力できることは何か、具体的に示していただきたいというふうに思います。

ランカスター市、ハワイ郡との連携協定の件について伺います。

質問の前に、ハワイ山火事の死者が100人以上、壊滅的な被害とのこと、お見舞いを申し上げます

2022年、ランカスター市、ハワイ郡との連携協定が締結されました。お互いの再生可能エネルギーや水素の利活用に関わる知見を共有する、これは世界的な温暖化の問題で、できるだけ二酸化炭素の排出量を少なくして、再生エネルギーの活用が必要なことは理解できます。これから再生エネルギーを活用するために、ランカスター市、ハワイ郡と浪江町が連携しようということかと思えます。

しかし、町民にとって、なかなかこの協定を理解することは難しいことだと思えます。

今後の浪江町の方向性、町民に理解していただくために、どのような努力がなされているか伺います。

協定を結ぶことによって、浪江町がどのような方向を目指すのか伺います。

前回の一般質問でも伺いましたが、人口18万人、あるいは20万人とのお付き合いが浪江町にとって負担にならないか、お伺いをいたします。

また、我々町民は、地球温暖化を抑えるには、町民自身が努力すべきことは何なのか伺います。

また、町としては、どのようなことを町民にお願いし、目標達成に結びつけるのか伺います。

東京都では、新築の方には太陽光発電の取付け義務とすることとされました。町としても、具体的に町民にお願いすることは何か伺います。

次に、浪江駅周辺事業についてお伺いをいたします。

浪江駅の開発は、昨年度は設計の段階、今年度からは開発が始まる予定と思えます。現在の進行状況はどのようになっているか伺います。

整備事業面積が8.4ヘクタール、買収面積7.1ヘクタールと予定されておりましたが、当初の予定と大きく変更があればお示しいたきたいと思えます。

買収の予定はどのように進んでおられるか、買収の総予算は幾らと計画されているのか伺います。

現在、F-R E Iの計画も進んでおると思います。アパートの不足が耳に入りますが、予定地には公営住宅、民営住宅の建設予定されておりますが、予定では工事が令和6年、令和7年から始まる計画ですが、予定どおり進んでいるのか伺います。完成の予定はいつになるのか、それぞれ何世帯の予定なのか伺います。

駅前開発の整備事業8.4ヘクタール、買収7.1ヘクタール、基盤整備と買収費が125億円の予定でしたが、駅前開発全体に係る予算は幾らと考えるのか伺います。

浪江駅の東西自由通路は、町民にとって大変期待をされるものがあります。また、F-R E Iとの関係についても重要かと思えます。J Rとの協議はどのように進んでいるのか伺います。

町民の方々と話をする中で心配されるのは、立派な建物を造ってもらうのはいいが、人口が少ないにもかかわらず、施設の維持管理は大丈夫かが話になります。町として、維持費は幾らと考えているのか伺います。

次に、国際研究教育機構の件についてお伺いをいたします。

浪江町の復興事業の大きな柱となるのが、国の進める国際研究教育機構であります。全体面積は16.9ヘクタール、年間運営費が100億円、人員規模が600人、地域波及効果が5,000人規模の雇用創出が予想されております。浪江町が中心の施設となりますが、12市町村、県全体の波及効果も期待されている研究施設であります。

主な研究分野は、ロボット、農林水産業、エネルギー、放射線科学・創薬医療、原子力災害に係る研究と伺っております。復興貢献が期待されております。

事業の進捗状況を伺います。現在、主な件は測量、土地の買収かとは思いますが、どのように進んでいるのか伺います。

4月1日、事務所が開設をされましたが、50人から60人勤められておりますが、アパート不足が騒がれておりましたが、状況はどのようになっているのか伺います。

F-R E Iも町民の皆さんに理解していただき、研究者家族も安心して研究に携われるようにしなくてはならないと思えます。民放の県民世論調査では、内容は知らない、名前も内容も知らない、76%でした。浪江町民も同じような状況かと思えます。

何事でも町民の協力なしにうまくいかないと思えます。町としては、町民理解にどのようなことをやられているのか伺います。

J R浪江駅周辺のまちづくりとの連続性考慮とありますが、具体的にはどのようなことかお伺いをいたします。

次に、農業の件でありますけれども、浪江町のこれからの農業、

町としてどのように進めるのか伺います。

平成30年頃から保全管理が始まり、農地を集約して保全管理が進められました。令和2年度からは、作物を作らなければ助成金一部削除となり、作物を作ることに對しての補助に変わりました。

水田における大豆、ソバ、タマネギ、米栽培を奨励して営農を進めました。作物に對しての補助もあり、定着してきたかと思いましたが、今度は農地バンクをつくり、農地の貸し借りをするようにとのことと思います。

そこで、国は、地域計画を令和6年度まで策定するように進めるということですが、これはおおむね10年後を見据え、誰がどこで何を作るか決めなくてはならない制度であります。何を作るのかという中で、町としてのブランドを推奨していただきたいと思ひます。

営農再開支援事業が終わり、今後は営農再開、農地バンクに切り替わると伺ひますが、これまでどのように、これまでとどのように違ってくるのか伺ひます。なぜ制度が変わるのか伺ひます。

町として、どのような方向で進むのか伺ひます。

これまで、営農再開は農協にお世話になって、各農家と契約をしてまいりましたが、今度は地域計画を立てて、農地バンク、福島県農業振興公社を中心に、貸手と借手の契約を結ぶこととなります。

今までの契約されておるところは、どのようになるのか伺ひます。

誰がどこで何をするか話をするといひますが、町としてのブランド作物の種類を提示すべきだと思ひます。いわゆる産地化をどのように考えているかお伺ひをいたしします。

この事業を実行することによつての貸手、借手のメリットは何か伺ひます。

作付面積の状況をお伺ひいたしします。

114号線拡幅工事についてお伺ひをいたしします。

浪江町と中通りを結ぶ唯一の幹線道路、浪江町にとっては114号線であります。東日本大震災原発事故で津島支所に、そして中通りに行くには大変苦勞されました。ふだんの何倍もの時間がかかったわけではありますが、今後もあのようなことが起こらないとも限りませんので、114号線の拡幅が重要であると思ひます。

また、除染廃棄物の中間貯蔵施設への輸送車両の擦れ違いの支障、大型車との交差が厳しかったことは、つい先日のことであります。

県立医大附属病院を結ぶ命の道路の整備は、喫緊の課題であります。命の道路、避難道路、復興道路として114号道路整備は重要な課題と思ひます。

川俣区間はほとんどが整備をされ、大変便利になりました。これ

から浪江町区間の拡幅が重点と思います。浪江町区間で部分的に工事もされております。

今後、114号拡幅はどのような工程で進むのか伺います。

浪江町分は、工区として何工区になるのか伺います。現在拡幅工事されているのはどの場所で、今後の予定を伺います。

原浪トンネルから葛尾に抜けるトンネルはどのような計画になっているのか伺います。

工事着工はいつで、おおよその完成予定は何年になるのかお伺いをいたします。

以上で質問を終わります。なお、不明な点があった場合には、再質問、再々質問をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（平本佳司君） 答弁者、町長。

○町長（吉田栄光君） 紺野榮重議員のご質問にお答えをいたします。

町としては、令和2年度にゼロカーボンシティ宣言し、令和3年度に環境基本条例を制定、令和4年度に地球温暖化対策総合計画を策定するなど、これまで化石燃料や原子力に依存しない持続可能なエネルギー先進地としてまちづくりを進めてまいりました。

そのような中、再生可能エネルギーの普及拡大だけでなく、脱炭素社会の切り札とも言われる水素を着目し、F H 2 Rの誘致をはじめ、水素エネルギーの利活用にも積極的に取り組んでいるところであります。

他方、水素エネルギーは、現時点で安定かつ安価に活用するのが難しいエネルギーでもあり、今後、あらゆる分野で当たり前水素エネルギーを活用していくためには、現在は様々な課題を解決するために、これらの実証を行いながら、水素まつりなどを通して、町民の方々へ普及啓発活動を行っているところであります。

加えて、これは我が町、浪江だけの考え方ではなくて、この地域、そして県内、全国でのこの水素活用については大きくけん引をしていかなければならない大きな課題もあるところであります。

今回のランカスター市・ハワイ郡との連携においては、水素社会や脱炭素社会の到来を待つだけでなく、自分たちが率先して行動し、そういった社会をつくるという共通の思いの下で、それぞれの都市における取組を進め、そこで得られた知見やノウハウなどを共有しながら、互いの取組に生かしていくことを目的としているところであります。

町といたしましても、海外からの知見等をいただきながら、ゼロカーボンシティやエネルギーの先進地のまちづくりをより一層推進してまいります。

また、F-R-E-Iの立地決定を契機として、今後町内の国際化などを進めていく必要がありますが、両都市との連携の中で、国際的なまちづくりを推進していくための学びや気づきをいただけるものと期待をしているところであります。

以上です。

○議長（平本佳司君） 産業振興課長。

○産業振興課長（蒲原文崇君） それでは、大きな1番、連携協定の件、（2）番の人口18万、20万人とのお付き合いが浪江にとって負担にならないかのご質問にお答えしたいと思います。

3都市における水素連携の在り方は、それぞれの都市における取組を各都市が進めつつ、そこで得られた知見やノウハウを共有し、世界中に発信することが基本でございます。

人口や都市の規模に応じて、お互いに負担が生じるものではなく、それぞれの違いを理解しながら水素社会を実現していくという共通の目標に向かって、互いに切磋琢磨しながら水素にチャレンジする仲間を増やしていく内容となっているところでございます。

なお、現時点で、国際的な共同プロジェクトに取り組むことや、各都市の町民や市民の方々に何かを強いるようなことは想定していないというところでございます。

続いて、（3）番、町民は、地球温暖化を抑えるには町民自身が努力すべきことは何なのかのご質問にお答えいたします。

令和3年度に制定いたしました浪江町環境基本条例において、町民の責務といたしまして、日常生活にて自然及びエネルギーの節約をしていく、それから、廃棄物の排出の抑制と環境への負荷を減らすことに努める、さらには、環境の保全に自ら積極的に努めるとともに、町が実施する環境に関する施策に協力しなければならないと定めているところでございます。

また、一人一人が具体的にできることとしましては、大きく2つございます。1つが、省エネ等により使うエネルギーを減らすこと、エネルギー量を減らすこと。もう1つは、使うエネルギーをクリーンエネルギーに転換していくという大きな2つがございますが、クリーンエネルギーへの転換については、個人の努力で直ちに進められるものではありませんので、まずは一人一人ができる省エネの身近な取組に行っていたいただきながら、町の施策や事業などを通して、徐々にクリーンエネルギーへの転換を進めていただければと考えております。

続いて、（4）番、町としてどのようなことを町民にお願いして目標達成に結びつけるのか伺いますというご質問にお答えいたしま

す。

令和4年度に策定いたしました浪江町地球温暖化対策総合計画において、ゼロカーボンシティを実現していくために、町民の皆様をお願いしたい具体的な取組といたしましては、太陽光パネルや蓄電池、エコキュートなど、家庭への積極的な導入、また、家電を買い替える際には、省エネモデル、省エネルギーモデルへの買い替えをお願いしたい。さらには、自宅の改修や新築時にゼロ・エネルギーハウス、ZEH化を検討いただきたいというもの。そのほかにも、町のエネルギーに関する取組や、エネルギーに関する技術や情報について自ら触れて楽しみ、理解を深めていただき、一人一人が再生可能エネルギー導入や省エネルギーを自ら進める意欲を持つようになっていただくことで、行政、事業者、町民が一体となり、目標達成に結びつけたいというふうに町としては考えております。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 市街地整備課長。

○市街地整備課長（今野裕仁君） 2、浪江駅周辺整備事業の件、

（1）事業面積に変更はございますかという質問にお答えいたします。

令和5年3月28日に事業認可を受けまして、公営住宅と民間住宅の駐車場、商業施設の従業員駐車場などの確保のため、事業計画面積を約11.6ヘクタール、取得面積を約7.4ヘクタールに区域を拡大しております。

続きまして、（2）買収予定はどのように進んでおりますかという質問にお答えいたします。

令和5年8月末時点で約8割の地権者から契約をいただいております。用地費の総額は20億円程度を見込んでおります。

続きまして、（3）公営住宅、民間住宅の建設が予定どおり進んでいますかという質問にお答えいたします。

公営住宅につきましては、令和5年度に基本設計を行い、令和6年から実施設計に入る予定です。

民間住宅につきましては、現在誘致に向けて事業者ヒアリングを行っているところです。

両施設とも令和8年度末の完成を目標としており、現時点では計画どおり進捗しております。

また、何世帯建設の予定ですかというご質問ですが、まだ確定ではありませんが、現在は公営住宅、民間住宅合わせて100戸程度を予定しております。今後、実施設計で確定していきたいと考えております。

続きまして、（４）基盤整備と用地取得費125億円の予定でしたが、現在の予算は幾らぐらいですかというご質問にお答えいたします。

基盤整備と用地取得費につきましては、令和５年３月28日の事業認可時点で約140億円程度を見込んでおります。

続きまして、（５）JRとの協議はどのように進んでいますかという質問にお答えいたします。

現在、JR東日本水戸支社と、東西自由通路及び橋上駅舎の整備について協議を進めており、今議会で上程を予定しております設計負担金に係る継続費の設定のご決議をいただければ、令和５年10月の協定締結を目標に調整、準備を進めてまいります。

続きまして、（６）維持管理費は大丈夫ですかという質問にお答えいたします。

現在、建物の設計中であるため、維持管理費の試算はできておりませんが、隈研吾氏の設計で建築を行った自治体を視察し、事例調査を行っております。その結果、毎年の維持管理費については、既存の町の施設と比較して特別に高額なものではありませんでした。

一方で、外壁に木材を多く使用した施設は一定の修繕費が必要になっておりまして、約7年から9年に一度の塗装の塗り替えや、木材の交換を行っている事例がありました。

引き続き、維持管理費を抑える観点から検討を行い、設計に反映してまいります。

続きまして、３番、福島国際研究教育機構の件です。

F－R E I 事業計画に大きな変更はないか、測量、土地の買収はどのように進んでいるかという質問にお答えいたします。

現状では、F－R E I の施設整備スケジュールについて、現時点で大きな変更はないと伺っております。F－R E I の整備用地測量は、今年５月から作業を開始し、現在は地権者との測量成果の現地立会い作業等を実施しておりまして、予定どおり11月には全ての作業を完了する見通しとなっております。

また、用地買収については、８月30日に実施された復興整備協議会において、F－R E I 用地の都市計画決定の同意がなされたので、今後は国による用地交渉が進められるものと考えております。

町としては、事業を円滑に進められるように、引き続きF－R E I、国と連携し取り組んでまいります。

（２）アパート不足が心配されますが、現状はどのようになっているかという質問にお答えいたします。

現状で、F－R E I からは住宅に関する相談は来ておりませんの

で、アパートなど不足はないものと考えております。

また、町内には、複数の賃貸住宅の整備が進んでいると不動産事業者より聞いております。町としては、民間事業の動向に注視しながら、引き続きF－R E I、国へ関係人口等の将来的な見通しの把握に努め、F－R E I周辺環境整備の検討を進めてまいります。

(3) 町民理解にどのようなことをされていますかという質問にお答えいたします。

議員おただしのとおり、F－R E Iの活動を円滑にすることや、町内での経済活動を促進していくには、地域での受入れ環境を整え、安心できる生活環境をつくっていくことが必要であり、そのためには、F－R E Iに対する町民の理解が必要と考えております。

町では、機運醸成事業として、町内各所へF－R E Iの概要の揭示やセミナーの開催を行うなど、F－R E Iへの活動への理解促進を図っております。

また、将来的な外国人研究者等の増加を視野に、生涯学習課と連携し、英会話教室なども取り組んでおります。

引き続き、F－R E Iの生活環境に関する意向を把握するとともに、町民のF－R E Iへの理解醸成のための取組を進めてまいります。

○議長（平本佳司君） 成井副町長。

○副町長（成井 祥君） 3の福島国際研究教育機構の(4)浪江駅周辺整備事業との連続性についてお答えいたします。

6月に国が開催しました福島国際研究教育機構施設の在り方に関するアドバイザリー会議におきまして、委員の方々からは、F－R E Iの施設整備に当たっては、浪江駅周辺整備事業との連携方法も検討すべきなど、駅東口と駅西側のまちづくりの連動性、一体性に関する意見が多く出されたところであります。

町といたしましても、F－R E Iの立地による効果を高めていくためには、浪江駅周辺、F－R E I施設及びF－R E I周辺環境の整備を連動して進めていくことは極めて重要であると考えておりますので、今年度中を目途にF－R E Iの立地を踏まえた周辺整備の基本構想を策定することといたしました。

基本構想の策定に当たっては、他自治体の先進事例を参考とするとともに、町議会や町民の皆様、F－R E Iや国、県など、有識者の意見を伺いながら、魅力的で持続可能なまちづくりに向けたビジョンをしっかりと描いてまいる考えであります。

○議長（平本佳司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 4、農業の件、(1) 営農再開支援事

業が終わり今後は営農再開（農地バンク）に切り替わるということですが、これまでとどのように違ってくるのか、なぜ制度が変わるのかについてお答えいたします。

福島県営農再開支援事業とは、原子力発電所の事故により、農産物等の生産断念を余儀なくされた避難地区において、営農再開に向けた環境が整っていないことから、農業者が帰還して、安心して営農再開できることを目的に、令和7年度末までに営農再開できるよう支援するものであり、令和7年度に終了予定のものでございます。

議員おただしの農地バンクの制度は、全国一般に担い手への農地集積を目的に展開されている事業であることから、営農再開支援事業が新たな制度に切り替わるものではございません。

農地バンク事業については、地域の農地集積に向けた有効な事業の一つとして、地域の話合いを通じて検討を進めているところです。

続きまして、（２）町としてどのような方向で進めるのかについてお答えいたします。

国では、全国で農業者の高齢化や担い手、後継者不足等で、不耕作農地が増加していることから、令和6年度までに、おおむね10年後を見据えた地域の営農計画を策定することを制度化しました。これは、地域計画と呼ばれるもので、浪江町では営農再開に向けたこれまでの取組と併せて、農業委員会、農業普及所、農協等の関係機関と連携し、地域の皆様と一体となり、話合いの場を設け、地域計画づくりを進めております。

続きまして、（３）これまでの営農再開は農協にお世話になり各農家と契約していたが、今後は地域計画を立てて農地バンクとして進めるというが、今までの契約はどうなるのかについてお答えいたします。

地域計画に位置づけられ、農地バンクを介して農地を貸し借りしていく場合は、これまでの特定農作業受委託契約等については、農地バンクを介した貸し借りに切替えをお願いすることとなります。

農地バンクを介さない農地につきましては、所有者と担い手が個別に直接契約を行うこととなります。

続きまして、（４）誰がどこで何をするのか話し合うというが、町としてブランドとする作物を提示すべき、いわゆる産地化をどのように考えるのかについてお答えいたします。

浪江町では、震災前は水稻栽培が盛んな地域でした。震災後も農地の多くを占める水田で安定した生産、流通が行えるよう、水稻の共同育苗施設やカントリーエレベーターの整備を行ってまいりました。

このことから、消費者から高い評価を得られる米生産への支援に引き続き取り組んでまいります。

このほか、花卉栽培や野菜指定産地の指定を受けたタマネギ及び長ネギの作付面積も拡大しているなど、農業者が取り組む新しい作型や6次化への支援などを通じ、浪江産の農産物の販路拡大を今後も行っていくまいります。

続きまして、(5) この事業によって貸し借りのメリットは何かについてお答えいたします。

農地バンクについてお答えいたします。

福島県では、公益財団法人の福島県農業振興公社が農地バンクを担う組織と位置づけられております。農地を貸す地権者と、農地を借りる営農者の中間に入り、農地の貸し借りを行ってまいりますので、個人間の貸し借りとは異なり、安心して貸し借りを行うことができます。

農地を貸し出す側のメリットとして、相続税や贈与税の納税猶予が継続できる、固定資産税の軽減措置が受けられるなどがございます。

一方、農地を借りる側のメリットとして、多くの農地を借りた場合でも賃借料の精算は農地バンクが行うので、支払いの事務が軽減されるなどがございます。

続いて、(6) 作付面積の状況についてお答えいたします。

令和4年度の実績につきましては、水稻252ヘクタール、花卉類7ヘクタール、畑作物・その他169ヘクタールで、合計428ヘクタールでございました。

次に、令和5年度の作付予定につきましては、水稻290ヘクタール、花卉類7ヘクタール、畑作物・その他等251ヘクタールで、合計548ヘクタールの見込みでございます。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 建設課長。

○建設課長（宮林 薫君） 5の114号拡幅工事について、(1) 拡幅工事はどのような工程で進むのか、(2) 114号浪江町分は何工区になるのか、現在拡幅工事されているのはどの場所で、今後の予定は、のご質問にお答えいたします。

国道114号柵平工区は、福島復興再生道路に位置づけ、県が整備しております。浪江町においては、下津島地区から赤宇木地区までの約4.5キロメートル区間を1から3工区に分けて進めており、これまでに2工区の一部で区画工事が完了しております。

現在は、1工区と3工区の一部で工事に着手して工事を進めてお

ります。2工区の残る区間につきましても、今年度中に工事着工予定でございます。

未着手区間のうち3工区は、国有保安林の解除手続中です。また、1工区は一部で用地が未取得であることから、今後の対応について県と町で協議をしていく予定でございます。

続きまして、(3)原浪トンネルから葛尾に抜けるトンネルはどのような計画になっているのか、(4)工事着工はいつで、おおよその完成予定は何年かのご質問にお答えいたします。

国道114号と、県道原町浪江線の交差点から葛尾に向かう道路については、県道浪江三春線小出谷工区として約60メートルの橋梁と、約1.5キロメートル及び約3.5キロメートルのトンネルからなる全長約5.5キロメートルのバイパスとして計画されております。

工事は、今年度内に工事用道路等から着手予定で工事を進めており、完成予定は、完成の見通しが立った時点で示される予定でございます。

[「議長、市街地整備課長」と呼ぶ者あり]

○議長（平本佳司君） ここで、市街地整備課長より発言の訂正を求められておりますので、これを許可します。

市街地整備課長。

○市街地整備課長（今野裕仁君） ありがとうございます。

先ほど公営住宅の設計に関して、「令和5年度に基本設計を行い」と発言してしまいましたが、実際は、「令和4年度」に完了しております。大変申し訳ございませんでした。

○議長（平本佳司君） 15番、紺野榮重君。

○15番（紺野榮重君） 何点か再質問をさせていただきます。

ランカスター市、ハワイ郡との連携協定というふうな中で、大きなこの太陽光発電、あるいは、できるだけ二酸化炭素を出さない、そういうふうな方向の中で、3都市の連携協定が結ばれたと思います。

負担にならないかということについては、かつて中国の興化市と、150万人都市との姉妹都市、これはなかなか継続することはなかったというふうに思います。

そういうふうな中で、これは、これと今度の協定は違うとは思いますがけれども、今後、毎年意見交換のための相互訪問があるようでもありますけれども、今後どのような往来があるのか伺います。

地球温暖化防止については、全く必要なことかと思っておりますけれども、日本中がこのうだるような暑さの中で、こういうふうな地域の温暖化、上昇した影響とも思われます。そういうふうな中で、まず

は、私たち町民は身近でできることは何かというふうなことについては説明をいただきました。

それから、浪江駅周辺事業の件でありますけれども、公営住宅、民営住宅の世帯数は答弁をいただきました。

ここで、公営住宅、民営住宅、民営の運営の仕方、そういうふうなのをお伺いいたします。

それから、東西自由通路、JRとの協議というふうなことでは、令和5年10月に成立する予定だというふうにお伺いをいたしました。この点での経費はどのような、この町とJRとの配分という、そういうふうな面はどういうふうなこの負担になるのかお伺いをいたします。

それから、商業施設は2か所あるわけなんですけれども、この、できるだけ町の商工会の方が施設に入ってもらいたいというふうに思います。その点、商工会と打合せをされているのか伺います。

それから、西口の企業誘致エリア、どのような企業を誘致するというふうなことを町では考えておられるのかお伺いをいたします。

5年、10年先を心配するわけでありますけれども、経費の維持管理のことですけれども、この経費を賄うようなこの国の補助、そういうふうなものはあるのかお伺いをいたします。

それから、福島国際研究教育機構の件では、まずやはり町民、そして町外の方々に理解していただくことが大事だというふうに思います。そして、その町内外の関係者にF-R-E-Iに今後とも勤めていただけるようになれば幸いかというふうに思います。

ですから、多くの浪江町民に知っていただくこと、そして、その上、そういうふうな研究機関に勤められれば、町の復興にもつながるというふうに思います。

当初の敷地面積は10ヘクタールでありましたが、後に16.5ヘクタールに増をされました。その理由をお聞きしたいというふうに思います。

農業の件では、浪江町は6年前に解除になった区域と帰還困難区域の特定復興解除区域の時間差があるわけですが、それはどのようにされるのかお伺いをいたします。

114号の拡幅工事についてお伺いをいたします。

これはお願いになるかもしれませんが、114号線の拡幅計画は、この図面で提示していただきたいと。そしてまた、町民の方にも知っていただきたいので、計画を広報等で掲載願いたいというふうに思います。

以上で再質問を終わります。

○議長（平本佳司君） 産業振興課長。

○産業振興課長（蒲原文崇君） ランカスター市、ハワイ郡との連携について、今後どのような連携を図っていくのかというご質問にお答えしたいと思います。

浪江町、これまでも興化市等々と協定、友好都市結んでおりましたが、今回の連携につきましては、そういった人材交流とか経済交流ではなくて、水素社会を実現していくためにという目的に沿った形での連携でございます。

その部分でいいますと、こちらの連携の中で取り進めるところは、水素社会実現に向けて、3都市が世界を先導するための連携をしていきたいと思いますということで、PHA（パシフィック・ハイドロジェン・アライアンス）という共同体をつくりたいということで、先般、協定書を結ばせていただいたところでございます。

また、今後の交流としましては、少なくとも年1回程度は職員間で直接訪問して交流を図りましょうと、情報交換図りましょうという部分と、そのほかはWEB会議などで定期的に打合せ等しましょうというような形で連携を進めていくということになってございます。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 市街地整備課長。

○市街地整備課長（今野裕仁君） それでは、まず、JRの負担金はないのかというご質問にお答えいたします。

自由通路部分は、国費による見込みとなっておりますが、駅自体は、ほぼ浪江町の単独費となる見込みでございます。

続きまして、商業施設にはどのようなお店が入るのかというご質問ですが、これは産業振興課と相談しながら、また商工会の方々と相談しながら、今後考えていきたいと思っております。

続いて、西口誘致エリアはどのようなことを考えているのかというご質問ですが、こちらはF-R-E-Iの立地が決まりましたので、ホテル等を誘致したいと考えております。

続きまして——大変失礼しました。今のホテルの件は、民間の力を借りたいと考えております。

1つ抜けておりました。大変失礼しました。

公営住宅ではなくて、民間住宅はどのような方法で誘致するのかというご質問にお答えいたします。

町が土地を取得しまして、上部の建物、管理は民間にお願いしようと考えております。

以上です。

○議長（平本佳司君） 成井副町長。

○副町長（成井 祥君） 浪江駅周辺整備事業に関わります施設運営の関係につきましてお答えいたします。

管理運営につきましては、国等からの補助等はありませんので、町で今後、いろいろな様々な工夫をしながら取り組んでいく必要があると思っております。

そのような中でありますけれども、本来、この管理運営につきましては、様々な駅前のほうは施設ができますけれども、それぞれの施設ごとの使用料や賃借料などによりまして運営していくというふうなのが望ましい姿であると考えておりますが、一方で、まだまだ浪江町は復興の途上にある状況でありますことから、完成後、浪江駅周辺整備事業の完成後、直ちにそういった望ましい姿になるのは難しいかなというふうに考えているところでございます。

そのため、浪江駅周辺全体を1つのエリアとして捉えるエリアマネジメントという考え方を今勉強しているところでございまして、施設整備と並行しながら、より効率的で効果的な管理運営の手法を探ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 市街地整備課長。

○市街地整備課長（今野裕仁君） F-R-E-Iの敷地が10ヘクタールから16.9ヘクタール変更した理由は何ですかという質問にお答えいたします。

当初、国の基本構想策定時点では10ヘクタール程度と想定しておりました。その後、浪江町への立地が決定し、立地予定地の状況から、用地周辺の多くが農地であり、景観や日照に対する配慮から、建物を高く建てるのが難しいこと、また、盛土対策などで施設整備に使える土地が小さくなること、敷地内に道路等があることから必要な面積を増やしたものと聞いております。

以上です。

○議長（平本佳司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 地域によって、営農再開への時間軸が違うことについてのご質問にお答えいたします。

今年3月に避難指示が解除された特定復興再生拠点区域や、今後避難指示解除が見込まれる区域の支援制度については、現時点では明確に示されておられません。

しかしながら、議員おただしのおり時間軸が違うということで、令和8年度以降も支援の継続が必要であると考えておりますので、国、県に対し、地域の実情に合わせた支援制度について要望を行っ

てまいります。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 建設課長。

○建設課長（宮林 薫君） 114号拡幅計画について広報でお知らせしたらどうかという質問にお答えいたします。

福島県のホームページに、福島復興情報ポータルサイトにこういった114号の拡幅の状況が記載されておりますので、そちらのほうでの確認をお願いしたいと思います。

○議長（平本佳司君） 15番、紺野榮重君。

○15番（紺野榮重君） 紺野榮重です。

再々質問を何点か、させていただきます。

先ほども、南相馬市でのゼロカーボンに対しての推進活動の広報をタブレットに入れさせていただきました。やはり我々は、大きな目標もあるわけでありまして、やはり身近な、我々が、何ができるかというふうなことが私は大事だというふうに思いますので、よろしくをお願いしたいというふうに思います。

それから、このいろいろ建物を造ったのに対しての経費、そういうふうなものの維持管理が大変だというふうな中では、私たちが陸前高田市、南三陸でこの研修をさせていただきましたけれども、例えば、この芝生等におきましては、恐らくシルバー人材、そういうふうなものを頼んで、そしてまたボランティアの活動も利用させていただいて、そして維持管理をされているようですので、その点も参考にさせていただきたいというふうに思います。

それから、農業の件であります、誰がどこで何を作るかというふうな中で、浪江で今有名なのは、なみえ焼きそば、酒は壽が有名になりました。町として、今後産地化されているもの、例えばタマネギは浜の輝と、こういうふうなことを言われておりますけれども、トルコギキョウ、あるいは米、ネギも産地化していかなければならないというふうに思います。その辺をどういうふうに指導していかれるのかお伺いをいたします。

以上で再々質問を終わります。

○議長（平本佳司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 産地化についてのご質問にお答えいたします。

先ほどお答えさせていただいたタマネギの生産拡大とか、花の栽培についても東京の市場で知名度が上がっていると。また、お酒で申しますと、町内で酒米の作付なども始まっていると聞いてございますので、生産だけの視点にとどまらず、町内の関係する事業者の

皆さんと連携して、相乗効果によって販路拡大、それから販路開拓について、関係機関、農業者と連携して進めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 他の質問に関しましては要望と捉えますので、終わらせていただきたいと思います。

以上で15番、紺野榮重君の一般質問を終わります。

---

○議長（平本佳司君） ここで、昼食のため13時30分、1時半まで休憩に入ります。

（午前 11時52分）

---

○議長（平本佳司君） 再開します。

（午後 1時30分）

---

◇ 佐々木 勇 治 君

○議長（平本佳司君） 13番、佐々木勇治君の質問を許可いたします。  
13番、佐々木勇治君。

[13番 佐々木勇治君登壇]

○13番（佐々木勇治君） 13番、佐々木勇治です。

議長の許可を得ましたので、通告に従いまして一般質問を行います。質問方法は一括方式です。

今回の質問ですが、1つ目に東京電力賠償金について、2つ目に放射線について、3つ目に有害鳥獣について、4つ目に生活支援について、5つ目に防犯について、6つ目に復興牧場についての6項目です。

初めに、東京電力賠償金について伺います。

今年の4月10日から追加賠償金の請求手続受付が開始されました。早急に請求手続を行いたくても、インターネットが苦手な年配者が大勢います。東京電力の原子力損害賠償に関する相談窓口にも電話しても、大変電話が混み合っつながりにくい状況が続いています。1日でも早く賠償金を受け取りたい方が大勢いますが、そんな方々に対しどのようなサポートをしているのかお伺いします。

次の質問ですが、町民の追加賠償金標準が、帰還困難区域で130万円、居住制限区域及び避難指示解除準備区域で280万円、追加賠償金の金額をどのように受け止めましたか。

また、賠償金に2倍以上の差がありますので、町民同士の軋轢が生じる可能性をどのように感じているのかお聞かせください。

次に、放射線について伺います。

設置されている場所の空間放射線量をリアルタイムで測定し、そこに住む方、訪れる方が一目で線量を把握できる町内モニタリングポストですが、一時撤去や調整などを行っている箇所があります。どのような理由で一時撤去及び調整を行っているのでしょうか。

また、一時撤去とはどのくらいの期間で、再度設置予定はあるのかをお伺いします。

次に、有害鳥獣について伺います。

今年の6月5日に双葉町で開かれた鳥獣被害対策会議によると、12市町村でのニホンザルの生息状況は、群れごとの頭数は異なるものの、数十匹の群れがあれば、最大で180匹を超える群れもあると見られています。生息分布は、原発事故前の2008年は、おおむね飯館村や南相馬市、浪江町の山間部などにとどまっていたが、時間の経過とともに分布している地区が広がり、2022年には平野部の特定復興再生拠点区域の周辺でも群れが確認されています。住民の避難に伴い、人間の存在の影響力が低下してきたことで、生息拡大が進んだと見られています。

12市町村では、イノシシの獣害を防ぐ柵は整備が進められていますが、ニホンザルに対応できる柵はまだ少なく、市街地に出没する離れザルへの対応も課題として指摘されています。

サルをはじめとする鳥獣被害は、住民の営農意欲を減退させ、農業復興を遅らせることにもつながりかねません。

近年のニホンザル捕獲頭数は何頭ですか。また、増加しているニホンザルに対し、今後どのような対策をしていくのかお伺いします。

次に、生活支援について伺います。

本庁舎に用事があり窓口に行った際、職員の中には、一度は来客のほうを見るものの、そのまま作業を継続する方、来客に気づいて、どうしましたかと直ぐに声をかけてくれる方と、対応は様々です。

来庁してきた町民に対し、どの窓口でも迅速な対応ができるように、各窓口に呼び鈴があればよいとの声もあります。年配者のためにも実行すべきと考えますが、いつから実行可能かお伺いします。

今年4月18日、鹿児島県始良市の興教保育園で生後6か月だった女の子が、おやつとして出された擦り下ろしたリンゴを食べた後に窒息状態になり、意識不明の状態です。病院に搬送されました。集中治療室などで治療が続けられていましたが、市などによりますと、女の子は意識が戻らないまま、5月28日に死亡したということです。

保育園側の説明によりますと、当日は、薄く切った後、擦り下ろしたリンゴを女の子に与え、服や口の周りが汚れていたため、職員

が女の子を仰向けに寝かせて着替えを取りに行った直後、体調が急変したということです。保育園の園長は、5月24日、NHKの取材に対し、擦り下ろし切れなかった固形の状態のリンゴがのどに詰まった可能性も否定できないと話をしていました。

保育施設などの事故を防ぐため、国が定めたガイドラインでは、リンゴは離乳食が終わる時期までは加熱して提供するとされていますが、園によりますと、今回提供したリンゴは加熱されていなかったということです。

当町にも生後6か月以上の児童を預かるにじいろこども園があります。万が一にもこのような事故を起こしてはいけませんが、食後や昼寝をする際の口内は、誰がどのようなタイミングでチェックをしているのかお伺いします。

次の質問ですが、浪江にじいろこども園についてです。

こども園とは、幼稚園と保育所の両方の特徴を併せ持った施設で、教育部分については、満3歳以上のお子さんであれば誰でも利用できますが、保育部分については、保護者の就労の理由により、ご家庭で保育ができない場合に利用できます。

先日、こども園を利用している保護者から、なぜ当町のこども園は土曜日に利用できないのかとの指摘がありました。当町でも保育士の確保が難しいという問題があることは理解していますが、土曜日でも保護者が安心して子供を預け、就労できる環境を整える必要があります。毎年入園する園児は増加し、今後はますます土曜日の利用を希望する保護者は増加傾向になると考えます。

今後についてはどのような対応をしていくのかお伺いします。

次の質問ですが、今年の7月6日、宮城県栗原市の若柳小学校で、6時間目の授業でクラブ活動をしていた4年生4人が、進入してきた軽トラックに跳ねられ、けがをしました。開いていた通用口から車が入り込み、無差別に児童を襲ったと見られる想定外の事態が起きました。

なみえ創生小中学校には、防犯カメラ7台を設置し、職員室にて不審者の確認ができるようにしています。防犯対策用具として、さすまた、催涙スプレー、警棒、防犯ブザーを準備しており、不審者対策マニュアルを作成しているのも理解しています。

しかし、車が侵入してくることに對するマニュアルはあるのかお伺いします。

次の質問ですが、県内では、大規模災害や事故、事件発生など、緊急事態に通信障害や通話制限が少ない公衆電話の価値を見直す動きが出ています。日本公衆電話会福島支部は、警察署やNTT東日

本と連携し、県内の学校などで使い方講座に乗り出しました。第一弾として、富岡町で小学生を対象とした双葉署主催の講座が開催され、交通事故やひったくり事件を想定し、富岡小の3年生、4年生の児童約10人が実際に電話をかけるまでの流れを学びました。公衆電話を使ったことのない子供もおり、参加した4年生から「意外と簡単だった」、「機会があれば使ってみたい」との意見もありました。

県内の公衆電話は数が少なくなってきていて、2004年には約7,900台でしたが、携帯電話の普及に伴い、2022年3月時点で約2,400台までに数を減らしていますが、迅速な連絡と対応で助かる命も十分にあり、非常時に公衆電話を活用できる環境づくりはすばらしいことなので、なみえ創生小中学校でも取り入れてみてはいかがでしょうかお伺いします。

次に、防犯について伺います。

今年2月26日午後、南相馬市の住宅で高齢の夫婦が襲われた強盗傷害事件がありました。南相馬市の住宅に侵入した犯行グループは、70代の夫婦に暴行を加え、現金およそ8万3,000円と貴金属を奪ったとして、強盗傷害と住居侵入の罪に問われています。この事件をめぐっては、これまでに20代の男9人が逮捕されています。

南相馬市でこのような事件が起きたことで、住宅団地に居住している方から、防犯のためにドアスコープやチェーンを設置してほしいとの声が上がっています。

昨今、悪質な強盗事件を踏まえると、訪問者があった際、ドアを開ける前に、ドアスコープやカメラ付きのインターホンで訪問者を確認することが、防犯上、必要な行動になると思われます。

町民の安全を守るためにも、住宅団地のドアスコープに限らず、個人宅のカメラ付きインターホン設置も含めて、今後どのような補助や対策が可能かお伺いします。

次に、復興牧場について伺います。

福島市土船の復興牧場「フェリスラテ」で敷地内に死んだ子牛の不法投棄の有無をめぐる問題で、福島市は、牧場敷地内に死んだ子牛が不法投棄されていないか確認するため、重機を使って地面を掘り起こしたら、牛の骨が見つかりました。作業は社長ら役員が行い、復興牧場が完成した2015年以降、死産や流産した子牛200頭を敷地南側に埋めていました。社長は、自分たちの敷地で適正に処分すればよいとの認識だったそうです。

当町でも復興牧場が建設されます。環境対策は町の責任を持つてということでしたが、フェリスラテの不法投棄をどのように受け止

めたのかお伺いします。

以上ですが、再質問は必要に応じて行います。

○議長（平本佳司君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（松本幸夫君） 1、東京電力賠償金について、（1）どのようなサポートをしているのかのご質問にお答えいたします。

第五次追補に係る追加賠償については、4月10日より請求が開始されており、町としましては、町ホームページ、広報なみえ等により請求手続の周知を行っているところであります。

また、電話、窓口、メールによる町への相談も多数寄せられており、ウェブ請求及び請求書作成の支援などを積極的に実施しているところであります。

引き続き、町民の皆様にも不利益が生じないように、周知、請求支援などに努めてまいります。

（2）追加賠償の金額をどのように受け止めたか、また、町民同士の軋轢など起きる可能性をどのように感じているか、ご質問にお答えいたします。

町としましては、被害の実態に見合った中間指針の見直し及びADR和解事例に基づいた直接請求について強く要望してきたことが形になり、原子力損害賠償紛争審査会の決定に対し、一定の評価をしております。

議員おただしの賠償金については、帰還困難区域に示された追加賠償は、避難費用、日常生活阻害慰謝料、過酷避難となっております。

また、居住制限区域及び避難指示解除準備区域については、生活基盤変容による精神的損害、過酷避難としての賠償となっております。

帰還困難区域における生活基盤変容による精神的損害については、既に賠償となっております。

今回の追加賠償については、賠償内容が異なることから、町民同士の軋轢はあまりないと考えております。

○議長（平本佳司君） 総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君） 私からは、大きな2番、放射線についての（1）町内モニタリングポストのご質問についてお答えをいたします。

町では、原子力規制委員会が公表しているモニタリングポストの測定結果を年4回、広報なみえに掲載しております。直近では、9月号に8月1日現在の状況が掲載されており、調整中につきましては、8月1日現在5か所あります。こちらについては、測定機器

の点検や、通信回線の不具合等により表示されない場合に調整中と掲載しており、点検や調整が済みましたら、ホームページ上では順次表示が回復されるものでございます。

また、一時撤去中と記載がある箇所が3か所あります。こちらについては、建物の解体工事の際に工事の支障等となるため、一時的に撤去されているものです。一時撤去の期間ですが、工事が終了してから速やかに再設置となるべきところですが、本箇所につきましても、工事が終了してから長期間過ぎておりますので、再設置または別な箇所への移設も含め、原子力規制委員会と早急に協議の上、対応していきます。

○議長（平本佳司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 3、有害鳥獣について、近年のニホンザルの捕獲頭数は何頭か。また、増加しているニホンザルに対し、今後どのような対策をしていくのかについてお答えいたします。

町では、当町と南相馬市小高区の境に生息を確認されている川房群を対象に、令和3年度から委託業務により、捕獲による個体数調整を実施し、令和4年度末までの捕獲実績は54頭となっております。この結果、事業実施前に約130頭の生息が確認された川房群については約50頭まで減少しており、本年度は約20頭の捕獲を目指しております。

最近では、川添地区や小野田地区などでニホンザルの目撃情報があり、生活環境への影響により、町民の帰還意欲、営農意欲を減退させないためには継続的な対策が必要と考えております。

また、行政だけの対策では限界があるため、有害鳥獣の生態を学んでいただく講習会や、撃退に直結する追い払い花火講習会なども継続して実施してまいります。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君） 続きまして、大きな4番、生活支援についての（1）窓口の職員の対応についてお答えさせていただきます。

窓口における住民対応につきましては、迅速な行政サービスの提供を行うとともに、訪れた方とのコミュニケーションを図る大切な機会であると認識しております。

ご指摘いただいた件は、当然配慮すべきことであり、職員は常に窓口に注意を払い、来庁者の方がお見えになれば、直ぐに席を立ち、お迎えし、声をかけるなど積極的な対応に努めなければなりません。

来庁者の方がストレスを感じることをないよう、改めて窓口対応について、呼び鈴に頼ることなく来庁者の方をお迎えするよう、職

員に注意喚起を行い、効率的で質の高い行政サービスを提供できるよう、業務改善に努めたいと考えております。

以上です。

○議長（平本佳司君） 教育総務課長。

○教育総務課長（鈴木清水君） それでは、（２）にじいろこども園における園児の食後や昼寝をする際の口内など、誰がどのタイミングでチェックしているのかのご質問にお答えします。

にじいろこども園では、子供の口や体調に合わせて食材を小さく切る、軟らかく煮るなど調理を工夫した上で、園児の発達状況に応じた食事等の提供を行っております。０歳から１歳児など、食事の介助が必要な園児については、保育士が一口ずつ食べ物を飲み込んだことを確認するとともに、自分で食事ができる園児については、詰め込み過ぎがないかなどを保育士が注意深く観察の上、誤嚥防止に努めております。

あわせて、栄養技師が摂食状況と安全の確認のために各教室を巡回しております。

また、お昼寝の前には、３歳児以上の園児は歯磨きにより、年齢の小さい園児は保育士の目視により、口の中に食べ物などがいないことを確認しております。

○議長（平本佳司君） 教育長。

○教育長（笠井淳一君） 浪江にじいろこども園における土曜日保育の実施についてのご質問にお答えいたします。

こども園の運営につきましては、保育士一人一人にタブレット端末を導入し、業務改善を進めているとともに、通常保育時間前や延長等への対応も含め、保育士の人数や勤務時間を考慮したローテーション等、勤務の割り振りを工夫し、現状を踏まえた運営を行っているところであります。

議員ご指摘のように、保育士の確保も困難な状況ではありますが、土曜日保育実施のためには、現状では保育士の増員も不可欠でありますので、今後、新たな採用等、町関係課との調整を進め、その実施につきましては、保育態勢の整備状況を踏まえるとともに、実施に当たっての課題整理や運営方法も含めて検討してまいりたいと考えております。

次に、学校敷地内への不審者による自動車の侵入を想定したマニュアルの整備についてのご質問にお答えいたします。

なみえ創成小・中学校においては、議員ご指摘のように、防犯教室の実施や不審者に対するマニュアル整備等、様々な防犯対策を行っております。議員ご指摘の事案のように、不審者の自動車も含め、

直接敷地内に侵入することのないよう児童・生徒の昇降口につながる校門の扉を閉めさせているところでもあります。

今後も不審者の侵入防止や侵入後の対応等、それを踏まえながら、マニュアルの不断の見直しをするよう助言してまいります。

次に、非常時の公衆電話活用等についてのご質問にお答えいたします。

学校においては、防災教育などを通し、災害時の公衆電話の有効性について認識しているところであり、実際の使い方を、体験を通して学ぶことは有意義なことであると考えます。

なみえ創成小・中学校においては、2学期に双葉警察署のご協力をいただきながら、防犯教室を実施することとしておりますので、議員ご提案のように、公衆電話体験等の設定についても助言してまいります。

以上です。

○議長（平本佳司君） 総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君） 続きまして、大きな5番の（1）防犯に関する補助や対策についてのご質問にお答えをいたします。

現在、町では防犯対策として、町内全域にカメラの設置、民間、企業、防犯見守り隊による町内全域の巡回など、防犯対策に取り組んでおるところでございます。

議員おただしの個人宅のカメラ付きインターホン等の設置の補助につきましましては、住宅水道課で担当しております町内個人住宅の改修等にご利用できます住宅再建支援補助金の対象となりますので、お問合せがございましたら、こちらをご案内させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（平本佳司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 6、復興牧場について。

質問の内容は、福島市土船の復興牧場フェリスラテが完成した2015年以降、死産や流産した子牛200頭を敷地南側に埋めていた。このような不法投棄をどのように受け止めたかについてお答えいたします。

議員からご指摘いただいた事件は町でも承知しております。どのような業種であれ、法令遵守の基本原則を守ることが経済活動の基本であり、今回はその基本原則がおろそかにされた事件と捉えており、誠に残念な事件であると認識しております。

町では今回の事件について重く受け止めており、これを教訓として、町が整備中の大規模酪農牧場の運営者に対し、法令遵守の基本

原則について指導を徹底してまいります。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 13番、佐々木勇治君。

○13番（佐々木勇治君） 再質問を行います。

放射線のモニタリングポストについて再質問を行います。

調整中5台、一時撤去中3台は理解しました。点検を依頼する際とかも含めて、環境省がやっているところではなく、町も把握すべきだと思いますので、いつまで時間かかるのかは把握していると思いますけれども、全ては聞きませんけれども、最後に設置完了する予定はいつ頃なのかお伺いします。

続きまして、生活支援の（3）について再質問します。

近隣町村で土曜日の利用状況は、双葉町については、まだ園が再開をしていません。葛尾村は幼稚園で土曜日はやっていません。ほかの町村は全てこども園で、川内村、大熊町、富岡町、檜葉町、広野町は、午前中のみも含めたら、土曜日保育を全町村で行っている状況です。

土曜日利用の希望はあるものの、体制が万全でないなら、無理に始めて事故につながるようでは何の意味もないと思います。しっかりとした体制を整えてから開始するのがベストだと感じます。

管理体制も含めてなんですけれども、土曜日保育開始に向けていつ頃からか、予定が何か決まっているならお伺いします。

続きまして、生活支援の（4）について再質問します。

全ての教員が不審者に対しての対応ができないと何の意味もないと思いますので、万が一のときに対応ができるならば完璧ですが、対応に少しでも不安があるならば、教員の皆さんが不審者に対し対応できるまで訓練を行うことが必須だと考えます。

マニュアルどおりに行くか分かりませんが、町の宝、子供の命をなくすわけにはいかないので、教員たちのさらなる能力向上も含め、対応できるまで教育及び訓練などができるか、お伺いします。

以上で再質問を終わります。

○議長（平本佳司君） 総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君） 大きな2番のモニタリングポストの修理等の完了時期はのご質問にお答えをいたします。

まず、点検につきましては、原子力規制委員会が管理を行っておりますので、こちらからの依頼はございません。

また、調整中について問合せをしたところ、7月に修理依頼済みが2件、9月修理依頼予定が1件、通信レベルの低下が1件、調査中が1件となっております。

修理機能につきましては、県内のモニタリングポストの全ての箇所に対応となりますので、令和6年3月1日を目途に、この期間中に随時修理が行われると聞いております。

なお、繰り返しになりますが、一時撤去の再設置につきましては、原子力規制委員会と早急に協議の上、対応いたします。

以上です。

○議長（平本佳司君） 教育長。

○教育長（笠井淳一君） 土曜保育の実施予定についての再質問にお答えいたします。

実施に当たっての課題整理や運営のシミュレーション等については、今年度中に行ってまいります。

一方、現在、休暇取得者の補充についても調整中のところもあり、年度末の異動や次年度の採用状況等、安全な保育のための態勢の整備状況を踏まえながら時期について検討してまいる考えであります。

次に、防犯訓練等についての再質問にお答えいたします。

各学校において教職員による実際の不審者への対応や児童・生徒の避難の在り方も含め、双葉警察署等と連携した防犯教室を年に1回は実施しているところであり、今後も警察署と関係機関の協力により防犯教室を一層充実させ、回を重ねながら教職員の対応力を高めていけるよう学校を支援してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（平本佳司君） 13番、佐々木勇治君。

○13番（佐々木勇治君） 再々質問はありません。

私の一般質問を終わります。

○議長（平本佳司君） 以上で13番、佐々木勇治君の一般質問を終わります。

---

#### ◇ 小 澤 英 之 君

○議長（平本佳司君） 5番、小澤英之君の質問を許可いたします。

5番、小澤英之君。

[5番 小澤英之君登壇]

○5番（小澤英之君） 5番、小澤です。議長の許可をいただきましたので一般質問を行わせていただきます。

なお、質問方法といたしましては、通告書に記載のとおり、一括質問方式で行いたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは初めに、大きな1番、大堀相馬焼についてであります。

（1）陶芸の杜おぼりの今後の活用策についてです。

令和5年、本年3月31日、特定復興再生拠点区域の避難指示解除

に伴いまして、6月3日に大堀相馬焼の拠点施設陶芸の杜おおぼりが約12年ぶりに再開されました。再開に合わせて3日、4日の両日、大せとまつりが開催され、大勢の方々が来場されました。

そこで、陶芸の杜おおぼりについて、なりわい館との関係を含めて今後の活用策について、当町としての考えをお尋ねします。

次に、(2)大堀に帰還し、再建する窯元への支援策についてです。

①1つの窯元が来年に工房等を構える動きがありますが、ほかの窯元の動向について把握しているのか、お尋ねいたします。

次に、②大堀相馬焼の里再生事業補助金交付要綱が本年4月19日に公布施行されております。その内容についてお尋ねいたします。

福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金の認定を受けているということが条件になっておりますが、これはどのようなことでしょうか。また、効力が令和8年3月31日の期限が決められていますが、その理由は何でしょうか。

次に、多くの窯元が帰還し、再建できるようにするための支援策、この点について、当町としての考えについてお尋ねをしたいと思います。

次に、大きい項目であります2、緊急通報システム事業についての質問に入ります。

緊急通報システムとは、おおむね65歳以上の独り暮らしの方や高齢者夫婦世帯の方を対象として、簡単な操作で外部へ連絡が取れる装置、急病や事故などの緊急時に、より適切で迅速な対応を図ることや社会的な孤立を防ぐことを目的としております。

そのサービスの内容としては、週1回の通話による安否確認、それから緊急時の通報に対応となっております。

まずは、次の点についてお尋ねをします。

①として、令和3年度における緊急通報設置契約数が106件でありました。

令和4年度における設置契約の実績、それから、該当者における契約の割合及び100%となっていない場合における理由についてお尋ねいたします。

それから、次に②といたしまして、該当者となった方への契約の案内方法はどのように行っているのか、お尋ねをいたします。

それから、次に③といたしまして、週1回の通話による安否確認ということですが、この週1回では回数が少ないと考えますが、その回数を増やすことは可能かどうか、お尋ねをいたします。

次に、④事業費についてであります。この事業費については、

現在補助金で運用されております。補助金がなくなった場合の対応について、当町としての考えをお尋ねいたします。

次に、大きな項目の3番、DX（デジタルトランスフォーメーション）についての質問に入ります。なお、以降については、デジタルトランスフォーメーションをDXというふうと呼称いたしますので、御了承をいただきたいと思っております。

自治体におけるDXは、自治体がデジタル技術を活用して行政サービスの改善や効率化、住民参加の促進を進める取組でありまして、アナログな手続や業務をデジタル化し、情報の共有や書類の効率化を推進することで、行政の効率性やサービスの質を向上させることを目的としております。

そこで、次の点についてお尋ねをいたします。

①浪江町として、復興計画第3次において復興を推進させる行財政運営のところ、次のとおり取組について記述しております。

「町はデジタル技術を活用し、事務の効率化、行政サービスの向上等を推進するとともに、経常経費の抑制に努めつつ、受益者負担の適正化やふるさと納税の活用など、復興を完成させるための財源の確保に努める」旨述べております。

そこで、当町における現状における取組状況についてお尋ねをいたします。

次に、②総務省において、本年4月28日に地方公共団体におけるDXの最新の取組状況を踏まえ、地方公共団体が参照しやすいように体制整備、人材確保・育成、内部DXの3つの観点で整備した上で、地方公共団体における最新の取組を充実化させ、自治体DX推進参考事例集として策定しております。

そこで、当町として自治体DX推進参考事例を基に早急に導入すべきと考えますが、町の対応についてお尋ねをいたします。

最後の質問になりますが、4、生成AIについてであります。

生成AIは、利用者の趣旨に基づいて文章や画像、音声などを生成できる知能のことで、大量のデータで学習した内容を踏まえ、自然な表現で質問に答えたり、指示に忠実な画像をつくったりすることができます。

まずは、(1)として、自治体における業務への導入についてです。

自治体における導入メリットといたしましては、文書作成や画像加工などの単純作業を自動化することで、業務のスピードアップや精度を向上させることができます。また、町民からの問合せや要望に対して自然言語で迅速かつ適切に回答することで、町民サービス

の向上に貢献することができると考えます。

一方、デメリットもありまして、デメリットとしては、生成AIが生成したコンテンツには、個人情報や機密情報などの保護や管理、真偽や信頼性などの判断基準、法的な責任や規制などの問題が関わる場合があります、それらを慎重に検討する必要があります。

県内における導入状況についてであります。福島県、それから福島市、桑折町が既に導入しております。また、伊達市が導入に向けて実証実験を始めている状況となっております。

そこで、当町として生成AIの導入についての考えについてお尋ねをいたします。

次に、(2) 学校現場への導入についてであります。

生成AIの学校での取扱いについて、本年7月4日に文部科学省で暫定的なガイドラインを公表いたしました。

内容については、生成AIは個人情報の流出や著作権侵害など、リスクも懸念される一方、使いこなす力を増やしていく姿勢も重要だとして、活用が有効な場面を一部の学校で検証しつつ、限定的な利用から始めることが適切だとしております。

具体的には、適切でない例として、生成AIのメリットやデメリットなどを学習せずに子供たちに使わせることや読書感想文などのコンクールやレポートを提出する際、生成AIがつくったものを自分の成果として提出すること、定期考査や小テストなどで子供たちに使わせることなどを挙げています。

また一方、適切な例として、グループ学習で考えをまとめる途中段階として、足りない視点を見つけるために活用すること、英会話の相手として使うこと、情報モラル教育の一貫として教師が生成AIの誤った回答などを使用し、その性質や限界に気づかせることなどを示しております。文部科学省は今後も科学的な見解などに応じてガイドラインを見直ししていくとしております。

そこで、当町における教育現場への導入についてどのように考えているのか、お尋ねをします。

以上、最初の質問を終了いたします。回答をよろしく願いいたします。

○議長（平本佳司君） 町長。

○町長（吉田栄光君） 小澤英之議員のご質問にお答えいたします。

多くの窯元が帰還し再建できるようにするための支援策についてのおただしであります。これまで大堀相馬焼協同組合をはじめ、窯元の皆様とは様々な機会で見聞交換をさせていただきました。

その中で、窯元が帰還して再建するため、一番の課題は特定復興

再生拠点、いわゆる点と点となっていた窯元だけが避難指示解除されましたが、一方で、自宅周辺の解除の見通しが立っていないこと。そうした状況の中で、大堀地区で事業を再開し、なりわいとして成り立つのかという不安が一番多かったような意見であります。

窯元の皆様は、なりわいとして、それぞれの避難先で事業を再開され、震災から12年が経過し、現在に至っております。震災後これまでの間、町としましても陶芸の杜二本松工房の開所支援や、それぞれの避難先での事業再開の支援、道の駅なりわい館の開所による販路確保とブランドイメージ回復、地域おこし協力隊招致による技術継承者育成など、様々な支援を行ってまいりました。そして、本年6月に大堀での産地再生に向けた拠点、陶芸の杜おおぼりが復旧再開を果たしました。

町としましては、窯元の皆様が大堀の地で、なりわいとして再開できるよう、これまでの改善を進めるなど、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

○議長（平本佳司君） 産業振興課長。

○産業振興課長（蒲原文崇君） 大きな1番、大堀相馬焼についての

（1）陶芸の杜おおぼりの今後の活用策についてのご質問にお答えいたします。

陶芸の杜おおぼりにつきましては、本年6月に12年ぶりに再開を果たしました。

開所式に合わせて開催された大せとまつりには、2日間でおよそ3,000人の方々がご来訪いただくなど、多くの方に愛されている伝統的工芸品であると再認識したところでございます。

現在は金・土・日・月曜日の週4日間の10時から15時まで開館しており、町内の視察コースの一つとして大堀相馬焼の歴史や組合加盟窯元の作品展示をはじめ、震災の記録を伝える写真、大堀地区のジオラマの展示などを行っており、震災学習のコンテンツとしてお立ち寄りいただいているところでございます。

震災以前は販売も行っておりましたが、現在は道の駅なりわい館を販売の拠点として機能を分担しているところでございます。

今後は指定管理者である大堀相馬焼協同組合と協議をしながらになります。現地ワークスペースとしての活用や町内での共同生産拠点として、また定期的なイベント開催場所として活用し、大堀での産地再生を推進する拠点として活用したいと考えております。

続いて、（2）大堀に帰還し、再建する窯元の支援策についての①窯元の再開動向についてのご質問にお答えします。

テレビ、新聞等の報道でご承知かと思いますが、1軒の窯元が既

に再開に向けて窯場・作業場の建設に着手をしているところでございます。このほかにも帰還操業の意向を示している窯元が1軒ございます。さらには、再開に向けた支援制度に関するご相談も数件いただいているところでございます。

②の大堀相馬焼の里再生補助金の内容についてのご質問にお答えいたします。

この補助制度は、特定復興再生拠点の避難指示が解除されるに合わせて大堀地区において窯元の事業再開を支援し、大堀相馬焼の産地再生を図ることを目的に、本年度新設した補助制度となっております。

大堀地区で事業を再開する窯元を対象に、工場の再建や窯の購入などの対象事業費の10分の1以内、上限額200万円で再建を後押しする町独自の支援制度となっております。

続いて、福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金、いわゆる事業再開補助金の認定を条件としたのはなぜかのご質問でございますが、この補助金は、帰還困難区域であった場所での事業再開については、施設整備費用の5分の4の費用を補助される制度で、残りの5分1は自己負担となるものでございます。

各窯元は伝統を守るために、それぞれの避難先で再開されております。そうした状況から、さらに大堀に戻って再開するということは経済的に負担も大きく、大堀での再開は困難であるとする窯元が多かったことから、町としましては、地元での伝統産業を後世に残すため、自己負担部分に支援することで当制度を新設させていただいたところでございます。

また、効力が令和8年3月31日となっているのはなぜかのご質問についてですが、町単独の補助金につきましては、おおむね3年を目安に見直しを行うこととなっておりますので、一旦3年の事業期間とさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（松本幸夫君） 2、緊急通報システム事業について。

①令和4年度の実績、該当者における割合及び100%となっていない場合の理由のご質問にお答えいたします。

令和4年度末現在の契約設置件数については94件となっております。県内居住高齢者世帯約1,900世帯となっており、設置率は約5%となっております。

理由については、設置希望する方が少ない状況となっております。

②該当者になった方への契約案内はどのように行っているか。

ご質問にお答えします。

機器設置希望者からの申請となっていますので、広報をホームページ等での周知案内としております。また、民生委員、社会福祉協議会生活相談支援員、町巡回職員など、高齢者世帯などの訪問をした際に、システムの案内等により周知しているところでもあります。

③安否確認の回数が少ないが、回数を増やすことは可能か。

ご質問にお答えします。

安否確認の回数については、回数を増やすことは可能となっております。

④補助金で運用しているが、補助金がなくなった場合の対応はどのように考えているか。

ご質問にお答えいたします。

現在、当事業は被災者支援総合交付金を活用させていただきながら事業を実施しているところです。

高齢者の安心支援として重要な事業でありますので、継続的な財源確保に向け要望してまいります。

○議長（平本佳司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） それでは、3番、DXについて。

当町における現状の取組についてのご質問にお答えをさせていただきます。

自治体DXは行政サービスについてデジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、それらの活用により業務効率化を図り、行政サービスのさらなる向上につなげていくことが自治体DXの意義であると、こういうふうと考えております。

当町におきましても、業務改善の絶好の機会と捉えておりまして、まずは、外部講師による研修会を実施したところでございます。また、各課横断的に取組を進めるために、職員によるDX推進検討委員会というものを現在立ち上げております。

さらに、現在、復興庁事業を活用いたしまして、全ての部署を対象とした業務量調査を実施しております。業務量や業務構造を可視化し、そのデータを基に組織としての課題の抽出を行い、DXの推進に向けた取組について今年度検討してまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、②番、自治体DX推進参考事例を基に早急に導入すべきと考えるが、町の対応についてのご質問にお答えをいたします。

当町では、これまでペーパーレス議会の導入、上下水道料金のキャッシュレス化、スマホ相談会での操作能力の向上事業などに取り組んできております。

今後、DXを加速していくためには、先ほども申し上げた今年度実施しております業務量調査の内容も踏まえ当町の状況を分析しまして、先進自治体の事例と比較しながら、何が参考になるのかという調査を研究することがまずは必要であると考えております。それと同時に、参考事例をあらかじめ研究させていただきまして、次年度以降の速やかな業務改善につなげていくように、参考事例集についても注視して研究をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（平本佳司君） 総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君） それでは、大きな4番、生成AIについて。

（1）自治体における業務への導入について当町の導入の考えはのご質問にお答えをいたします。

生成AIは、専門的知識がなくても誰でも簡単に活用でき、文章や画像など、多彩な成果物を生み出すことができる画期的なツールであり、導入によって業務の効率化が加速するとともに、住民サービスの向上に資する可能性があるものと考えております。

一方で、欧米における規制強化の動きが示すように、根拠や著作権侵害への正当性、誤情報の拡散や情報漏えいなどのリスクも指摘されていることから、先行導入自治体への情報収集を行い、費用対効果も含め、導入の可能性について調査、検討及び研究を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（平本佳司君） 教育長。

○教育長（笠井淳一君） 生成AIの教育現場への導入についてのご質問にお答えいたします。

生成AIにつきましては、議員ご指摘のように様々なメリット・デメリットが指摘されております。

現時点では、学校において児童・生徒の発達段階を踏まえるとともに、文部科学省のガイドライン及び参考と示しているチェックリストを基に、生成AIの効果を十分に検討した上で使用するよう助言しているところであり、今後の中央教育審議会における検討状況、検証等も注視してまいりたいと考えております。

また、個人での使用も想定し、情報の正確性を十分に確認するとともに、様々な情報を基に自分自身で考えることの重要性など、議員ご指摘のように、情報モラル教育の推進と連動しながら、児童・生徒に対する指導を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（平本佳司君） 5番、小澤英之君。

○5番（小澤英之君） ただいま回答をいただきました。

何点かについて再質問をさせていただきます。

まずは、大堀相馬焼関連であります。

1つは要望。

これは要望としてなんですが、いかに窯元が地元へ帰還できるようにいろんな補助金といいますか、そういったお金の面も含めて、寄り添った形で対応をお願いしたいというふうなことであります。今のは、要望でありますので、回答は結構であります。

それから、陶芸の杜おおぼりのところに登り窯が確かあったかと思えます。その有効活用について回答をお願いできればなというふうに思えます。

それから、救急通報システム事業関係であります。せつかくのこういったものがあるわけなんで、多くの方にやはり使用して、安心した生活を送っていただければなというよう思うんで、もっとアナウンスといいますか、契約の案内をもっと高めるような努力をするためにどういうふうにするか、もう一度確認のためにお尋ねをいたします。

それから、回数を増やすことは可能だというふうなお話ですが、確かにどのぐらいが適正なのかというのは非常に難しいかと思うんですが、できれば毎日でもやっていただければなというふうに思うんで、この辺も併せて回答をいただきたいと思えます。

それから、財源については、今後も補助金の絡みで要求するというふうな回答をいただきましたが、できれば継続的な観点から自主財源といいますか、そちらを何らかの形で考えていただければ、町民の方の安心材料につながっていくのかなというふうに思えますので、この辺も、今後の課題として整理していただければというふうに思えます。

以上で、再質問を終わります。

○議長（平本佳司君） 産業振興課長。

○産業振興課長（蒲原文崇君） 再質問、大堀相馬焼の登り窯の活用についてのご質問にお答えしたいと思います。

陶芸の杜おおぼりにつきましては、今回再開するにあって、附帯設備でありました登り窯も再開をさせていただいたところでございます。

こちら登り窯は、震災前は登り窯まつりということで、町民の方も含めて、いろいろな方が携わった中でイベント化しながら取り組んできたところでございます。窯元の皆さんも今回の大せとまつりに合わせて、登り窯まつりもぜひ開催したいという心意気でござい

ます。

ただ、まだ使い慣れていない状況もございますので、ちょっと試験的にやらせていただいた後に、来年度になるか、そこら辺の時期になるかですが、必ず登り窯まつりということを開きさせていただくということで、組合のほうと協議をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（松本幸夫君） 緊急通報システムについての多くの方に使用していただきたいということについてのご質問にお答えいたします。

こちらにつきましては、利用者につきましては申込契約が必要ということになっておりますので、個別通知は行っていないのが現状でございます。必要な方には、できる限り利用していただきたいということは、こちらでも思っているものでございますので、高齢者世帯の訪問した際には、その辺を十分に理解していただきながら周知していきたいと思っております。そのほかに方法、ホームページ等での周知も引き続き行っていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

安否確認の回数に関しましては、利用されている方につきましては医療機関とか、介護サービスを週二、三回利用されている方が多い状況ですので、その方については、その場で健康状況を確認できるということもあり、現在は週1回ということにしているところでございます。

続きまして、財源につきましては、この事業については必要な事業でございますので、引き続き財源確保に向けて要望してまいりたいと思っておりますので、よろしく願います。

○議長（平本佳司君） 追加答弁、願います。

○介護福祉課長（松本幸夫君） 多くの方に利用していただけるために、どのようにPRをしていくかにつきましては、今までは広報、ホームページ等で行ってまいりましたが、より分かりやすいような形で行うとともに、あと、高齢者宅に訪問していく中で必要とされる方については、積極的に説明をし、利用していただけるように取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく願います。

○議長（平本佳司君） 5番、小澤英之君。

○5番（小澤英之君） 再々質問はございません。

以上で一般質問を終わります。

○議長（平本佳司君） 以上で5番、小澤英之君の一般質問を終わります。

す。

---

○議長（平本佳司君）　ここで、14時50分まで休憩に入ります。  
（午後　2時35分）

---

○議長（平本佳司君）　再開します。  
（午後　2時50分）

---

◇ 山 本 幸 一 郎 君

○議長（平本佳司君）　9番、山本幸一郎君の質問を許可いたします。  
9番、山本幸一郎君。

[9番　山本幸一郎君登壇]

○9番（山本幸一郎君）　9番、山本幸一郎です。

議長の許可を得ましたので、通告どおり、一問一答で質問させていただきます。

吉田町長におかれましては、就任して1年以上が過ぎ、町の行事等、また財政運営の状況の流れなども把握されたと思っております。

そこで、1つ目の質問に入りたいと思います。

震災前、町の当初予算は、平成23年約11.3億円、令和3年度の当初予算は244.6億円、令和4年は328.3億円、令和5年度は334億円と増加傾向にあります。

次に、一般財源は、令和3年度約72.2億円、令和4年は約84.4億円、令和5年度は約98.2億円、こちらも増加傾向にあります。

ここからであります。

町税は令和3年、約11.6億円、令和4年度は14.7億円、令和5年度は12.6億円となっております。

令和3年度で帰還困難区域を除く地区の減免は終わっております。

なぜ令和4年度と令和5年度で同じ条件なのにもかかわらず、2.2億円のマイナスになっているか、お伺いいたします。

○議長（平本佳司君）　住民課長。

○住民課長（柴野一志君）　議員おただしの令和4年度と令和5年度の町税の全体の比較ということで、2.2億円の差はこういったことだということだと思われまじけれども、2.2億円、率で14.4%の減少となっておりますけれども、その内訳といたしまして、減少額のうち固定資産税が約2億200万円の減で、最も大きな減少となっております。

こちらの要因でございますけれども、令和4年度におきましては福島復興再生特別措置法、こちらに関わる固定資産税の課税免除分

について当初予算の段階から固定資産税として見込んでおりました、課税免除が決定された後に、必要な額を固定資産税の予算から補正減をする対応をさせていただいております。

一方で、令和5年度でございますけれども、この課税免除分について当初予算の算定の段階から、あらかじめ除いて予算化した結果、当初予算額が減少したものでございまして、この部分を除けば令和4年度と令和5年度については、税の当初予算に大きな差異はないものとなっております。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 9番、山本幸一郎君。

○9番（山本幸一郎君） 令和4年度と令和5年度のマイナスの差額の件はお分かりしました。

続きまして、もう一度戻られまして、平成23年の町税、こちらが18.6億円、令和5年度は、先ほども言いましたが、12.6億円となっております。

そこで、6億円、震災前と比べると減っています。もちろん、人口減もあります。多くの建物が解体され、固定資産税が減っているのも分かります。

そのほかに何か要因はあるかどうか、お伺いいたします。

○議長（平本佳司君） 住民課長。

○住民課長（柴野一志君） 平成23年度と令和5年度の予算比ということで、おただしのおり額で約6億円、率で32.5%ほどの減少となっております。

個人住民税の減少の要因の元の話になってきますけれども、今ご発言にありましたとおり、住民登録者数は平成23年度から令和5年度、ご存じのとおり、大幅な減少となっております。それに伴いまして、比例しているわけではございませんけれども、納税義務者数の減少によるものも大きなものとなっております、そちらが税額への大きな影響となっております。

ちなみにですけれども、納税義務者数について今ほどの年度間の比較となりますけれども、震災前の平成23年度で9,172人、それから令和5年度で6,297人と2,875人ほど減少しております。個人住民税については、先ほどおただしいただいたとおり、令和3年度より通常課税となっているところでございます。

また、固定資産税の話も少し触れられておりましたけれども、1つが震災の影響によって家屋解体の家屋数の減少、また土地においては、その評価額の減少をしていると。

もう一つ大きな点といたしまして、帰還困難区域や、それから旧

特定復興再生拠点区域においては、令和5年度現在、課税が再開されていないと、そういった複合的な要因で減少となっているところがございます。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 9番、山本幸一郎君。

○9番（山本幸一郎君） そこで、町長に質問します。

多くの町税がなかなか減る一方で、増える要素は、例えば産業団地の建設した用地に企業が来ていただく。または、そこで働く人が増えてお金を稼いでいただき、町税が増えればと私は思っていますが、この今の時点で、今のサイクルがうまく行って、町税が増えると思われるかどうか、今の現時点で町長はどのように思われますか。

○議長（平本佳司君） 町長。

○町長（吉田栄光君） 山本幸一郎議員のご質問にお答えいたします。

非常に今の震災後12年が経過した中で、ご質問の中で、見通し等もなかなか立たない状況でありますけれども、今現在、国、そして県に大きく依存をしているような状況でありますから、自主一般財源の確保が求められる厳しい状況と認識をしているところであります。

復興事業が着実に進むにつれて、維持管理の経費がかかることも認識をしております。

ただ、我々の行政経営の中で、過去に経験をしたことがない今の震災対応、そして新たな次の世代に時代が変わろうとする、詳しくいえば、2040年の人口減少という2040年問題や、そういったあらゆる行政の環境や社会環境に対応すべく、そういった思いは強くありますが、行政経営の中で、直近の行政の経営の考え方や中長期的に考える、そんなことも就任をして1年が経過する中で考えさせていただきました。

また、今、国においては、2期目の期間で残すところも3年ありますけれども、我々の復興の進むべき時間軸においては、この2期だけでの復興はなし得ることもできません。それと並行して、山本議員がおっしゃるように、財政についても懸命に我々は将来を見通しながら行政経営はしていく必要があります。

今、復興計画の3次計画に基づきまして様々進めておりますけれども、データでいえば、1次産業の農林水産業等の、ある意味震災前に近づけていくというような基本的なこの地域の産業のなりわいの特性も生かした形で進めていかなきゃなりません。

また、F-R-E-I（エフレイ）等の国の機関が当町に立地が決定いたしました。居住人口が増えるような見通しも見えてまいりまし

たけれども、今の町長に就任して1年の中でも、この復興の時間軸にあっては、しっかりとした基本的な考え方を基本にして、行政のスクラップ・アンド・ビルドも含めた無駄のない行政経営をしていかなきゃいけないと思っております。

将来にわたっては自立した行政が求められる、ある意味広域的な行政も想像はありますけれども、当町においては、様々な環境に振り回されることなく、自主財源を、しっかりとした財源確保に今後しっかりと我々は努めていかなきゃいけないと思っております。また、民間含めて、我々の行政の中でも民間委託等を含めてアウトソーシング等も考えて、行政経営を幾らなりとも経費改善を図っていかなきゃいけないと思っております。

とりとめない答弁になりましたが、議員おただしのとおり、危機感を持って、町長として、今後行政経営に当たってまいる考えであります。

以上です。

○議長（平本佳司君） 9番、山本幸一郎君。

○9番（山本幸一郎君） ありがとうございます。

そこで、震災後、産業団地等々に新しく進出された企業の建設、完成された企業が操業すれば、町税はどのぐらい増えるかどうか試算しているかと思われそうですが、今現時点で試算されている額は、今の建設中含め、あるようですけれども、完成した企業の総額は、どのぐらい町税がプラスになるか、お伺います。

○議長（平本佳司君） 産業振興課長。

○産業振興課長（蒲原文崇君） まず、1点でございます。

第3次復興計画における部分で産業団地の目標としましては、ちょっと税収という捉え方ではなくて、立地事業数ということでの目標を立ててございました。

その中では、令和7年度には19事業者にとということで目標を掲げておりまして、どれぐらい税収を見込んだかという部分では目標を立てておりませんでした。

また、今回でございます令和5年度におきましての税収予定見込みでございますが、こちらについては、現在、固定資産税、法人町民税で8,000万円程度を見込んでおります。また、こちらにも操業間もない事業所等ございまして、これからいろいろと営業活動、事業活動が進んでいく中で法人住民税も上がっていくのかなということで捉えているところでございます。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 9番、山本幸一郎君。

○9番（山本幸一郎君） 先ほどから述べていますが、やはり産業団地に多くの企業が来ていただいて、もちろん町税が幾らぐらいプラスになるのかなというのは把握しているのかなと思って質問したんですが、まだ途中だということで、はっきりした答弁はもらえませんでした。今建設中、そして完成して操業する。これは多分企業が来る前に予定で大体どのぐらいかは試算しているかと思います。それが実際になっているかどうかは別にしても、幾らぐらいの、震災前から比べれば6億円今足りないような状況です。震災前とは同じとは言いませんが、それに近づけるために産業団地に工場等を誘致しているのだと多くの方は思っていますので、その辺はでき次第、もしかしたら分かり次第、報告していただければなと思います。

その上で、先ほど町長からも答弁ありましたが、第2次復興の令和7年度で、多分15年で終わります。

地方交付税は、今までどおりいつまで同じ額が交付されるかどうかというのは、何か国から報告があるかどうか、お伺いします。

○議長（平本佳司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） ただいまご質問にあったとおり、税の収入源などについては、震災復興特別交付税のほうで補填されているような状況でございます。

今現在、そちらのほうが続くということは国のほうからは明示はされておりませんが、今浪江町が復興の途上だということを押えますと、引き続き必要な財源でございますので、しっかりと継続していただけるように、国のほうに要望は出しているところでございますが、今後とも、しっかりと実現できるように要望を続けてまいります。

○議長（平本佳司君） 9番、山本幸一郎君。

○9番（山本幸一郎君） そこで、15年たつ令和7年度で終わりでないのは理解をしていますが、その後、どのぐらいもらえるかというのは、多分今の答弁のとおり、分からない状況だと推測します。

そこで、地方交付税は、いつかは減っていきます。そこで、多くの方が戻れない現在、そして、なかなか町税を増やすのも難しい状況である浪江町においては、何か対策をしていかなければ駄目だと考えます。

そこで、町は税金が減る前に何か対策をしているものかどうか、お伺いします。

○議長（平本佳司君） 町長。

○町長（吉田栄光君） 山本幸一郎議員の今後の財源についての対策についてのおただしであります。

先ほど課長から答弁をさせていただいた中で、特交を含めた今の国の支援策について一部答弁がありました。この今の2期復興の中で、12年経過の中で、当町の財源について町単独での行政経営は厳しい状況にあると思っております。

ただ、我々が努力をしっかりと国民に示した上での今後の復興のありよう、そして行政経営のありようについては、我々がしっかりと国・県に申し上げていきたい、いかなきゃいけないものだと思っております。

つきましては、先ほど議員のおただしのおり、今後の2期復興・創生以降についての質問がありましたが、私町長として3期目に係る行政経営にかかる費用、そして我々の復興計画を推進していく事業にかかる経費、これらについて積み上げるよう、そして国・県に今後は2期復興・創生以降の当町の復興事業や行政経営についての財源については、求めていく必要があると思っております。その上に立って、今後、我々必要とするものを国・県にしっかりと3期目の復興について求めていく考えであります。

したがいまして、財政が厳しい、よりしっかりと我々の無駄のない財政の出動に当たっていくというのは基本ではありますが、こういった復興の状況の中で、我々は国・県に対しても、町としては求めるものはしっかりと今後求め、これらについて、今後15年以降震災から20年までの我々の復興事業については、国・県にしっかりと求めてまいる考えであります。

以上です。

○議長（平本佳司君） 9番、山本幸一郎君。

○9番（山本幸一郎君） では、次の質問に移ります。

2番目、町内の道路管理についてであります。

町内には町道、県道、国道があります。そこで、町道、県道、国道に管理の仕方が大きく違うように見受けられます。例えば除草、サワラギ、側溝の管理、大きく差があると認識しております。

そこで、町長は格差があると、管理の仕方に思われますかをお伺いします。

○議長（平本佳司君） 建設課長。

○建設課長（宮林 薫君） 町道と県道と国道、除草等の管理の仕方が違っておりまして、差があるということは認識をしております。

○議長（平本佳司君） 9番、山本幸一郎君。

○9番（山本幸一郎君） そこでお伺いします。

除草につきましては、町道は片側2メートルずつ、県道は75センチ、国道は1メートル以上、場所に応じて増えるというようなこと

でありました。

そこで、町に戻った町民は、町道、県道、国道にかかわりなく、安全できれいな道路を使用したいと思っています。

そこで、この格差に応じてきれいさは、もちろん75センチより2メートルのほうがきれいで住みやすいと思う。これを見て、町長は、いや、これは県に2メートルにしなきゃ駄目なんだよとか、危ないから、もう少しやらなくちゃいけないんだよというような要望はしているかどうか、お伺いします。

○議長（平本佳司君） 建設課長。

○建設課長（宮林 薫君） 国・県道の除草につきましては、基本的に年1回の実施になることは理解しております、特段抜本的な要望等はしておりませんでした。

○議長（平本佳司君） 9番、山本幸一郎君。

○9番（山本幸一郎君） 私の記憶によりますと、今町で除草作業している前は防火対策事業といいまして、国道、そして県道、一番広いときには5メートル、10メートルぐらい刈られていたときもあって、結構きれいに、そして見通しもよく、安全な道路だなと認識していました。

そこで、ここ数年、事業名が変わると同時に、町道の草刈り、まだ2メートルだから何とかと思っていますが、県道は75センチで、今年度みたく暑さと雨が頻繁に降るような状況は、2週間もたてば、もう青々として、結構見づらい状況が続いております。

県道の75センチという幅を、これを前と同じく、町で防火対策事業という名目ではないにしろ、何か町でやって2メートルぐらい、同じぐらいの幅で除草することはできるのか、また、要望していただけるか、お伺いします。

○議長（平本佳司君） 建設課長。

○建設課長（宮林 薫君） 町での除草の草刈りにつきましては、福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業の委託金を活用して実施しており、以前はこちらの財源において県道等の草刈りも実施していたこともあったということでございまして、復興庁から県道の管理について、町でやるのはどうかということで、数年前から町道のみ管理となった経緯がございます。

今般の県道の草の繁茂の状況を国と協議しまして、さらに県道についても、その除草のほうを活用できるかどうかの相談はしていきたいと思っています。

○議長（平本佳司君） 9番、山本幸一郎君。

○9番（山本幸一郎君） 再度の質問になって大変申し訳ないんですが、

改めて再確認させてもらいます。

町道ののり、県道の法、国道の法尻、下もあれば上もあるかと思  
います。ここの管理は、誰がどのようにするか、改めてお伺いしま  
す。

○議長（平本佳司君） 建設課長。

○建設課長（宮林 薫君） 県道の法尻とか道路の法とか、そういった  
ところにつきましては、各県道、国道、町道の所管する部署、県で  
あれば富岡土木事務所、6号線であれば磐城国道事務所の原町維持  
出張所、浪江町であれば浪江町の建設課というところで管理をして  
おりまして、支障のあるところについて県とか国に対しては要望し  
ておりまして、町の場合は町の財源で対応しております。

○議長（平本佳司君） 9番、山本幸一郎君。

○9番（山本幸一郎君） 今の答弁によると、私は、町道はある程度き  
れいになっているのかなというような感じではいるんですが、県道、  
そして国道、先ほどは除草の話をしました、サワラギとってい  
いか、木が垂れ下がっているところが数多く見られております。

それで、この質問をしたからじゃないんですが、114号線通った  
ら、偶然木の伐採作業を先週ぐらいからされていたんですが、たく  
さん危ないところがなくなって助かっているとは思いますが。

そこで、町内にも帰還困難区域、次の質問とちょっとダブるん  
ですが、帰還困難区域で道路が解除。道路は解除しましたが、人は帰  
れないところの倒木は、もしくはサワラギは、これは誰が管理しな  
くちゃならないのか、お伺いします。

○議長（平本佳司君） 建設課長。

○建設課長（宮林 薫君） 町道において道路の通行に支障になる場合  
は、建設課で対応しております。

○議長（平本佳司君） 9番、山本幸一郎君。

○9番（山本幸一郎君） 再度確認します。

町道においては、町で全部管理していただけるという解釈によろ  
しいんですね、再度。

○議長（平本佳司君） 建設課長。

○建設課長（宮林 薫君） 通行に支障になる箇所につきましては、対  
応、実施いたします。

○議長（平本佳司君） 9番、山本幸一郎君。

○9番（山本幸一郎君） 町は、町道をパトロールする際、県道、国道  
も通るかと思えます。

そこで、町道だけじゃなく、県道、国道に安全でないところがあ  
ったときには、速やかに要望していただき、そして同じ町内なので

確認していただき、町民が安全に道路を使用するように町はやっているというような解釈でよろしいんですね。

○議長（平本佳司君） 建設課長。

○建設課長（宮林 薫君） 町内の町道パトロールにおいては、町道の管理のほうに重きを置いておりました。

議員おただしの県道については、今後、支障になるとか危険な箇所について、こちらから要望をするように進めたいと思っております。

○議長（平本佳司君） 9番、山本幸一郎君。

○9番（山本幸一郎君） では、次の質問にまいります。

復興拠点の範囲、そして道路際の除染、解体、管理について質問します。

復興拠点については津島、室原、末森。私、末森出身なんですけど、自分が思っていたところが復興拠点でないということを経験してきていて、大変申し訳ないんですけど、復興拠点の範囲を改めて再確認したいんですけど、答弁をお願いします。

○議長（平本佳司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） 復興拠点の範囲ということでおただしでございます。

特定復興再生拠点区域の範囲でございますが、室原地区は全地区、全部で1,699ヘクタールございます。このうち約349ヘクタール分が復興再生拠点となっております。末森地区は全体で270ヘクタールのうち、このうち約159ヘクタールが拠点のエリアとなっております。津島地区につきましては、9,360ヘクタールのうち約153ヘクタール。この3つ合わせて合計660ヘクタールの復興拠点の範囲ということになってございます。

○議長（平本佳司君） 9番、山本幸一郎君。

○9番（山本幸一郎君） そのような数字で言われて、なかなかぴんとこないんですけど、たとえば言うと、先ほども言ったとおり、私は末森なんですけど、偶然、他地域から山の管理に来たら、バリケードしてあって山に入れないというご相談がありました。

私も末森地区は、失礼ながら、全部解除になっていて、どこにでもすぐに行けるのかなと思っていました。私と同じように思っている方が多分議員の中にも、もしくは多くの町民の中にもいると思われれます。

これの周知の方法を聞く前に、以前の説明では末森全域、もしくは室原は家老地区を除く。津島は拠点のところだったので、私も勘違いしていて、末森地区は全部、室原地区も家老を除くところ全部

という認識でありました。

山をもともと除染しないのは分かっていますが、山を除染するのは林道だけであって、林道を除染すると、奥のところは以外も林道だけで、除染の解除地域に含まれたと認識しています。この説明は、いつ、どのようにして変わられたのかどうか、お伺いします。

○議長（平本佳司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） 特定復興再生拠点区域の設定の段階で住民等への周知の仕方についてのご質問をいただいていると認識しております。

住民等への周知につきましては、浪江町特定復興再生拠点区域復興再生計画を国に申請をする前の平成29年11月に帰還困難区域の区長及び地区役員への説明会を実施いたしました。その後、平成29年12月に計画が国から認定をされた後に、広報なみえの平成30年2月号において計画認定の旨の掲載をさせていただきまして、計画を町のホームページに掲載をそれ以降させていただいております。

特定復興再生拠点区域の避難指示の解除の前になりますが、令和4年7月に特定復興再生拠点区域の準備宿泊に関する住民説明会、そして、令和5年1月から2月にかけて、特定復興再生拠点区域の避難指示解除に関する説明会を開催させていただきました。

ここでしっかりエリアのほうをきちんと説明できたかということについては、そこは欠けていた部分も確かにあったとは考えておりますが、こういう形で説明はしております。また、説明会で配布した資料等につきましては、町のホームページに掲載をするという形で周知を進めてまいったところでございます。

○議長（平本佳司君） 9番、山本幸一郎君。

○9番（山本幸一郎君） そこで、再度お伺いいたします。

特定復興再生拠点で今回解除になったところには、この山林の林道は含まれてないというような説明になるかと思うんですが、では、ここの林道もしくは除染等をしていただけるのには、再生拠点にならないとしていただけないと思われませんか。

それで、末森もしくは室原、こういった津島地区におかれても、なかなか林道が除染していただければ、ふるさと再生の山林の復興事業も滞るかと思われませんか、そのようなことはないのか。また、ここは白地地区に当たるのかどうか、お伺いします。

○議長（平本佳司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） ご質問にお答えをいたします。

帰還困難区域のうち特定復興再生拠点区域の範囲以外は、それ以

外の部分はいわゆる白地地区と呼ばれているところでございます。

そちらにつきましては、今後、例えば特定帰還居住制度という制度が創設されましたので、帰りたい方が2020年代までのうちに帰還できるように除染をして解除するという方針で進めております。そこが帰る方の生活エリアに含まれれば、当然、除染の範囲内にはなると思いますが、そういった方がいないような山林などにつきましては、いまだ国のほうからは方針が示されておりません。

国のほうとしましても、どんなに長い年月がかかっても帰還困難区域全体の避難解除を目指すという姿勢を示しておりますので一刻も早く、町としてもそういった残された課題と申しておりますが、そこについての方針をはっきり示すように国のほうに引き続き要望してまいりたいと考えております。

○議長（平本佳司君） 9番、山本幸一郎君。

○9番（山本幸一郎君） なぜこのような質問をしたかといいますと、今言われていました白地地区と言われる地区が徐々に除染して解除になられてきたときに、これと同じような状況が次から次に続くのかなと懸念しています。特に浪江は山林が7割近くもあるところなので、やっぱりこのような、私はちょっと見えてなかったんですが、見えないところを次から次に林道、そして林道の除染をしていただければ、山林もしくは林業の発展に次から次に進むと思いますんで、このようなところの解除になるときは、説明をかなり十二分にさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（平本佳司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） ただいまいただいたご指摘を真摯に受け止めまして、今後の計画の進め方、そして住民への周知の方法についてしっかりと生かしていきたいと考えております。

ありがとうございます。

○議長（平本佳司君） 9番、山本幸一郎君。

○9番（山本幸一郎君） 次は、復興拠点の解除に伴いまして、周辺は山林が多く、生活にもかなり密着していると思われれます。今復興拠点ではありませんが、多くのため池の再除染が行われている状況です。山林が近いところの住居は、なかなかそれに近いようなところもあるかと思われれます。

今までどおりの除染、そして放射能測定の回数でよろしいと思われれているか、お伺いします。

○議長（平本佳司君） 住民課長。

○住民課長（柴野一志君） ご質問にお答えします。

議員おただしのとおり、旧の特定復興再生拠点として解除された

区域の周辺につきましては山林が多く、大雨等の災害によって解除された宅地等の線量の上昇などの影響も考えられるところでございます。

山林の除染につきましては、昨年、当町の除染検証委員会が特定復興再生拠点区域の避難指示解除に向けた検証結果報告を出しております。その中で森林等への対策の1つといたしまして、森林と生活圏の境界では、大雨や災害等により放射性物質を含む堆積物等が再度蓄積する可能性があることから、必要に応じ、モニタリングにより再汚染の有無を確認することとご指摘、メッセージをいただいているところでございます。

こういった発言を踏まえまして、災害やその他、線量戻り、あるいは住民がホットスポットを発見した際などについては、環境省に要望することはもちろんでございますけれども、改めて、町といたしましても、都度、線量測定を行いまして、環境省に対し必要なフォローアップ除染について求めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 9番、山本幸一郎君。

○9番（山本幸一郎君） 今の答弁にもありましたが、やはりフォローアップ除染ではなく、やっぱり山間部の除染の仕方を見直さなければいけないのではないかと私の質問です。

なぜならば、先ほどもため池のお話をされましたけれども、山のてっぺんから除染していれば、多分下のほうは若干安全なのかなと思われま。山が100メートルあって、下の20メートル除染しても、上から水は来ます。やはり場所場所に応じて、そういう見直しがこれからなされると白地地区の除染、そして帰ってくる方はなかなかいなくなるのかなと私は思われま。

再度お聞きします。

国に除染の仕方、これをもう一度考えてもらえるような要望はできますか。

○議長（平本佳司君） 成井副町長。

○副町長（成井 祥君） 山本議員のご質問にお答えいたします。

まさに先ほど山本議員からお話ありましたとおり、特定復興再生拠点区域並びに今後我々が解除を目指す特定帰還居住区域につきましては、山林に囲まれた地域がほとんどでございます。

そのため、国に対しましては、これまで柔軟な除染体制を組むよう要望してきたところでありますけれども、実現には至っていない状況であります。

今後も引き続き要望等は進めてまいりたいと思いますし、また併せまして、先ほど森林の話がございましたけれども、当町のほとんどの面積が森林でございますので、森林管理の在り方につきましても、早期に在り方を示すよう国に対して求めているところでありまして、除染の方向と併せまして、森林管理の在り方につきましても、引き続き国のほうに強く求めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 9番、山本幸一郎君。

○9番（山本幸一郎君） ありがとうございます。

では次の質問で、道路際除染の通常解除のところが多くあります。

この際除染で多くのところが除染され、そして解体され、たくさん助かっている方がいるのかなと私は思っております。

そこで質問したいのは、道路際除染、解体が進みました。ここはいつ戻れるかどうかも示されておりません。そのようなところをその後誰が管理しなくてはいけないのか、お伺いします。

○議長（平本佳司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） 復興再生拠点区域の外縁で実施されている除染解体ということで、空間線量の低減を図る目的で実施されておりますが、そちらが除染された後の管理についてのご質問ということで認識しております。

こちら管理については、道路全体などにつきましては、先ほど建設課長が申したように道路、そして法面、路肩なども含めて道路となっているものについては、管理者が適正に管理して道路交通に支障がある場合は、適正に伐採をするなど管理をしているところです。

それ以外の部分につきましては、管理という観点からしますと、最終的には個人の土地の所有ということになりますので、個人の方の管理ということになるかと思いますが、引き続き帰還困難区域ということになっておりまして、自由な立入りが制限されている地域となっておりますので、所有者の方が定常的に保全管理をするということは難しいという場所であると認識しております。

以上です。

○議長（平本佳司君） 9番、山本幸一郎君。

○9番（山本幸一郎君） 先ほどの道路の管理状況とちょっとダブって申し訳ないんですけども、先ほどの答弁だと、町の法際もしくは県の法、国の法は各県・国・町でやるような答弁でした。

しかし、今話を聞くと、そこまできれいに町でやる、県でやる、国でやるようには現時点でそうは見えていません。

現時点で、本当に町もしくは県・国でやられていたのかどうか、

お伺いします。

○議長（平本佳司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） 先ほど、建設課長も答えたとおりですが、町道につきましては、年2回両脇1メートル、そして県道については両脇75センチということで、通行に支障が出ないように除草をしていた。また、支障木が出た場合は切るなどとして、適正に道路管理上の面で管理をしているものと認識しております。

以上です。

○議長（平本佳司君） 9番、山本幸一郎君。

○9番（山本幸一郎君） 私も通常は軽トラに乗って歩いているときには、あまり支障木等は気にはならないんですが、やはり少し大きな車に乗ると、町道であっても、かなりの木に接触することがあります。

安全対策の上でも、もう少しパトロールを吟味していただいて、もう少し支障木、もしくはそれに近いような木があった場合には速やかにやっていただきたい。あえて言うならば、パトロールのときにもう少し高さを確認してやっているのかどうかをしないと、この2番と3番、あえて聞いているのは、道路の管理状況があまりによくはないから質問しているところであります。

特に先ほど言ったとおりに、解除にならない帰還困難区域で、道路だけが解除のところが一番目につくところだと思います。

再度質問します。

しっかりその辺の倒木もしくは、そういうところの管理は町でやっているのかどうか、改めて質問します。

○議長（平本佳司君） 成井副町長。

○副町長（成井 祥君） 道路管理に関するご質問につきましてお答えいたします。

先ほどからお話しありますとおり、道路管理については、それぞれ国・県・町が役割分担しながら行ってきたところでもありますけれども、町といたしましては、町民の皆さんの最も身近な自治体としまして、しっかり町民の皆さんの声を聞くとともに、町が主体的に道路の状況等を把握するほか、対応が必要な箇所につきましては、国・県等と積極的に協議・連携しまして、迅速な対応を努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 9番、山本幸一郎君。

○9番（山本幸一郎君） ありがとうございます。

以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（平本佳司君） 以上で9番、山本幸一郎君の一般質問を終わります。

---

◎散会の宣告

○議長（平本佳司君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。  
本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

（午後 3時39分）

9 月 定 例 町 議 会

( 第 2 号 )

令和 5 年浪江町議会 9 月定例会

議 事 日 程 (第 2 号)

令和 5 年 9 月 6 日 (水曜日) 午前 9 時開議

- |         |           |  |
|---------|-----------|--|
| 日程第 1   | 一般質問      |  |
| 日程第 2   | 認定第 1 号   | 決算の認定について  |
| 日程第 3   | 認定第 2 号   | 浪江町水道事業会計決算の認定について                                 |
| 日程第 4   | 認定第 5 7 号 | 浪江町税特別措置条例の一部改正について                                |
| 日程第 5   | 認定第 5 8 号 | 浪江町公の施設の使用に関する条例の一部改正について                          |
| 日程第 6   | 議案第 5 9 号 | 浪江町道路線の認定及び廃止について                                  |
| 日程第 7   | 議案第 6 0 号 | 工事請負契約の締結について (地デジ再送信システム復旧工事その 2)                 |
| 日程第 8   | 議案第 6 1 号 | 工事請負契約の締結について (さけふ化施設造成工事)                         |
| 日程第 9   | 議案第 6 2 号 | 工事請負契約の締結について (丈六ため池環境保全整備工事 (再対策))                |
| 日程第 1 0 | 議案第 6 3 号 | 工事請負契約の締結について (橋梁補修工事 (慶応橋))                       |
| 日程第 1 1 | 議案第 6 4 号 | 委託に関する契約の締結について (浪江駅周辺地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設整備事業業務委託) |
| 日程第 1 2 | 議案第 6 5 号 | 工事請負契約の変更について (室原地区防災拠点新築工事 (建築))                  |
| 日程第 1 3 | 議案第 6 6 号 | 工事請負契約の変更について (室原地区防災拠点新築工事 (電気設備))                |
| 日程第 1 4 | 議案第 6 7 号 | 工事請負契約の変更について (室原地区防災拠点新築工事 (機械設備))                |
| 日程第 1 5 | 議案第 6 8 号 | 令和 5 年度浪江町一般会計補正予算 (第 3 号)                         |
| 日程第 1 6 | 議案第 6 9 号 | 令和 5 年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)                 |
| 日程第 1 7 | 議案第 7 0 号 | 令和 5 年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算 (第 1 号)           |
| 日程第 1 8 | 議案第 7 1 号 | 令和 5 年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)                  |

日程第 1 9	議案第 7 2 号	令和 5 年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 2 0	議案第 7 3 号	令和 5 年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 2 1	議案第 7 4 号	令和 5 年度浪江町水道事業会計補正予算（第 2 号）
日程第 2 2	諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第 2 3	同意第 1 号	特別功労者の決定について
日程第 2 4	報告第 4 号	令和 4 年度浪江町一般会計継続費精算報告書について
日程第 2 5	報告第 5 号	一般財団法人福島なみえ勤労福祉事業団の経営状況報告について
日程第 2 6	報告第 6 号	一般社団法人まちづくりなみえの経営状況報告について

出席議員（15名）

1番	武藤晴男君	2番	紺野豊君
3番	吉田邦弘君	4番	平本佳司君
5番	小澤英之君	6番	半谷正夫君
7番	紺野則夫君	8番	佐々木茂君
9番	山本幸一郎君	10番	高野武君
11番	渡邊泰彦君	12番	松田孝司君
13番	佐々木勇治君	14番	山崎博文君
15番	紺野榮重君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	吉田長栄光君	副町長	山本邦一君
副町長	成井長祥君	教育長	笠井淳一君
代表監査委員	宮口勝美君	総務課長兼津島支所長兼選挙管理委員会書記長	戸浪義勝君
企画財政課長	吉田厚志君	住民課長	柴野一志君
産業振興課長	蒲原文崇君	農林水産課長兼農業委員会事務局長	金山信一君
住宅水道課長	木村順一君	建設課長	宮林薫君
市街地整備課長	今野裕仁君	健康保険課長兼浪江診療所事務長兼仮設津島診療所事務長	西健一君
介護福祉課長	松本幸夫君	会計管理者兼出納室長	中野隆幸君

教育総務課長  
鈴木清水君

生涯学習課長兼  
浪江町公民館長兼  
浪江町図書館長  
岡秀樹君

---

職務のため出席した者の職氏名

事務局長  
掃部関久君

次長兼係長  
中野夕華子君

書記  
岡本ちり君

---

◎開議の宣告

- 議長（平本佳司君） おはようございます。  
ただいまの出席議員数は15人であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
(午前 9時00分)
- 

◎議事日程の報告

- 議長（平本佳司君） 本日の議事日程は、タブレット端末の格納のとおりでございます。
- 

◎一般質問

- 議長（平本佳司君） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。
- 

◇ 佐々木 茂 君

- 議長（平本佳司君） 8番、佐々木茂君の質問を許可いたします。  
8番、佐々木茂君。

[8番 佐々木 茂君登壇]

- 8番（佐々木 茂君） おはようございます。  
まず、昨日の同僚議員からの質問で、大平山の件がございました。6月6日の定例会のとき、私の質問に対して、今後行政区の総会の結果を鑑みて判断いたしますという発言をいただきました。

しかし、昨日の質問の答弁をお聞きしていましたら、6月2日に職員2名が区長さんのほうに行って、取り下げると話をされたというお話を聞きました。これは、まず時間的にタイムラグがあるということは承知しますが、しっかりとそれは職員の皆さんなんですから、自分たちの仕事ですから、お互いに意思疎通を図って、虚偽と言われないような形で答弁をお願いしたいなと思っております。まず、虚偽答弁だという話になると物事がうまくまいりませんから、それはそれとして、ひとつ私の苦言としてお聞きいただきたいなと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

質問に入ります。

今、新聞紙上でも、マイナンバーカードについていろいろお話をされていますけれども、マイナンバーカードと国民健康保険のひもづけが非常に悪いと、建てつけが悪いということで、ちゅうちょされるお方も多いと聞いております。

それで、マイナンバーカードについて新聞にありましたのですが、

取得率の低い自治体に対しては交付金で差をつけるぞというような、脅しとも取れるような国の考え方、やり方について、どのように受け止め、どのようにしたらいいのか、それをお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（平本佳司君） 住民課長。

○住民課長（柴野一志君） ご質問にお答えいたします。

ご質問の内容につきましては、マイナンバーカード交付率を普通交付税の算定へ反映させることについて、こちらは令和4年12月に総務省のほうから、マイナンバーカードの交付率が高い自治体に普通交付税を上乗せするといった内容が示されたことについてかと思われまます。

この件につきましては、結果として普通交付税に地域のデジタル化を推進するための費目として、地域デジタル社会推進費という費目がございまして、その増額分としてマイナンバーカード取得率が算定として使われたことを確認しております。

本来、普通交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの自治体の住民にも一定の行政サービスを提供する財源を保障するといった性質のものと認識しております。この性質を踏まえれば、本来の趣旨にはそぐわない交付のされ方ではないかと考えるところでございます。

また、このような方針を打ち出す一方で、マイナンバーカードの取得は任意であるとしていることが、受付を行う自治体の対応をより難しいものとしたのではないかと感じているところでございます。

こういったことを踏まえまして、町としましては、マイナンバーカードが必要な住民の方へ必要な情報の提供を速やかに行い、選択していただく必要があると捉えて、申請及びそしてマイナポイントの設定に対応しているところでございます

○議長（平本佳司君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） 分かりました。

建てつけが悪いマイナンバーカードではありますが、制度として定着させろということは、必要ではないかなと私は感じているんですけども、この信頼性、昔15年ぐらい前に住基カードというものをやりました。お金も相当かけました。しかし、それは失敗に終わりました。なぜ失敗に終わったかというその教訓をしっかりと生かしていただかないと、私はいけないのではないかと考えておりますので、その点を踏まえて、よく頑張っていたいただきたいなということで、今後ともよろしくお願ひしたいと思えます。

それで、実はこういうことをお聞きするのはあれなんです、町

民に普及率を上げろ、上げろという形で皆さんは活動されているんじゃないかと思えますけれども、浪江町の職員でマイナンバーカードの取得者数はどのくらいいらっしゃるかお聞きしたいと思います。さらに、町民全体の現在の取得者数は幾らなのかお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（平本佳司君） 住民課長。

○住民課長（柴野一志君） 対象となる職員の取得者数でございますけれども、対象が171名いまして、そのうち139名が取得しております。率でいいますと81%になっております。また、町民につきましては、8月20日現在の数字になりますけれども、申請で79%の申請数、取得でいきますと66%の取得となっております。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） ということは、先ほど質問させていただきましてけれども、この取得率で国からの交付金にどのような影響があるのか、大体何%ぐらいにならないと減額の対象になるのか、それをちょっと後学のためにお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（平本佳司君） 住民課長。

○住民課長（柴野一志君） 発表当初から、こちらのほうの線引きは示されていたわけではございませんので、今回の件がございまして、福島県の交付税の担当者にご確認させていただきました。こちらは、令和5年5月末時点での取得率が73.25%を超える自治体に対して上乘せを行ったということでございます。

ここからは報道資料になってしまいますけれども、全国の自治体で、こちらの対象になったのが572市町村で、全体の約3分の1ということでございました。

○議長（平本佳司君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） 分かりました。

まだまだ取得者数の確保ということがありますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思っております。今後どのように取得者数を上げていくかという質問をさせていただきましたけれども、今の答弁で理解させていただきました。

次に、F-R-E-Iについて少しお話をさせていただきたいと思えます。

まず、F-R-E-Iが将来的に当町にどのような影響があり、当町はどのような発展が見込まれるのか。そして、今後私たちはF-R-E-Iとどのようにお付き合いさせていただくのか。そういう全般的なお話を町長、お願ひしたいと思えます。

○議長（平本佳司君） 町長。

○町長（吉田栄光君） 佐々木茂議員の質問にお答えをさせていただきます。

F－R E Iにつきましては、この4月に当町に設立され、現在60名の職員が仮事務所にて勤務されております。その職員の方々が町内で生活する中で、飲食店をはじめ、生活・食料品等の購入をしたり、様々なサービスを受けるなど、町内の消費活動という面においては、既に様々な経済効果が出ているものと考えております。

議員ご指摘のとおり、F－R E Iは、福島復興再生特別措置法に基づく特別の法人であり、F－R E Iからの直接の税収は見込まれませんが、F－R E Iの活動が進むにつれ、研究者等の増加や交流人口の拡大、F－R E Iの研究に関連する企業の立地など、町への様々な波及効果が見込まれるものと考えております。

また、F－R E Iは、震災からの力強い復興のエンジンになることはもとより、世界の課題解決に向けた研究開発を行うことが目的でありますから、F－R E Iによる波及効果は、当町のみならず、浜通り全体、福島県全体、そして東北にも広く及ぶものと大きな期待をしているところであります。これらの効果は、すぐに実感できるものではありませんが、F－R E Iの活動が円滑に進むよう共に歩むことが重要であります。引き続き、国等と連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

佐々木議員をはじめ、議員の皆様につきましても、町内におけるF－R E I活動が円滑に進むよう、ご理解とご協力をここでお願いをするものであります。

以上です。

○議長（平本佳司君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） 町の人口が増えない。原子力災害でガラガラポンというか、ブルドーザーで踏みじったような町になりましたものですから、その中で放射能被害を少しでも和らげる、受けない、そういうことで、やっぱり危機意識を町民の方がお持ちなのだろうと思っています。ですから、なかなか帰還が進まない。

そして、13年になりますけれども、空いた期間が多いので、自分の持ち家とか、自分の土地関係が荒れ放題になってしまった。みんな心を痛めて帰って来られないような状況になっているのだろうと思います。

同僚議員からも除染、除草とか、いろいろなお話もありましたけれども、やはり町としては、そうした問題意識を共有しながら、一緒になってこの町の復興のために力を合わせていきたいなと私も考

えておりますので、ぜひ職員の皆さんも奮って頑張っていたきたいなと思っています。

それで、住宅政策について、昨日町長からご報告もありました。さらに、市街地整備課長からもお話しありました。今朝の新聞に載っておりました。それで、この質問は新聞紙上でも分かるように、報告もありましたので、この質問は飛ばしたいと思います。

まず、6月議会で私が申し上げましたF-R-E-Iで働く職員の定着が大きな課題ではないかということで、町長共々その課題については共有していると感じております。ただ、F-R-E-I側が個人情報の漏えい云々という、当町に定着するのではなく、隣の市や町に居を構えるというような状況があります。

F-R-E-Iの大きな目的は、この町の人口をいかにして増やすかと、これにあったのだろうと私は思います。人口がなければ、今2,000人をちょっと超えたぐらいですけれども、やはり元の人口に戻すことは並大抵のことではありませんけれども、人口が少なければ、全ての行政だって要らなくなってしまう。職員の数だって、今の職員の数の3分の1がいればいいとなる。やっぱりお互いに危機意識を持って、どのような形でこの町の人口を増やすか、これをしっかり、いろいろ我々とお話もさせていただきたいし、皆さんと共有するものがあれば、相談させていただければというふうに考えております。

それで、なぜそう言ったかということ、次の質問にもあるんですが、この町の人口がいないと住民税、これがないと。昨日も同じような質問がありましたけれども、町税の税収が少ないとやっぱり町はやっていけない。これからこの少ない人口で、いつまでも、震災だから、かわいそうだからといって、国からあめ玉をなめさせるような交付税なんてくると思っていけません。これがいいか悪いかは分かりませんが、お花畑のような人がいるかとは思いますが、やはり国を守るお金に流用されていくと。

やっぱり復興の財源というのは、被災された方の復興に力を注いで、次にどのような災害がくるか分からない、そういうことをしっかり考えていかなければ、この国の将来性はないのだろうと私は思っています。次の世代に渡すためには、我々はよい町、よい国をつくっていくのが私たちの責任ではないのかなと、このように考える次第であります。

そこで、F-R-E-Iからの税収は見込めるのでしょうか、見込めないのでしょうか。というのは、前にも質問させていただきましたけれども、普通の法人であれば、事業税や法人住民税、こういうも

のがあるんですけれども、F－R E Iは税金がかからないと公表されておりますので、なぜそうなったのか、私は不思議でならない。こういうものをつくってやるから、浪江町の皆さんは黙っていなさいというのであるのかどうか。そういうことで、我々の議会に対してもそういう話、国の政策にも一切ありませんでした。これについてお聞きしたいと思います。

○議長（平本佳司君） 市街地整備課長。

○市街地整備課長（今野裕仁君） 質問にお答えいたします。

令和4年8月に復興庁等から税制改正要望がなされ、同年度に国において、福島国際研究教育機構に係る税制上の所要の処置等がなされました。これは、国際研究教育機構の円滑な設置及び運営が可能となるように講じられたものであります。立地が決まる前の税制改正要望であったことなどから、町や議会への説明はされずに進んでいたものと認識しております。

なお、沖縄県にある沖縄科学技術大学院大学、通称O I S Tや様々な大学においても同様の税制改正がなされております。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） そういう話は、今日初めて聞く話で、議会に対してもそういう説明があればよかったなという感じはしております。

ただし、F－R E Iが立地するというのでそうした税収が見込めないのであれば、それに代わる特別交付税みたいな形でこの町に入ってくるのかどうか、そういうことをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（平本佳司君） 市街地整備課長。

○市街地整備課長（今野裕仁君） 質問にお答えいたします。

国から特別交付税措置についての話は、今のところ出されておられません。

なお、特別交付税は、災害などの特別の財政需要に対して交付されるものでありまして、法人に関する税金については対象外と考えられます。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） 国からお金が何も入ってこない。ただ土地を貸す。運営関係はF－R E Iの人たちがやって、必要なことだけは町と相談するという形では、沖縄の恩納村にあるO I S Tと同じような、分離されたような社会ができてくる可能性すらあるわけです。

やはり、ここに今現在60人いると町長からもお話しありましたけれども、ここには50ブース、大体50の研究室ができるという計画にあります。そして働く人が五、六百人、研究者がここに位置するわけです。そうするとその人たちが、この町に本当に居住していただければ私は何も言うことはありません。しかし、この町じゃなくて、葛尾でも川内辺りでも、F-R-E-Iの職員の定住政策をしたいというような話も一部聞かれておりますけれども、この町に住んで、ここで結婚して子育てをしていただいで、学校に子供があふれるような、そうしたまちづくりに発展していくものと私は考えてはいるのでありますけれども、どうしてもそれには、空気と水はただだなんという考えでおったのでは、いつまでも前に進みません。やはり、強く定住促進ということで、私は町当局がF-R-E-Iに対してしっかりと申し入れるべきであろうと考えています。

ここに住んでいただければ、住民税がこの町に入ってきます。多分F-R-E-Iの職員は相当高給取りであろうと私は想像しています。博士号を持ったり、海外での生活とかいろいろしていますので、我々と生活は一緒だというわけにはまいりません。ですけれども、この町に税金が落ちなければ税収は見込めない。ということは、ただの箱物だというふうに言われかねないと危惧しておりますので、やはりそうした、行政には経費というのがある、経費がかかります。その経費をどこで補填するのか。F-R-E-Iに関係ない人の税金が充当されるようでは、これは要らない施設になってしまいます。

ですから、お互いにそこは歩み寄って、国は国としてここに設置していただいたわけですから、やはり一緒に協働のまちづくりというものを考えていただきたいなど、このように考えておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、私の好きな公共事業、インフラ関係についてお話をさせていただきます。

まず、F-R-E-Iは、昨日のお話を聞いておりましたら、規模とかどういう形にするのか、今後計画していくというお話もありました。想定されるものから、まず下水関係をお聞きしたいと思えます。

まず1つ、浪江町では汚水幹線と雨水幹線、分流式ですか、合流式ですか、どちらですか。ちょっとお聞かせいただきたい。

○議長（平本佳司君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） ご質問にお答えいたします。

分流式でございます。

○議長（平本佳司君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木茂君） 分流式ということで分かりました。

ということは、F－R E I から出る汚水関係の管渠の能力は十分だと考えておられますか。お聞かせください。

○議長（平本佳司君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） ご質問にお答えいたします。

F－R E I の予定地周辺には、150ミリから200ミリの管渠が布設されており、その管渠の能力は最大流量1日432立米まで許容することができるとしています。予定地周辺に関するこれらの下水道管渠の情報は、国へ提供しております。

○議長（平本佳司君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） なぜ、これを1番目にF－R E I の件で持ってきたかという、実は下水関係は町が管理しています。水道代は頂くんでしょうけれども、しかしこれは町のお金を使わなくちゃいけない。国からの補助金もあるのでしょうけれども、結局、町のお金で、住むか住まないのか分からない施設、それを我々の大事なお金で賄わなくてはならないということがあるからこういう質問をさせていただきました。

それで、体育館の前、ふれあいセンターの前に幹線管渠ということで、多分600ミリの下水管が通っているかと思えますけれども、F－R E I の、10ヘクタール余りの施設ができるわけでありまして、そこからの汚水をこの600ミリで飲み込めるのかどうかをお聞きしたいと思います。飲み込めなければ、施設が建ってから管渠を築造するというわけにはまいりませんので、やはり今から準備をしていただきたいと思っています。それもF－R E I から排出される汚水ということを飲み込むわけですから、やっぱり国庫補助率というのも決まっているのだらうと思えますけれども、やはりそれを特別にいただくという形であれば、下水道の収支にそんなに影響しないのかなと、そんなふうを考えておりますので、それについてお聞かせください。

○議長（平本佳司君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） 今回のF－R E I の開発に関しては、開発行為ということで県のほうに申請がされると思います。そこから、F－R E I から排出される汚水の予定水量が国から示されておられませんので、現在のところ改築等の予定はございませんが、今後それらの数字がはっきりし次第、改築が必要となれば財源確保にも努めてまいります。

以上です。

○議長（平本佳司君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） 答弁は分かりましたけれども、国から汚水の

量が示されていないのでというお話ですけれども、下水道築造に関しては、用地から測量、そして設計から発注して完了まで、四、五年かかってしまうんです。そうすると、F-R E I が30年に完成するということであれば、今は令和5年ですよ。あと5年ぐらいかかってしまうので、処理能力が追いつかないおそれがあると私は心配しています。

ということで、やはり早急に国と、そういう問題もあるので、インフラの整備もあるのでということで詰めていただきたいと思いますので、よろしくお話をしたいと思います。

次に、私が卒業した浪江中学校の跡地に防災拠点整備されました。見学にも行かせていただきました。一生懸命に職員の皆さんが頑張ってあそこに造っていただいたのはありがたいんですが、南側にF-R E I、あの坂を上らなくちゃいけない。さらに川添側から、大坂地区なんだろうけれども、進入路があまりにも狭い。皆さんにお聞きしましたら、未境界地点で、買収とか、なかなかこれは苦勞するなというお話をされておりました。

しかし、防災拠点に入る進入路に大型トラック1台、例えば自衛隊車両だともう少し幅があります。そうした車両があそこに入っただけでこられないような状況は絶対にはないだろうと思います。万が一のときに、F-R E I で働くそうした人たちも、やはり一旦は、室原に今造られておりますけれども、室原に行く前にまず川添の様子を見るんだろうと私は思いますので、あの未境界地点を、完成からもう3年がたちましたので、このままにしているのかという考えでいます。ですから、それについて今後どのようにされていくのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（平本佳司君） 総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君） それでは、ご質問にお答えいたします。

令和2年度に浪江地区防災コミュニティセンターの整備が決定した際、浪江中学校西側の道路に相互通行が難しいところがあることから、道路拡幅について検討を行っております。その際に土地の調査を行ったところ、西側道路の入り口から、現コミュニティセンター入り口近くまで、道路敷を含めて広い範囲での筆界未定の土地があることが判明いたしました。

道路の拡幅には、用地の買収が伴いますので、まず筆界未定地の境界確定の手续が必要になり、境界確定には長時間を要すること、また道路の計画には、隣接する浪江中学校の敷地の利用計画が当時は未定だったこともあり、拡幅の計画をするのが難しいと判断しまして、プール脇の西側通用門から若干南側に行きますが、南側の樹

木の伐採をしまして、見通しの確保と、退避できる場所を確保いたしました。

その後は、本箇所の道路の計画については検討しておりませんが、今般の浪江駅周辺整備事業やF-R-E-Iの整備並びに旧浪江中学校敷地の利活用の計画に併せて道路計画をいたしますので、この中で本路線の改良についても総合的に判断したいと考えます。

以上です。

○議長（平本佳司君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） 防災拠点は何のためにつくられたのかということで、万が一の自然災害も含めて、そこに避難をすると。避難をする通路が使えないのであれば、何の意味もなさないのだろうと思います。計画時点で、この道路はそういう未境界地点であるということが分かっているわけですから、いかにしてそれを解決していくか。それは造ると同時とは言いませんけれども、やっぱり計画的にそれをやっていかないと、町が少しずつできてしまうと、またそこに家が建って、邪魔になって、移転費用とか、そういうものも考えられるわけですから、こういう問題は、やっぱり造る以上はしっかりとその周辺道路まで整備していただきたいと、このように思っています。

また、F-R-E-Iからも何があってもあの坂を上らなくちゃいけないものですから、やっぱりあそこをどうするか、大変な事業になると思いますけれども、こうしたこともしっかり考えていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、県道120号線、旧6号線なんですけれども、あそこのセブンイレブンのところから酒田までの道路の改良工事について、どのようなになっているのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（平本佳司君） 建設課長。

○建設課長（宮林 薫君） ご質問にお答えいたします。

県道浪江鹿島線西台工区は、請戸川橋から酒田地区間の延長約1キロメートルの道路拡幅事業を実施中でございます。令和4年7月16日に地元説明会を開催いたしました。令和5年度は、用地買収と一部区間の改良工事に着手する予定でございます。

○議長（平本佳司君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） 私は子供のときからあの道路は通っておりますけれども、やはりいつまでたっても道路が拡幅されないし、歩道もないということで、狭小区間なので、非常に子供たちにとっては危ない地区の一つであります。

また、西台に上る坂、これもあの道路を付け替えてもらうような

形じゃないと、あの坂はちょっとお年寄りの方々は大変苦勞される坂であるなというふうに感じておりました。

さらに、請戸川の橋なのですが、請戸川橋というんですかね、あそこの老朽化。歩道もない町道の一步先の、駅から真っすぐ行く河原には非常にいい橋が架かっているわけですがけれども、こうした県道が老朽化のままで放置されていたように私は思っています。

やっぱり、そうしたインフラの遅れということがありますものから、私たちはやっぱりそういうことを被災地である以上に、この機会を逃すべきではないんだろうと思います。

確かに、酒田に行く道路には、道路際まで道というんですかね、家が張りついておったものですから、なかなかあそこは拡張できなかったんだろうという事情は理解をしています。しかし、家が一軒もなくなりましたので、用地買収等これから考えられるわけでありましてけれども、しっかりと県のほうに、一刻も早く改良をお願いするように行動をしていただければなと思います。

さらに、その延長線にある高瀬川橋、これも老朽化が著しいということで、こちらのほうはどうなっておりますか。

○議長（平本佳司君） 建設課長。

○建設課長（宮林 薫君） 高瀬川橋は、令和2年度に修繕設計を完了しており、令和6年度以降に修繕工事に着手する予定でございます。また、高瀬川橋は、県道落合浪江線、高瀬工区として、橋の脇に歩行者用の側道橋を設置する計画で、令和4年度から橋梁下部工に着手し、本年度橋梁下部工の完了を目指しております。

○議長（平本佳司君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） 私は今69歳です。60年以上前、小学校1年生から浪江の小学校に通っておりまして、その当時の橋なんです。もう60年以上たっているわけです。もう老朽化が非常に激しい中で、一部補修とかいうよりも、完全にこの町の復興を成し遂げるためには、浪江町にとっては幹線道路の一つでありますから、この橋梁を、両方ですが、しっかりとした現代の形の橋梁、これに付け替えをしていただくか、新築していただくように、やっぱり管理者である福島県のほうにもしっかりとお伝えいただければなと思っています。

次に移ります。

県に対して、道路行政というのは大事なインフラの一つでありますから、陳情とか要望というものを常に行政側からも行っているかと思っておりますけれども、この中で、私も町を車で走ってみると、まだまだ足りない面があるし、この機会だから国へお願いしてみようかという機運が盛り上がってもいいのかなという箇所があります。

これは質問には細かくは入っていませんけれども、こういうことも聞いてみたかったので、お話しさせていただきますけれども、津島の399、飯館までの道路、これは二本松線のほうまでできてはいるんですが、その先がほとんどできていないということが一つ。また、室原の信号から沢上に上がる道路、小谷で迂回されるような道路になっておりますけれども、あれはやっぱりあの信号を生かして、あのまま真っすぐ沢上まで行けるような、そうした道路が私は絶対必要だろうと思っていますので、そういう件。

あと、114号線についての質問も同僚の議員から質問がございましたけれども、実は、川俣山木屋間は完全に完成いたしまして、非常に広いように感じる道路になってまいりました。しかし、同じ条件で津島の水境から町まで改良するというお話があって、なかなか前に進まなかったのも事実でありますけれども、今回、114号線の小塚、阿掛、あの工区が、3工区あったうち2工区が完成したので、あと残り2工区あります。さらに、柵平、ここも1つ工区に残っている。

でも、私、先日県の道路関係にお聞きしましたら、完全な形じゃないんです。例えば、水境から下ってきて、津島の信号の間、これは計画に入っていなかったように思います。さらに牛ノ舌、つまり津島高校の下から小塚、あそこもまた抜けていたと。さらに、昼曽根尺石の川の脇から小倉沢にかけて、これもちょっと抜けているような、そういうふうにお話をいただきました。私も県に対して、しっかりやれよと、つまみ食いするような個人のやり方では、全体的に進まんぞというお話もさせていただきました。

こういうことのいろんな課題がこの町にはありますけれども、こうした復興時期にこういうことに今手をつけていかないと、余ったから防衛省の予算に組み込まれるような、訳の分からない話をするんじゃないくて、復興予算というのは、やっぱり税金で、1.5%だか何%、多分国民全員から頂いているんだらうと思っています。それが余ったから別に流用するというのではなくて、できることがあるはずだ。

ですから、私は遠慮なく、町長を先頭に、議会もそうなんでしょうけれども、国に要望、要請、討論をするのであれば、一緒に行動させていただくということはやぶさかではありませんので、汗を流すこともたまには必要かなと考えておりますので、そこのところを酌んでいただいて、お互いに頑張っていきたいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

西台の県道の改良が計画に入って、今年度から地盤調査とか、い

ろいろやられているようなので、本当は質問で、駅から真っすぐ西台、酒田のほうに上がれる道路があればいいなと感じたわけでありまして、一応質問には上げさせていただきましたけれども、予算の関係上もあるんでしょうから、時間もかかるでしょうから、これは一つ棚上げしておいて、こういう質問も出そうだったなということで結構でございますので、頭の中に入れていただきたいと思います。最後の質問になります。

津島地区や大堀地区の町道等の支障木、非常に目につきます。実は、災害を見に来る、放射能災害も含めて、震災の請戸、津島を見たいという多くの方々が来ています。最初は小さな自動車でご案内させていただきましたけれども、最近は団体に請戸小学校を見る、そして津島を見るという人たちが非常に多くなり、大型バスで来るようになりました。それを私だけではないんですが、皆さんでご案内をさせていただいて、放射能災害とはこういうものですよと、古里を追われた人たちはこういうふうになっていますよと、跡地はこういうふうにもう傷んで荒れておりますよということを実感していただくという活動も行っています。

さらに、請戸小学校で涙を流し、津島に行ってもまた涙を流すと、こうした人たちをご案内するためには、どうしても町道にかぶる木も非常に多いものですから、一気にやれとは申しません。やはり、この路線は今年やると、そうすると結構きれいに支障木がないような道路になっていくんだらうと思っていますので、今後これをいかに計画的にやるか考えていらっしゃるかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（平本佳司君） 建設課長。

○建設課長（宮林 薫君） ご質問にお答えします。

津島地区、大堀地区も含め、町内の国道、県道、町道は、町道パトロールや住民からの通報により、支障となる樹木を発見した場合は、それぞれの道路管理者に連絡をし、対応をお願いしている状況でございます。

道路管理者が町の場合は、その都度、樹木の所有者へ伐採のお願いをしておりますけれども、早急な対応や避難先からの対応が困難な場合は、連絡し伐採をしております。今後も速やかに実施してまいります。

なお、伐採期間が長期にわたる場合は、段階的に伐採のほう、県道も含めて協議してまいります。

○議長（平本佳司君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） 昨日、同僚議員の方からも、道路際の草を刈

れというような質問が出たと思います。

しかし、同僚議員はこう言いました。パトロール隊をうまく使ったらどうだろうという提案もされました。安全とか安心のために、やっぱり資産を守るということで、パトロール隊がこうした帰還困難区域に指定される場所は常に走っているかと思しますので、やっぱりパトロール隊に対して、情報とか、どういうところが駄目なのか、そうした情報提供をしていただきながら、行政としてそれを管理する、そのほうがお互いさまで、ただ車を運転して安全パトロールだなんて言って、こんにちは何んて歩いているだけじゃなくて、やっぱりそうした道路の補修箇所が見つかったとか、支障木がここはちょっとこのぐらいの車は無理だなというものをやっぱり情報提供していただくような、そうした体制をぜひ建設課のほうにもお願いしたいなと思っております。

私の質問は以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（平本佳司君） 以上で、8番、佐々木茂君の一般質問を終わります。

---

○議長（平本佳司君） ここで、10時まで休憩します。  
(午前 9時45分)

---

○議長（平本佳司君） 再開します。  
(午前10時00分)

---

#### ◎認定第1号から報告第6号の一括上程、説明

○議長（平本佳司君） お諮りします。日程第2、認定第1号 決算の認定についてから日程第26、報告第6号 一般社団法人まちづくりなみえの経営状況の報告についてまでを一括議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平本佳司君） 異議なしと認めます。

よって、日程第2、認定第1号から日程第26、報告第6号までを一括議題といたします。

日程第2、認定第1号 決算の認定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 認定第1号 決算の認定についてご説明をいたします。

本案は、令和4年度浪江町一般会計をはじめ、9つの特別会計の

予算執行結果を報告し、認定を求めるものであります。

令和4年度は、浪江町復興計画第3次の2年目として、復興計画に掲げられた各施策を推進し、育苗施設やふれあいセンターなみえ、津島住宅団地の完成、令和5年3月31日には特定復興再生拠点区域の避難指示解除など、これまでの取組が少しずつ成果として見え始めた1年となりました。この結果、一般会計における決算は、歳入334億2,374万3,000円、歳出320億3,874万3,000円と、引き続き大規模なものとなりました。

一方で、財源の多くは国・県等に依存している状況は変わらず、引き続き厳しい財政状況となっております。自主財源及び一般財源の確保に努めつつ、復興財源を最大限に活用し、引き続き「持続可能なまちづくり」を進め、「夢と希望があふれ 住んでいたいまち 住んでみたいまち」の実現に向け取り組んでまいり所存であります。

決算に関連して、財政健全化判断比率である実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4指標につきましては、昨年度同様全てにおいて早期健全化基準未達となりました。そのほか9つの特別会計においても、全て実質収支の黒字を確保いたしております。

なお、決算の認定を求めるに当たり、監査委員の審査を受けましたので、その意見書及び関係書類を併せて提出しております。

詳細につきましては、それぞれの担当課長より説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 詳細説明は会計ごとに行います。

令和4年度浪江町一般会計歳入歳出決算について。

企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） それでは、令和4年度主要な施策の成果でご説明をさせていただきます。

2ページをお開きください。

一般会計決算の状況でございます。第1表一般会計決算の概要をご覧ください。

令和4年度歳入決算額は334億2,374万3,000円、対前年度比19.7%の減、歳出決算額は320億3,874万3,000円、対前年度比20.4%の減で、福島再生加速化交付金を財源とした乾燥調製貯蔵施設整備事業の完了に伴う県支出金の減及び原子力損害賠償金の基金への積立額が減少したことなどにより、歳入歳出とも前年度を下回る決算額となっております。歳入歳出差引額13億8,500万円から翌年度へ繰り越すべき財源5億6,453万6,000円を差し引いた実質収支は8億2,046万4,000円の黒字、前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は1億9,241万4,000円の黒字、さらに財政調整基金への積立て及び

取崩し、繰上償還金を加えた実質単年度収支は5,537万3,000円の黒字となっております。

続きまして、歳入の状況でございます。

4 ページ、第2表歳入の状況をご覧ください。

主なものを申し上げますと、町税は14億7,427万6,000円、構成比4.4%、対前年比0.6%の減となっております。

次に、地方交付税は60億2,171万7,000円、構成比18.0%、対前年度比14.6%の減で、福島再生加速化交付金事業の減少に伴い、補助裏分となります震災復興特別交付税の減などによるものでございます。

次に、国庫支出金は111億2,405万1,000円、構成比33.3%、対前年度比7.5%の減で、道の駅なみえ整備事業の完了による自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金の減などによるものでございます。

次に、県支出金は23億1,165万7,000円、構成比6.9%、対前年度比65.7%の減で、乾燥調製貯蔵施設整備事業の完了に伴います福島再生加速化交付金の減などによるものでございます。

次に、繰入金は86億1,345万8,000円、構成比25.8%、対前年度比65.8%の増で、事業進捗などに伴います基金型事業での支払額が増加したこと等による増でございます。

次に、諸収入は12億6,080万2,000円、構成比3.8%、対前年度比76.5%の減で、こちらは原子力損害賠償金の入ってきた金額が減少していることによります。

続きまして、5 ページ、第3表財源の構成でございます。

まず、一般財源と特定財源との比較でございますが、町税や地方交付税等の一般財源は104億5,644万4,000円、構成比31.2%、対前年度比4.0%の減、国・県支出金や基金繰入金等の特定財源は229億6,729万9,000円、構成比68.8%、対前年度比25.3%の減となっております。前年度と比較しますと、特定財源において県支出金及び諸収入が大きく減少しておりますが、こちらは福島再生加速化交付金と原子力損害賠償金が減少したことによる減でございます。

次に、自主財源と国県依存財源との比較でございますが、自主財源は129億6,095万2,000円、構成比38.9%、対前年度比14.1%の減、国県依存財源は204億6,279万1,000円、構成比61.1%、対前年度比23.0%の減となっております。前年度と比較しますと、自主財源においては諸収入の減、また国県依存財源においては、県支出金の減などによるものが主な変動要因でございます。

続きまして、7 ページ、第4表町税の状況をご覧ください。

町民税につきましては、個人町民税が6億7,893万6,000円、対前

年度比4.3%の増、純固定資産税が5億9,558万9,000円、対前年度比6.9%の増となった一方で、法人町民税が9,117万1,000円、対前年度比43.6%の減となっております。これによって、町税全体の決算額は14億7,427万6,000円、対前年度比0.6%の減となっております。

続きまして、歳出の状況について、8ページ、第5表目的別歳出の状況をご覧ください。

主なものを申し上げますと、総務費は128億2,109万円、構成比40.0%、対前年度比17.6%の減で、福島再生加速化交付金における基金型事業の増加に伴い、浪江町帰還・移住等環境整備交付金基金積立金が増額となった一方で、原子力損害賠償金の基金への積立額が減少したことが主な変動要因でございます。

次に、民生費は24億5,867万1000円、構成比7.7%、対前年度比41.5%の減で、屋内アスレチック施設や介護関連施設の建築工事の完了などによる減が要因となっております。

次に、農林水産業費は44億1,232万8,000円、構成比13.8%、対前年度比52.2%の減で、こちらは乾燥調製貯蔵施設整備事業の完了などに伴う減額となっております。

次に、土木費は39億1,894万7,000円、構成比12.2%、対前年度比58.7%の増で、こちらは一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業の進捗に伴いまして、事業費が増となっているものが要因となっております。

続きまして、10ページ、第6表性質別歳出の状況その1をご覧ください。

義務的経費につきましては25億8,436万5,000円、構成比8.0%、対前年度比11.7%の減で、子育て世帯や住民税非課税世帯等を支援しました臨時特別給付金の減額によります扶助費が減少したことによるものなどが主な要因となっております。

次に、投資的経費は120億8,491万4,000円、構成比37.7%、対前年度比20.8%の減で、乾燥調製貯蔵施設整備事業の完了に伴い、補助事業費が減少したことによるものなどとなっております。

次に、その他の経費は173億6,946万4,000円、構成比54.3%、対前年度比21.2%の減で、原子力損害賠償金の浪江町行政長期安定化基金積立金が減少したことなどによるものとなっております。

次に、第7表には性質別歳出の状況その2について記載しております。

続きまして、13ページ、第8の1表財政構造に係る指数等の状況でございます。

まず、財政構造の弾力性を判断する指標であります経常収支比率は84.6%で、前年度より4.1ポイント増加しております。これは、東日本大震災以降に整備された各施設に係る管理運営費の増額及びこちらは加えまして、地方交付税の算定における補正係数が変動したことによりまして交付額が減少したこと、これらのことが主な要因となっております。

次に、財政力指数は0.42で、前年度より0.03ポイント増加しております。

次に、財政調整基金現在高は42億1,477万4,000円で、前年度より1億3,704万1,000円減少しております。

次に、翌年度以降財政負担額は22億929万9,000円で、過疎対策事業債の新規借入れなどにより、前年度と比較しまして9,442万6,000円が増加をしております。

次に、実質公債費比率は2.8%で、前年度より1.4ポイント減少しております。これは地方債の償還が進んだことによるものが原因でございます。

続きまして、14ページ、第8の2表健全化判断比率の状況でございます。

実質公債費比率につきましては先ほど説明したとおりですが、ほかの健全化判断比率及び公営企業資金不足比率につきましては、昨年度同様算出はされておられません。

15ページ、第9表は地方債種別ごとの現在高一覧。16ページ、第10表は地方債の借入先別及び利率別現在高の状況となっておりますので、後ほどご確認をいただければと思います。

続きまして、17ページをお開きください。第11表債務負担行為の状況でございます。

主に県営請戸川土地改良事業に対する補助金でございまして、令和4年度決算額は3,452万4,000円で、令和4年度に繰り上げて支出をしたため、令和5年度以降の支出予定はありません。

次に、第11の2表双葉地方広域市町村圏組合負担金の状況でございます。令和4年度決算額は4億8,502万3,000円で、3,138万5,000円の減となっております。

続きまして、19ページ、第12表基金の状況でございます。

積立基金は、一般会計で17基金、特別会計で5基金、計22基金設置しており、令和4年度末現在高は460億2,858万3,000円で、復旧・復興関連事業の財源を浪江町帰還・移住等環境整備交付金基金へ積立てを行ったほか、原子力損害賠償金を浪江町行財政長期安定化基金へ積み立てたことなどにより、11億6,062万8000円増加して

おります。また、定額運用基金の令和4年度末現在高は4億9,493万1,000円となっています。

一般会計の決算については以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- 議長（平本佳司君） 次に、令和4年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

生涯学習課長。

- 生涯学習課長（長岡秀樹君） それでは、主要な施策について説明したいと思います。

109ページをご覧ください。

まず、歳入についてご説明いたします。

歳入歳出の状況ですが、歳入の合計が104万7,900円。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

歳出の合計が104万5,000円。

続きまして、110ページをご覧ください。

事業費の中身についてご説明します。

まず事業費が37万5,000円。財源の内訳につきましては、全て特定財源となっております。助成内容につきましては、各種大会出場事業は、全国大会が8件で15万円、東北大会出場が4件で8万5,000円、スポーツ大会開催事業は、単一種目大会開催事業が3件で9万円、文化事業が成果発表事業は1件で5万円、合計16件で37万5,000円となっております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- 議長（平本佳司君） 次に、令和4年度浪江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

健康保険課長から説明を求めます。

健康保険課長。

- 健康保険課長（西 健一君） それでは、111ページをお開きください。

まず、令和4年度の国民健康保険加入状況でございますが、加入世帯数につきましては3,272世帯、前年度比3.2%の減、加入者数は5,401名、前年度比5.2%の減となっております。

次に、112ページをお開きください。

歳入歳出の状況でございますが、まず歳入でございますが、歳入の主なものは、上から4つ目、県支出金が30億3,651万8,625円、前年度比1.6%の減、歳入合計は36億8,301万5,184円、前年度比3.6%の減となっております。

次に、歳出でございますが、歳出の主なものは、保険給付費が26

億7,306万1,181円で前年度とほぼ同等。なお、1人当たりの保険給付費につきましては49万4,920円で、前年度と比較いたしますと5.6%の増となっております。歳出合計は35億5,684万6,129円、前年度比3.3%の減となっております。

なお、令和4年度につきましても、国保税及び医療費の一部負担金につきましては、避難指示解除区域の上位所得層を除きまして、国の財政支援により減免を実施しているところでございます。

次に、113ページをご覧ください。

医療費適正化事業でございますが、これはレセプト点検でございます。事業費118万12円、査定の結果は、1点当たり10円としまして145万4,430円の医療費が適正化されております。

次に、医療給付等の状況でございますが、114ページをご覧ください。

医療給付の合計は一番下になりますが、26億6,002万8,734円、前年度比0.2%の増となっております。

次に、115ページをご覧ください。

高額療養費の状況につきましては、合計719万6,317円、前年度比3.7%の減となっております。

次に、その他の保険給付費についてでございますが、出産育児諸費につきましては、支給額355万8,810円、これは8件分となっております。また葬祭費につきましては、支給額200万円となっております。こちらは40件分となっております。

次に、116ページをご覧ください。

国民健康保険事業費納付金につきましては、総額で6億9,913万6,496円となっております。この納付金を納めることにより、保険給付費等の対象経費の全額を県から保険給付費等交付金として交付されるものでございます。

最後に、特定健康診査等事業につきましては、事業費2,771万4,072円で、対象者は40歳から74歳までの4,658人、受診者数2,238人、受診率は48%となっております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（平本佳司君） 次に、令和4年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計歳入歳出決算について詳細説明を求めます。

浪江診療所事務長。

○浪江診療所事務長（西 健一君） それでは、117ページをお開きください。

まず、浪江診療所につきましては、平成29年3月27日に開所し、本田所長ほか非常勤医師4名と東北大学病院整形外科の医師の協力

の下、地域医療を提供しております。1日当たりの受信者数は27.8人で、年々増加傾向にあります。

仮設津島診療所は、平成29年3月24日から二本松市油井石倉団地敷地内に開所しまして、関根所長ほか浪江町内で開業されていた医師3名及び非常勤医師1名の協力の下、町民に寄り添った医療を提供しております。1日当たりの受診者数は10.5人で、年々減少傾向にあります。

次に、118ページでございます。

令和4年度決算の歳入は、合計3億6,354万8,593円、前年度比8.4%の減、歳出は、合計3億2,681万6,454円、前年度比5.6%の減となっております。

次に、119ページでございます。

仮設津島診療所の診療状況につきましては、外来、計、実人数が753人、延べ人数が4,909人、診療収入5,133万4,881円となっております。

次に、120ページ、浪江診療所でございますが、浪江診療所の診療状況につきましては、外来、計、実人数が1,985人、延べ人数6,237人、診療収入5,152万8,075円となっております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（平本佳司君） 次に、令和4年度浪江町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について、詳細説明を求めます。

住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） 主要な施策の成果121ページをお開きください。

5行目中ほどからになります。

令和4年度は、公共下水道管渠布設工事（高瀬処理区）及び川添地区の下水道管渠施設の復旧工事を行いました。また、新型コロナウイルス感染症対策として、浪江町内に居住する一般家庭の公共下水道使用料金の免除を行っております。

決算額は、歳入合計5億2,649万6,213円で、前年と比較して8,476万1,744円、19.2%の増、歳出合計4億9,344万4,411円で、前年と比較して6,850万3,308円、16.1%の増となっております。

122ページに移りまして、上段、下水道建設費になります。主な事業は、下水道事業アドバイザー業務委託、農業集落排水事業で整備された高瀬地区を公共下水道浪江処理区に接続するための浪江町公共下水道管渠布設事業となっております。

中段、下水道維持管理費です。主な事業は、浪江浄化センターの維持管理業務委託、公共下水道台帳更新委託となっております。

123ページをお開き願います。

上段、下水道災害復旧費です。令和3年2月13日に発生した福島県沖地震により被災した川添地区の下水道管渠施設の復旧工事となっております。

続きまして、中段、借入先別地方債の状況になります。

右から2列目が年度末残高になります。下段は利率別地方債の状況です。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

- 議長（平本佳司君） 次に、令和4年度浪江町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算について、詳細説明を求めます。

産業振興課長。

- 産業振興課長（蒲原文崇君） 主要な施策の成果1ページをお開きください。

上から7段目になります工業団地造成事業特別会計でございます。歳入603万9,000円、歳出ゼロとなっております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

- 議長（平本佳司君） 次に、令和4年度浪江町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について、詳細説明を求めます。

住宅水道課長。

- 住宅水道課長（木村順一君） 主要な施策の成果124ページをお開きください。

4行目からになります。

令和4年度は、農業集落排水施設の維持管理、新型コロナウイルス感染症対策として、浪江町内に居住する一般家庭の農業集落排水使用料金の免除を行っております。

決算額は、歳入合計4,428万9,837円で、前年と比較して59万234円、1.4%の増、歳出合計3,202万1,832円で、前年と比較して164万1,382円、4.9%の減となっております。

次ページをお開き願います。

農業集落排水維持管理費になります。主な事業は、農業集落排水施設の維持管理、流入汚水処理後の放流水質検査となっております。

続きまして、下段、地方債の借入先別及び利率別現在高の状況になります。右から3列目が年度末残高になります。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

- 議長（平本佳司君） 次に、令和4年度浪江町介護保険事業特別会計歳入歳出決算について、詳細説明を求めます。

介護福祉課長。

- 介護福祉課長（松本幸夫君） 主要な施策の成果126ページをお開き

ください。

令和4年度介護保険事業特別会計決算。

歳入歳出の状況は、歳入総額が28億4,010万7,757円、歳出総額が26億1,900万4,245円でございます。前年度と比較して歳入が4,086万3,908円、1.4%の減、歳出が1億3,367万9,845円、4.9%の減となっております。

歳入の主なものは、国庫支出金で13億840万7,615円、前年度と比較いたしまして13.1%の増となっております。

歳出の主なものは、保険給付費20億9,462万3,695円で、前年度と比較いたしまして0.1%の減となっております。

なお、介護保険サービスの利用者負担については、上位所得者等を除き免除となっており、特例補助金により諸支出金として負担してございます。

127ページをお開きください。

介護認定審査会の状況について、事業費は1,099万5,752円でございます。

介護認定審査業務については、双葉地方広域市町村圏組合介護認定審査会において、双葉郡8町村の審査判定業務を行ってございます。令和4年度は、新規認定及び更新認定の審査会を70回開催し、1,822件の審査判定を行い、そのうち浪江町分は466件となっております。前年度よりも145件の増になってございます。県外等の避難者については、原発避難者特例法により避難先の市町村で認定事務を行ってございます。

次に、認定者の状況でございますが、令和4年度末の要介護・要支援認定者数は1,362名で、前年度と比較いたしまして4.3%の減となっております。

128ページをお開きください。

介護保険給付事業について、事業費が20億9,462万3,695円でございます。被保険者の状況でございますが、令和4年度の第1号被保険者は6,170名、前年度と比較いたしまして1名の減となっております。

次に、受給者の状況でございますが、令和4年度の要介護・要支援サービス受給者は1,253名で、4名の減となっております。

129ページをお開きください。

介護サービス別保険給付の状況の主な事業でございますが、介護サービス等諸費は20億613万8,463円で、0.6%の増となっております。介護予防サービス等諸費は4,180万7,682円で、2.1%の減となっております。特定入所者介護サービス等費は4,453万1,644円

で、19.4%の減となっております。

130ページをお開きください。

地域支援事業について、事業費が1億217万813円でございます。総合事業の受給者の状況については、介護予防ケアマネジメントは1,286件、訪問型サービス利用件数は715件、通所型サービス利用件数は1,697件となっております。

一般介護予防事業、包括的支援事業・任意事業につきましては、町、地域包括支援センターが記載にあります各事業内容により、高齢者の心身の健康の保持と生活の安定のため、適切な介護、医療、福祉サービスを提供されるよう包括的に支援してございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（平本佳司君） 次に、令和4年度浪江町財産区管理事業特別会計歳入歳出決算について、詳細説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君） それでは、主要な施策の成果1ページをご覧ください。

下から3段目が財産区管理事業特別会計です。

歳入決算額278万2,000円、こちらは全額繰越金であります。

歳出決算額25万4,000円、こちらは財産区管理会の報酬、旅費等でございます。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

○議長（平本佳司君） 次に、令和4年度浪江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、詳細説明を求めます。

健康保険課長。

○健康保険課長（西 健一君） では、主要な施策の成果131ページをお開きください。

後期高齢者医療特別会計につきましては、国民健康保険事業特別会計と同様に保険料及び医療費の窓口での一部負担金につきまして、解除区域の上位所得層を除きまして減免となっております。

歳入歳出の状況でございますが、歳入合計は1億702万3,223円、前年度比8.2%の増となっております。

歳入の主なものは、保険料、繰入金及び繰越金でございます。

次に、歳出合計は8,811万3,170円、前年度比9.9%の増となっております。

歳出の主なものは、後期高齢者医療制度の保険者であります福島県後期高齢者医療広域連合への納付金でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（平本佳司君） 日程第3、認定第2号 浪江町水道事業会計決

算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 認定第2号 浪江町水道事業会計決算の認定について、ご説明をいたします。

本案は、令和4年度浪江町水道事業会計で、収益勘定では税抜きで総収入4億9,731万3,000円、総費用3億5,672万2,000円となり、当年度においては1億4,059万1,000円の利益となりました。

次に、資本勘定では、税込みで収入総額が4億6,901万5,000円、支出総額7億8,030万9,000円、3億1,129万4,000円の不足額が生じましたが、当年度損益勘定留保資金等により補填したところであります。

詳細については、住宅水道課長より説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） それでは、決算書によりご説明いたします。

14ページをお開き願います。

水道事業報告書でございます。

1、概況の（1）総括事項でございます。

現在、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故の影響による人口減少、産業団地整備等の復興事業により、水需要が大きく変化する中、昭和49年の第1次拡張時に整備した施設等の集中的な更新時期を迎え、適切に更新していく必要があります。こうした状況を踏まえ、令和元年度に水道施設の再構築について検討を開始し、施設の統廃合による水道事業の合理化を図るため、小野田取水場建設工事及び小野田取水場水源改良工事、小野田配水場建設工事などに着手しました。

また、令和元年10月1日に施行された改正水道法では、官民連携や広域連携等による基盤強化が明記されるとともに、気候変動により自然災害が多発、デジタルトランスフォーメーションの推進など水道事業を取り巻く環境は、かつて経験したことのない局面にある中、主な4つの取組についてご報告いたします。

①安定給水については、放射性物質24時間モニタリング検査及び福島県による水道水放射性物質モニタリング検査、水道法に基づく水質検査においていずれの項目を基準値内となっております。また、安全でおいしい高品質な水道水を実感していただくために国際的な品質強化機関であるモンドセレクションにおいて2年連続金賞受賞、さらにはイオン東北株式会社の協力の下、東北45店舗でイベントを

実施し、ナミエウォーターの販売促進とイメージアップを行いました。

②新技術の活用について、令和2年7月17日に閣議決定された経済財政運営等改革の基本方針2020を踏まえ、業務の効率化や管理の高度化を目的とし、国が推奨する水道情報活用システムを導入しました。

③人材育成について、施設の耐震化や管路の更新を着実に進めるとともに、日常の施設管理を適切に行い、施設の長寿命化を図るため専門分野に携わる技術職員の確保と公営企業会計の適切な事務処理に必要な研修、外部支援体制との連携強化に努めています。

③財政基盤について、前年度に比べ事業用の給水量が増えたことから、営業収益も増加しておりますが、いまだ福島第一原子力発電所事故及び新型コロナウイルス感染症の影響により、料金収入が大幅な減収となっております。国県補助金の活用や軽費削減に向けた経営努力を行うとともに、施設の統廃合に向けた企業債の適切な発行により安定的な財政運営を進めております。

なお、新型コロナウイルス感染症対策として一般家庭用と利用している世帯の水道料金を免除しました。また、福島原子力発電所事故に伴う令和3年度給水収益の減収分については、東京電力ホールディングス株式会社と合意締結し、令和4年度の水道事業の収入としております。

次に、(ア)給水状況については、事業再開等により有収水量は約34万7,176立米と前年度に比べ3万552立米増加しました。

施設整備事業については、安定的な給水の確保及び耐震性を図り、効果的な配水による維持管理費の削減を進めるため施設の統廃合を図るものであり、小野田取水場建設工事及び小野田取水場水源改良工事、小野田配水場建設工事などを行いました。

次に、16ページをご覧ください。

財政状況でございます。

収益的収入は、税抜きで4億9,731万3,109円、前年度から4,654万4,096円増加しました。

収益的支出の総額は、税抜きで3億5,672万1,769円、前年度から2,967万6,436円の減少となり、差引1億4,059万1,340円の利益となりました。

資本的収支は、税込みで収入総額4億6,901万5,000円、支出総額7億8,030万9,869円で、差引3億1,129万4,869円の不足が生じましたが、その全額を損益勘定留保資金等で補填したところでございます。

次に、戻りまして6ページ、損益計算書をご覧ください。

7ページの下から4行目をご覧ください。

当年度は、収益から費用を差し引いた結果、1億4,095万1,340円の利益となりました。

次に、8ページの下段、剰余金処分計算書（案）をご覧ください。

右の列の当年度末未処分利益剰余金9億1,374万6,246円につきましては、資本金への組入れ3億1,772万4,941円、減債積立金に2億円、建設改良積立金に3億9,602万1,305円を積み立てるものです。

次に、10ページ、貸借対照表をご覧ください。

資産の状況及び負債、資本の状況を記載しておりますので、後ほどご覧ください。

続いて、22ページをご覧ください。

4、会計、（1）重要契約の要旨には、小野田配水場関連工事老朽管の布設替え工事等の契約額が1,000万円以上の契約について記載をしております。

（2）企業債及び一時借入金の概況には、企業債について記載しております。

一番下の計をご覧ください。

前年度末残高7億8,379万1,846円、今年度借入額1億2,500万円、今年度償還額7,825万712円、今年度末残高は8億3,054万1,134円です。

次に、参考資料といたしまして、25ページは水道事業会計のキャッシュフロー計算書、26ページから28ページにかけては収益費用明細書、29ページは資本的収支の明細書、30、31ページは固定資産明細書、32、33ページは企業債明細書がございますので、後ほどご覧ください。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（平本佳司君）　ここで浪江町監査委員から決算審査等の結果に関する意見をお願いいたします。

代表監査委員。

○代表監査委員（宮口勝美君）　それでは、令和4年度浪江町歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書並びに健全化判断比率等審査意見書について。

地方自治法第233条第2項の規定により、令和4年度浪江町歳入歳出決算、証書類その他政令で定める書類、同法第241条第5項の規定により、令和4年度基金運用状況、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和4年度健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類、同法第22条第

1項の規定により、令和4年度資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、その結果について次のとおり意見を提出します。

審査の対象は、浪江町一般会計歳入歳出決算書及び浪江町文化及びスポーツ振興育成事業ほか8つの特別会計歳入歳出決算書。

審査の時期は、令和5年7月18日から同年7月28日まで。

審査の方法は、審査に付された決算書等に基づき、各課により整理された関係書類の提出を求めるとともに、必要に応じて関係職員の説明を聴取し、例月出納検査結果を参考として計数の確認照合を行い、かつ予算の執行状況について審査を行いました。

4、審査の結果、一般会計及び特別会計の審査に付された決算書等は、関係法令等に準拠して作成され、掲げられている計数は関係書類といずれも符合し、正確なことが認められた。

次に、決算から見た予算の執行状況について、以下会計ごとにその意見を記述するものです。

総括、まず財政収支の状況についてであります。一般会計と特別会計を合わせた決算額は、歳入総額409億9,852万4,000円、前年度比83.1%、歳出総額391億5,628万8,000円、前年度比82.3%で、形式収支は18億4,223万5,000円の黒字決算となった。

各会計の形式収支は、一般会計では13億8,500万円、特別会計である文化及びスポーツ振興育成事業会計ほか8会計の合計は4億5,723万6,000円となり、各会計とも黒字決算となった。

また、一般会計では、形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支8億2,046万4,000円から前年度実質収支を差し引いた額に黒字要素である財政調整基金積立金を加えて積立金取崩額を差し引いた実質単年度収支は5,537万3,000円の黒字決算となった。

一方、特別会計全体では、実質収支4億4,013万9,000円から前年度実質収支を差し引いた単年度収支は6,930万2,000円の黒字となった。

以下、内訳は次表に載っておりますので、ご参照いただきたいと思います。

次に、予算執行の状況であります。

一般会計と特別会計を合わせた予算現額の総額は410億8,505万9,000円で、前年度に比べ20.1%の減少であります。

歳入の収入済額は409億9,852万5,208円で、前年度に比べ16.9%の減少となっており、予算現額に対する収入率は99.8%で、前年度に比べ3.9ポイントの増加、調定額に対する収入率は98.9%で、前

年度に比べ2.6ポイントの増加となった。

歳出の支出済額は391億5,628万8,737円で、前年度に比べ17.7%の減少となっており、執行率は95.3%で、前年度に比べ2.8ポイントの増加となった。

次に、一般会計の総括を申し上げます。

最終予算現額は、当初予算328億3,200万円から補正予算額17億7,111万6,000円を減額し、前年度からの継続費及び繰越事業費、繰越財源充当額24億5,037万円を合わせ335億2,125万4,000円となった。

決算収支は、歳入歳出差引額が1億3,850万円となったが、翌年度へ繰り越すべき財源5億6,453万6,000円を差し引いた実質収支額は8億2,046万4,000円となった。

次に、財政構造を分析した指標は、以下次表のとおりでありますので、ご覧ください。

財政構造に係る支出等の状況を見ると、財政構造の弾力性を示す指標である経常収支比率は、前年度より4.5ポイント増加した。震災以降町税等の経常一般財源が確保できない状況が続き、数値は依然として高い推移となっている。

実質公債費比率については、前年度より1.4ポイント減少した。今年度も地方債の発行許可の基準である18.0%を下回っており、健全な傾向である。これは震災に伴い発生した特殊な状況によるものであることを再認識し、今後は町税を中心とした自主財源がますます減少していくことが想定されるため、行財政運営が停滞することのないよう将来を見据えた具体的な計画を立て、健全な状況を保たれたい。

歳入にいります。

一般会計の歳入決算額は334億2,374万3,761円であり、前年度決算額に比較して19.7%減少しています。主なものは、国庫支出金、繰入金、地方交付税、県支出金、町税、繰越金、諸収入、地方消費税交付金などです。

次に、調定額に対する収入率は98.7%で、3.1ポイントの増加となりました。

収入未済額は4億4,365万1,059円で、前年度収入未済額18億9,781万5,057円と比較して76.6%減少しています。収入未済額の主な理由として、翌年度繰越事業の特定財源が未収入であることによるものであります。収入未済額の内訳としては、県支出金、国庫支出金、町税、使用料及び手数料、諸収入などです。

不納欠損額は44万5,685円で、前年度不納欠損額118万7,600円に比較して62.5%減少しています。不納欠損額の内訳は、町税、使用

料及び手数料、諸収入であります。

以上が収入の概要であります。以下款別にその状況を記載しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

歳出に移ります。

一般会計の歳出決算額は320億3,874万3,469円であり、前年度決算額に比較して20.4%減少しています。増加率の高い主なものは、土木費、労働費、災害復旧費であります。一方、減少率の高いものは農林水産費、民生費、教育費などあります。目的別歳出決算額の構成比で高いものは、総務費、農林水産業費、土木費などあります。

なお、総務費では浪江町復旧復興基金、浪江町帰還移住等環境整備交付金基金等へ積立てを行い、総務費に占める割合は75%となっており、今後の復旧復興に向けた業務等の財源として確保されました。

今年度決算における翌年度繰越額は9億8,871万7,000円となっております。これは各事業が継続、繰越明許等事業として翌年度へ繰越となったことによります。

継続事業は畜産施設伐採業務、畜産施設敷地造成工事で、繰越明許事業の主なものは、災害廃棄物撤去処理事業、福島森林再生事業、1団地整備事業となっております。

不用額は4億8,379万3,531円で、予算現額に対する割合は1.4%と前年度を1.0ポイント下回りました。

なお、予算執行率は95.6%と前年度を3.6ポイント上回っております。

以上が歳出の状況であります。

以下、款別にその状況も記載しておりますので、ご覧ください。

次に、特別会計に移りますが、主なものを意見として述べたいと思っております。

国民健康保険事業特別会計については、国民健康保険税の収入済額が3,709万8,800円となり、前年度より117万7,000円減少となっております。令和4年度においても国の財政支援により原発事故に伴う国保税及び医療費の一部負担金の免除措置は、平成28年度に避難指示解除された区域の上位所得者世帯以外は継続となっております。収入未済額は691万4,100円で、前年度より108万518円増加しました。

滞納繰越金分を含めた国保税全体の収納率は84.5%と前年度より2.5%下回りました。今後も税負担の公平性と財源確保、納税の義務の観点から、不納欠損額を最小限にとどめるようより効果的な収納業務を調査研究し、滞納の原因を十分に把握した上で滞納整理を

進めるとともに、収入未済額についても発生の防止に努め、早期に対応策を講じ、徴収不能とならないようさらなる向上を図られたい。

なお、当会計においては、前年度歳計剰余金が1億4,383万283円収入されました。

次に、浪江町介護保険事業特別会計について。

令和4年度においても国の財政支援により原発事故に伴う介護保険料と介護保険サービスの利用者負担の減免、免除措置は、平成28年度に避難指示解除された区域の上位所得者等以外は継続となっています。

なお、当会計においては、前年度歳計剰余金1億2,828万7,575円が収入されました。

浪江町後期高齢者医療特別会計については、国民健康保険と同様、医療費の一部負担金免除と併せて保険料の減免措置が継続となっています。ただし、平成28年度に避難指示解除された区域の上位所得者層の被保険者については、平成29年10月1日から一部負担金免除及び保険料の減免措置が終了となっています。

次に、令和4年度基金運用状況審査意見書について申し上げます。

審査の対象は、浪江町財政調整基金ほか23の基金であります。

審査の方法は、一般会計、特別会計審査と同時にかつ同様な方法で実施をいたしました。

審査の結果については、基金運用状況報告書に掲げられている計数は、関係帳簿といずれも符合し、誤りのないことを確認しました。

以下、報告書により審査した状況を記載してありますので、ご覧いただきたいと思います。

ここでは先ほども申し上げましたが、浪江町復旧復興基金101億7,767万6,000円、浪江町帰還移住等環境整備交付金基金150億5,961万4,000円、浪江町行財政長期安定化基金104億9,180万8,000円等の積立を行い、今後の財政の基盤をつくっているところであります。

次に、健全化判断比率等の審査意見書に移ります。

この審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施をいたしました。

審査の結果、総合意見としては、審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めます。

個別についても、実質公債費比率も2.8%で、早期健全化基準の25%に比較するとこれを下回っておりますし、ほかの基準についても全て比率が生じておりませんので、特に指摘すべき事項はないと

いうふうになっております。

次に、水道事業の会計に移ります。

こちらについても地方公営企業法第30条第2項の規定により、令和4年度浪江町水道事業会計決算、諸書類、事業報告書及び政令で定めるその他の書類、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和4年度資金不足比率及びこの算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、その結果について次のとおり報告します。

審査の対象は、浪江町水道事業会計決算書。

審査の時期は、令和5年7月25日。

審査の方法、住宅水道課より整理された関係帳簿、例月出納検査の結果を照合調査するとともに、細部については関係職員の説明を聴取しながら各計数が正確であるか等について審査を実施しました。

審査の結果、審査に付された決算諸表は、関係法令等に準拠して作成され、掲げられている計数は関係帳簿といずれも符合し、誤りのないことを確認しました。

施設面では、施設等の集中的な更新時期を迎える中、小野田取水場の建設関係工事などの総合的な整備を行いました。

経営面では、事業用の給水量が増えたことから、営業収益も増加しているが、新型コロナウイルス感染症対策として、一般家庭用として利用している世帯の水道料金を免除した。また、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う令和3年度給水収益の減収分の賠償について、東京電力ホールディングス株式会社と合意した。

収益的収入は、総収益5億663万454円と前年度に比べ3,562万7,573円の増加となった。

収益的支出は、総費用3億6,979万2,610円で、前年度に比べ2,862万4,765円の減少となり、差引1億3,683万7,844円の利益となった。

資本的収入及び支出は、収入総額4億6,901万5,000円、支出総額7億8,030万9,869円で、差引3億1,129万4,869円の不足が生じたが、全額を損益勘定留保資金等で補填した。

今後も新公営企業会計基準に基づき作成された財政諸表を吟味し、今後の経営方針を検討することが望まれる。

令和4年度浪江町水道事業会計資金不足比率審査意見書について申し上げます。

この審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施をしました。

審査の結果、審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

資金不足比率については、令和4年度の資金不足比率が生じませんでしたので、特に指摘する事項はありません。

結びに、令和4年度は東日本大震災及び原発事故から11年が経過し、浪江町復興計画第3次では、持続可能なまちづくりを目指して事業が多数進行するなど昨年度に引き続き予算は大規模なものとなった。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が収束せず、町の各種事業の実施に影響を与えた。こうした中、町の財政状況では、4つの健全化判断比率及び公営企業会計における資金不足比率がいずれの数値も国が定める早期健全化基準または経営健全化基準を下回り、収支均衡がとれた財政運営が図られているものと評価するが、依然として震災による特殊な状況が続いている。

次に、決算状況を見ると、一般会計と特別会計を合わせた決算額は、前年度に比べ歳入が16.9%の減少、歳出が17.7%の減少となっているものの復興関連事業が本格化した状況が続いている。執行率は95.3%で、実質収支は黒字決算であった。

歳入では、繰入金、地方交付税、国庫支出金、県支出金の合計が全体の8割以上を占め、依然として実質的な自主財源の確保が厳しく、震災復興に関連する震災復興特別交付税や国庫補助金等への依存が高い状況にある。

歳出では、町内の生活環境の充実や帰還促進のため浪江町デマンドタクシー運行事業、情報通信基盤災害復旧事業、介護関連施設整備事業、屋内アスレチック施設運営事業、認定こども園運営事業を実施した。また、産業の再生、雇用の場の創出に向け、基幹施設整備事業、農業水利施設等保全再生事業、水産振興事業、大堀相馬焼物産会館復旧事業、産業団地整備等事業、木材製品生産拠点整備事業を実施した。そして、防犯対策事業、防災拠点施設等整備事業など町民の安全安心の確保に努めるとともに、町内コミュニティ再生支援事業、震災遺構運営事業など町民同士のつながりの維持・再生や審査の経験を構成に残すための事業が展開された。

今回の決算審査では、おおむね適正に処理されていると認められたが、予算執行に当たっては次の点に留意するよう指摘した。

1、契約の変更が多く見受けられる。契約後に発生する予測不可能な事案・事象を除き、綿密な積算に努め、適正な設計金額を算出した上で契約行為を行うこと。

また、随意契約も多く見受けられた。契約は一般競争入札を基本

とし、特に性質及びまたは目的が競争入札に適しないためとして随意契約を結んでいるものについては、随意契約理由を再確認し、適正な契約処理を行うこと。

2、指定管理委託料について、いずれも長期契約となっているが、単年度の剰余金の取扱いが定まっていない。原則単年度で精算すべきと思うが、町としての取扱いを示すことが必要と思われる。

また、指定管理委託料と業務委託料を区別して委託すべきではないか。

3、予算の流用に当たっては、監査委員の指摘に対し十分な説明がされない案件が見受けられた。本来予算措置をした上で執行すべきものであり、安易な流用はあってはならない。今後は特別な理由を除き、議会の承認を得た上での事業執行とすること。

4、町事業の支援補助金において概算払いをしたところ、事業者が実績報告書を提出せずに撤退してしまい、本年度になって返還を求める事案が発生した。今後同様の事例が発生することがないように、チェック体制の強化とともに補助金の概算払いの方法等について再考し、事故防止に努めること。

5、不用額についてはこれまでの指摘を基に改善されているが、引き続き3月定例会での補正が最終補正であることを認識し、専決処理は緊急的な案件のみであることを念頭に置くこと。

最後に、令和5年度は引き続き復興計画第3次において持続可能なまちづくりを目指していく時期である。今後も大規模な予算編成が続くものと予想されるが、事業の執行に当たっては、将来的な運営経費を見据えた財政運営を常に念頭に置きながら、効果的・効率的な事業の執行を図るべきである。

以上です。

○議長（平本佳司君） 日程第4、議案第57号 浪江町税特別措置条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第57号 浪江町税特別措置条例の一部改正について、ご説明をいたします。

本案は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条地方公共団体等を定める省令等が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

詳細については、住民課長より説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 住民課長。

○住民課長（柴野一志君） それでは、議案第57号資料により説明いた

します。

4 ページをご覧ください。

2、主な改正の内容でございます。町には固定資産税の優遇措置として対象事業を行う納税義務者が選択できる制度が複数ございまして、このうちの2つが今回改正となるものでございます。

1点目が第4条の2の地域経済牽引事業促進区域における課税免除、2点目が第5条の原子力発電施設等立地地域における不均一課税、それぞれ対象となる固定資産の取得期間について令和5年3月31日から令和7年3月31日まで延長とするものでございます。

なお、令和4年度の実績はゼロでございまして、本年度も現在のところ申請を行う等の情報はないところでございます。

3の施行期日でございますが、この条例は公布の日から施行し、改正後の浪江町税特別措置条例第4条の2及び第5条の規定は、令和5年4月1日から適用するとしたものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第5、議案第58号 浪江町公の施設の使用に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第58号 浪江町公の施設の使用に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、なみえ創成小・中学校グラウンドの運営管理見直しに伴い、所要の改正を行うものであります。

詳細については、教育総務課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 教育総務課長。

○教育総務課長（鈴木清水君） それでは、議案第58号議案資料によりご説明いたします。

議案書の9ページをお開きください。

2、改正の内容につきまして、なみえ創成小・中学校のグラウンドの運営管理の見直しに伴い、学校施設の使用料の額を変更するものでございます。

なみえ創成小・中学校のグラウンド、屋外運動場の多くは、人工芝でございまして、この人工芝の維持管理費用を踏まえ、町内のスポーツ施設の使用料との均衡を図るため、変更するものでございます。

なお、変更後の使用料の額につきましては、県内他自治体の人工芝グラウンドの使用料を参考にいたしました。

新旧対照表の左の表、新の欄をごらんください。

まず、使用時間の変更はございませんが、一区分に整理をし、屋内運動場の使用料額の変更はございませんが、1時間当たりの使用料額であることを明確にいたしました。

続いて、今回変更する屋外運動場につきましては、人工芝以外の土の場所の変更はございませんが、人工芝の場所1時間当たり1,000円に変更するものでございます。

注意書は、不要のため削除いたしました。

新旧対照表の上に戻りまして、3、施行の期日は、公布の日から施行するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（平本佳司君） 日程第6、議案第59号 浪江町道路線の認定及び廃止についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第59号 浪江町道路線の認定及び廃止について、ご説明いたします。

本案は、防災林造成により浪江町町道路線の認定及び廃止をするため、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、建設課長より説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 建設課長。

○建設課長（宮林 薫君） 議案資料により説明いたします。

12ページから13ページをご覧ください。

廃止路線の一覧表でございます。28路線でございます。

続きまして、16ページから17ページの資料3、資料4をご覧ください。

廃止路線位置図でございます。丸のついたところから路線の起点、矢印の先が終点でございます。こちらは県の防災林事業により路線を廃止するものでございます。

続いて、認定路線について説明いたします。

10ページから11ページをご覧ください。

認定路線の一覧表でございます。23路線でございます。

14ページから15ページの資料1、資料2をご覧ください。

認定路線の位置図でございます。こちらは廃止の手続後、改めて該当路線の再認定をするものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（平本佳司君） 日程第7、議案第60号 工事請負契約の締結に

ついて（地デジ再送信システム復旧工事その2）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第60号 工事請負契約の締結の締結について、ご説明をいたします。

本案は、地デジ再送信システム復旧工事その2について、地方自治法第234条第1項の規定による随意契約により、株式会社イワテックス相双営業所、所長、福田孝之と契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、企画財政課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） それでは、議案書の18ページによりご説明をさせていただきます。

1、契約の目的、地デジ再送信システム復旧工事その2。

2、施工箇所、浪江町大字大堀地内ほか。

3、契約の方法、随意契約。

4、契約金額、6,380万円うち取引に係る消費税及び地方消費税の額580万円。

5、契約の相手方、福島県南相馬市原町区午来字石橋92番地5、株式会社ユワテック相双営業所、所長、福田孝之。

6、工期、議会の議決を得た日から令和6年3月31日。

それでは、業者選定の理由をご説明いたします。

1つ目とつきましては、本工事が通信設備工事の中でも有線テレビジョン放送設備を扱う業務で必要とされる専門的かつ高度な知識、技術能力を有することが求められると判断したため、日本ケーブルテレビ技術協会が認定する資格を有することで、一般放送の業務を適格に遂行するに足る技術能力があることが保障されているということを資格要件として1つ目の資格要件といたしました。

2つ目といたしましては、事故等による意図しない信号の発信が生じた際に回復作業に早急に対応できる体制の構築が必要であるため、相双地区内に本店または営業所を有する業者であることを条件とし、障害の際も迅速な対応が可能であるということを条件としております。

3つ目といたしましては、本工事は昨年度に当該事業者が導入した地デジ再送信システムを利用し、津島、末森地区及び室原地区の難視聴世帯等へのテレビ受信設備を復旧するとともに、小野田、大

堀地区へ新たに電送路を整備するものでありまして、当該事業者が請け負うことにより一元化した運用保守等が図られ、効率的かつ故障等による責任も明確となること、このような条件から合致する事業者が唯一株式会社ユアテックしかいなかったため、地方自治法施行令第67条の2第1項第2号に基づきまして随意契約とさせていただきたく議案を上げさせていただいております。

なお、本事業につきましては、昨年度も津島、室原、末森地区におきまして類似の事業を実施しておりまして、業者選定の理由につきましても、昨年度とかなり近い条件のもと随意契約をさせていただいております。

次に、19ページ、議案第60号資料1をご覧ください。

整備対象地区は、室原地区、末森地区、津島地区、大堀地区及び小野田地区の地上デジタル難視聴世帯を対象としております。

浪江町役場局内の対象難視聴世帯は、室原地区で97世帯、末森地区で34世帯、大堀地区で21世帯、小野田地区で25世帯、津島局内の対象難視聴世帯は12世帯となっております。

次に、20ページ、2、工事概要をご覧ください。

本工事は、①の浪江町役場局と②の津島局にございますテレビ電波を受信するための設備及び受信した電波を光信号に変換する設備を利用しまして、難視聴世帯まで送信する装置を設置いたします。

また、③大堀、小野田地区の難視聴地域に共聴伝送路設備を敷設する工事を行います。

図の中ほどから下にかけての室原地区、末森地区、津島地区は、昨年度に引き続き加入者宅用の設備を整備いたします。

工事内訳は、加入者宅用設備の光ケーブル配線工、光ケーブル接続工、光ケーブル試験工となります。

次に、図の上のほうに表示してございます③大堀、小野田地区は、旧NHK共聴組合の難視聴地域に大堀、小野田共聴伝送路設備一式を整備いたします。内訳は、伝送路設備としまして、光ケーブル配線工、光ケーブル接続工、光ケーブル試験工、建柱工となっております。新規光ケーブルを4,471メートル敷設する工事を予定しております。

次のページをご覧ください。

3、大堀、小野田共聴伝送路設備新設地デジ用光ケーブルルート図となります。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第8、議案第61号 工事請負契約の締結に

ついて（さけふ化施設造成工事）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第61号 工事請負契約の締結について、ご説明をいたします。

本案は、さけふか施設造成工事について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった株式会社泉田組、代表取締役、泉田征慶と契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、農林水産課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 議案集22ページにより説明いたします。

1、契約の目的、さけふ化施設造成工事。

2、施工箇所、浪江町大字棚塩地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、5,940万円。うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額540万円。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字権現堂字上蔵役目17番地1、株式会社泉田組代表取締役。

失礼いたしました。施工箇所について訂正いたします。

施工箇所、浪江町大字小野田字小野田地内でございます。失礼いたしました。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字権現堂字上蔵役目17番地1、株式会社泉田組代表取締役、泉田征慶。

6、工期、議会の議決を得た日から令和6年3月22日です。

次のページ、議案第61号資料1をお開きください。

本工事に関わる平面図となります。

本工事は、内水面漁業振興のために小野田地区に整備するさけふ化施設に関わる造成工事となっております。さけふ化施設につきましても、北幾世橋地区に整備予定のさけ採捕施設と連携した活用を目指しており、採捕施設で捕獲された親魚を本施設に持ち込み、採卵、受精を経た後、飼育水槽等でふ化させるものとなっております。

今回の事業区域については7,303.1平米となっております、主な工種については、敷地造成工、L型擁壁工、排水構造物工、路盤工、敷砕石工となります。

工事内容の数量については、資料右側、工事概要のとおりでございます。赤い線で囲まれたエリアが事業範囲となります。また、敷

地造成工の対象エリアを斜線で示しております。

参考として、予定建築物を示しております。また、中ほど町道から南側の事業地には、予定設備の表示をしておりませんが、井戸2か所とその他配管及び作業員の駐車場を整備する計画となっております。

次のページをご覧ください。

入札の結果表となります。

説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第9、議案第62号 工事請負契約の締結について（丈六ため池環境保全整備工事（再対策））を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第62号 工事請負契約の締結についてご説明をいたします。

本案は、丈六ため池環境保全整備工事（再対策）について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった株式会社泉田組代表取締役、泉田征慶と契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、農林水産課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 議案集25ページでご説明いたします。

1、契約の目的、丈六ため池環境保全整備工事（再対策）。

2、施工箇所、浪江町大字高瀬字丈六地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、2億2,660万円。うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額2,060万円。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字権現堂字上蔵役目17番地1、株式会社泉田組代表取締役、泉田征慶。

6、工期、議会の議決を得た日から令和6年7月26日です。

次のページ、議案第62号資料1をご覧ください。

本工事は、農業用ため池の管理を行う農業者の被曝を防止する目的で、放射性セシウム濃度が8,000ベクレル/キログラムを超える底質の除去を行うものです。本ため池は、令和元年から令和2年度にかけて放射性物質対策工事を行いました。その後、大雨等の影響で再度、ため池内の放射性物質濃度が基準値を超えていることが判明したため、再対策を行うものです。

資料は、丈六ため池の平面図となります。前回の対策範囲は黒い太線で示しております。今回行う再対策の範囲については、図面のオレンジ色と黄色で示した範囲となっております。オレンジ色で示した範囲を25センチの深さでバックホーによる直接掘削を行います。面積は5,712平米です。また、黄色で示した範囲について20センチの深さでバックホーによる直接掘削を行います。面積は8,716平米です。なお、当該ため池の事前調査による放射性物質濃度は上図に示したとおりでございます。

次に、次のページ、資料2をご覧ください。

入札執行結果表となります。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第10、議案第63号 工事請負契約の締結について（橋梁補修工事（慶応橋））を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第63号 工事請負契約の締結についてご説明をいたします。

本案は、橋梁補修工事（慶応橋）について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった豊工業株式会社代表取締役社長、岩野廣秀と契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、建設課長より説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 建設課長。

○建設課長（宮林 薫君） それでは、議案資料により説明いたします。28ページをご覧ください。

1、契約の目的、橋梁補修工事（慶応橋）。

2、施工箇所、浪江町大字幾世橋字作内地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、1億1,220万円。うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額1,020万円。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字樋渡字土渕2番地3、豊工業株式会社代表取締役社長、岩野廣秀。

6、工期、議会の議決を得た日から令和6年3月29日です。

続きまして、29ページの議案資料1をご覧ください。

慶応橋の位置図でございます。幾世橋地区にあります貴布祢の南側の高瀬川に架かる橋梁でございます。

30ページの資料2をご覧ください。

現況一般図となります。

その右下の工事概要をご覧ください。

施工延長が130.95メートル、幅員10.8メートル、舗装打替工1,222.4平米、表面防水工1,267.2平米、伸縮装置取替工、車道・歩道部合わせて10か所でございます。

31ページの資料3をご覧ください。

入札の執行結果表でございますので、後ほどご確認願います。

説明は以上です。

○議長（平本佳司君） 日程第11、議案第64号 委託に関する契約の締結について（浪江駅周辺地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設整備事業業務委託）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第64号 委託に関する契約の締結についてご説明をいたします。

本案は、浪江駅周辺整備事業の基盤整備について、浪江町の復興まちづくりの推進に関する協定に基づき、仮契約の相手方となった独立行政法人都市再生機構東北震災復興支援本部本部長、関俊介と契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、市街地整備課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 市街地整備課長。

○市街地整備課長（今野裕仁君） それでは、議案集32ページをご覧ください。

1、契約の目的、浪江駅周辺地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設整備事業業務委託。

2、施工箇所、浪江町大字権現堂地内。

3、契約の方法、随意契約。

4、契約金額、53億1,850万円。うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額4億8,350万円。

5、契約の相手方、福島県いわき市平字田町120番地、独立行政法人都市再生機構東北震災復興支援本部本部長、関俊介。

6、工期、議会の議決を得た日から令和9年3月31日まで。

続いて、33ページの資料をご覧ください。

本業務委託の対象区域、業務内容及び工程表です。

図面の赤線が事業区域です。灰色部分が道路、上下水道の整備区域です。斜め網かけ部分が支障物撤去等の区域です。

右の表が業務内容でございます。

道路は、2.8メートル分、歩道を下げて車道との段差をなくし、路面をデザイン舗装に改修いたします。また、西病院や中央公園の南の道路は、520メートル分拡幅工事を行います。上下水道は、上水道2.3キロメートル分、道路拡幅に伴い移設をし、これから造る建物に併せて新設を行います。下水道は、1.6キロメートル分、同じく移設・新設を行います。電線共同溝は、無電柱化に伴い2.4キロメートル分整備いたします。支障物撤去・整地は4.5ヘクタール行いまして、今残っているブロック塀や舗装等を撤去し、整地を行います。仮設施設は、道路整備をする際に仮設道路を設けたり、仮の駅前広場を整備したり、安全に工事を行うために防護柵等を設けます。積算業務・執行管理は、設計書の作成や工事工程等の管理を委託いたします。

下の表が工程表です。

今年度下半期で発注準備を進め、来年度から支障物撤去を開始し、道路工事、電線共同溝整備、上下水道整備を並行して進めていき、令和8年度末に完了を予定しております。

説明は以上です。ご審議お願いいたします。

- 議長（平本佳司君） 日程第12、議案第65号 工事請負契約の変更について（室原地区防災拠点新築工事（建築））を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

町長。

- 町長（吉田栄光君） 議案第65号 工事請負契約の変更についてご説明をいたします。

本案は、室原地区防災拠点新築工事（建築）について契約変更を行うものであります。

現在の契約金額は9億6,250万円ですが、8,388万6,000円を減額し8億7,861万4,000円に変更するものであります。

詳細については、総務課長に説明をさせます。

- 議長（平本佳司君） 総務課長。

- 総務課長（戸浪義勝君） それでは、議案集34ページをご覧ください。

- 1、契約の目的、室原地区防災拠点新築工事（建築）です。
- 2、施工箇所、浪江町大字室原字八龍内地内。
- 3、契約の方法、指名競争入札。
- 4、契約金額、変更前9億6,250万円。うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額8,750万円。変更後8億7,861万4,000円。うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額7,987万4,000円。
- 5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字辻前12番地

2、横山建設株式会社代表取締役社長、佐藤祥一。

6、工期、令和4年12月13日から令和6年1月31日までです。

続いて、35ページをご覧ください。

議案第65号資料です。

変更内容を申し上げます。

避難指示区域内で工事を行う場合等の積算基準です。帰還困難時期における工事については、避難指示が解除されている場所の工事に比べて単価等の補正がかかっております。施工箇所は、帰還困難区域に指定されておりましたが、令和5年3月31日に当該地区を含む室原地区の一部の避難指示が解除されました。そのため、特殊勤務費、時間的制約を受ける補正、コンクリートの割増額の対象を3月30日までとし、以降の施工分は対象外とするものです。

続いて、土工です。当初建築工事の建設発生土は、造成工事へ流用する予定をしておりましたが、物価上昇による国との交付金協議に時間を要し、建築工事着手が遅れてしまい、造成工事に流用することができなかつたため、そのため建築工事で発生した残土の処理のため運搬費を変更するものです。残土運搬費、当初ありませんでしたが、720.6立米です。

続いて、ラップル基礎工について、こちらラップル基礎といいますが、建物の基礎の下と支持地盤の間にコンクリートの塊を設置しまして、建物を支える工法です。ラップル基礎において、ボーリング調査の結果により、地中の支持層を想定して設計をしておりましたが、施工のため地盤を掘削したところ、57か所のうち10か所において想定より深い位置に支持層を確認したため、変更をするものです。倉庫棟のラップルコンクリート49.7立米を87.1立米に、ラップル型枠を80.1平米から141平米にするものです。

また、交通誘導員、施工箇所は国道114号や浪江インターチェンジの入り口となっており、交通量が多い区間でありまして、安全確保のため交差点や出入口に交通誘導員を配置しておりましたが、工期の半分が過ぎたため、実績と今後の見込数により人数を変更したいとするものです。交通誘導員600人を140人に変更したいとするものです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第13、議案第66号 工事請負契約の変更について（室原地区防災拠点新築工事（電気設備））を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第66号 工事請負契約の変更についてご説明をいたします。

本案は、室原地区防災拠点新築工事（電気設備）について契約変更を行うものであります。

現在の契約金額は1億6,610万円ですが、975万7,000円を減額し1億5,634万3,000円に変更するものであります。

詳細については、総務課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君） それでは、議案集36ページをご覧ください。説明をいたします。

1、契約の目的、室原地区防災拠点新築工事（電気設備）。

2、施工箇所、浪江町大字室原字八龍内地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、変更前1億6,610万円。うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額1,510万円。変更後1億5,634万3,000円。うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額1,421万3,000円。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字立野字荒屋敷69番地の2、株式会社横電代表取締役、横山政治。

6、工期、令和4年12月13日から令和6年1月31日までです。

続きまして、37ページをご覧ください。

理由書です。

変更内容、先ほど建築でも申し上げましたが、避難指示区域内で工事を行う場合等の積算基準であります。施工箇所は、帰還困難区域に設定されておりましたが、令和5年3月31日に当該地区を含む室原地区の一部の避難指示が解除されました。そのため、特殊勤務費、時間的制約を受ける補正、コンクリート割増額の対象を3月30日までとし、以降の施工分は対象外としたいとするものです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第14、議案第67号 工事請負契約の変更について（室原地区防災拠点新築工事（機械設備））を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第67号 工事請負契約の変更についてご説明をいたします。

本案は、室原地区防災拠点新築工事（機械設備）について契約変更を行うものであります。

現在の契約金額は1億9,360万円ですが、1,186万9,000円を減額

し1億8,173万1,000円に変更するものであります。

詳細については、総務課長より説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君） それでは、議案集38ページをご覧ください。

1、契約の目的、室原地区防災拠点新築工事（機械設備）。

2、施工箇所、浪江町大字室原字八龍内地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、変更前1億9,360万円。うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額1,760万円。変更後1億8,173万1,000円。うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額1,652万1,000円。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字高瀬字小高瀬原197番地、株式会社小黒設備工業代表取締役、小黒陽子。

6、工期、令和4年12月13日から令和6年1月31日までです。

続きまして、39ページをご覧ください。

67号資料、理由書であります。

変更内容です。避難指示区域内で工事を行う場合等の積算基準の変更です。施工箇所は、帰還困難区域に設定されておりましたが、令和5年3月31日に当該地区を含む室原地区の一部の避難指示が解除されました。そのため、特殊勤務費、時間的制約を受ける補正、コンクリートの割増等の対象を3月30日までとし、以降の施工分は対象外としたいとするものです。

続きまして、浄化槽設備です。浄化槽設置のため、当初予定していた矢板の打ち込み工法で実施したところ、想定以上の礫と玉石により打ち込みが不可能だったため、打ち込み工法を変更としたいとするものです。当初はバイブロ工法でしたが、変更後はオーガ併用ダウンザホールハンマー工法としたいとするものです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） ここで市街地整備課長より発言の訂正を求められております。これを許可いたします。

市街地整備課長。

○市街地整備課長（今野裕仁君） 議案第64号の説明の中で、道路改修範囲を2.8メートルと説明しましたが、2.8キロメートルの誤りです。大変失礼しました。

---

○議長（平本佳司君） ここで昼食休憩のため、午後1時15分まで休憩といたします。

（午前11時50分）

---

○議長（平本佳司君） 再開します。

（午後 1時15分）

○議長（平本佳司君） ここで生涯学習課長より発言の訂正を求められておりますので、これを許可します。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（長岡秀樹君） 先ほど主要な施策109ページ、特別会計の状況の説明の中で、歳入のほうを、歳入の合計を104万7,900円と発言しましたが、正しくは147万9,000円でした。大変申し訳ございませんでした。

○議長（平本佳司君） 日程第15、議案第68号 令和5年度浪江町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第68号 令和5年度浪江町一般会計補正予算（第3号）についてご説明をいたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13億1,854万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を360億8,743万5,000円とするものであります。

詳細については、企画財政課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） それでは、予算書事項別明細書によりご説明いたします。

議案集50ページをお開きください。

まず、歳入の主なものからご説明をいたします。

款10地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税6億7,230万2,000円の増につきましては、こちら交付額の確定に伴います普通交付税の増、そして福島再生加速化交付金事業に係る補助裏分として産学官連携施設及び水道施設整備事業に充当される予定でございます震災復興特別交付税の増などによるものでございます。

続きまして、款14国庫補助金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金6億1,290万3,000円の増につきましては、主に節1総務費国庫補助金で、先ほども申し上げました産学官連携施設及び水道施設整備事業の財源となります福島再生加速化交付金の増、そして物価高騰対応生活困窮世帯緊急支援事業補助金といたしまして、除草剤の配付事業を予定しておりますが、そちらの財源となります新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、こちらの増によるものでございます。

続きまして、51ページをお開きください。

目5 消防費国庫補助金1,604万6,000円の増につきましては、節1 原子力災害避難区域消防活動費交付金で、林野火災資機材購入の財源として交付金を増額するものでございます。

続きまして、52ページをお開きください。

款15 県支出金、項2 県補助金、目1 総務費県補助金1億6,529万7,000円の増につきましては、主に節2 福島再生加速化交付金1億6,074万円の増で、こちらは畜産施設整備事業に係ります備品購入費の財源として各交付金が入って増額をしたものでございます。

続きまして、目4 農林水産業費県補助金3,085万9,000円の増につきましては、こちらは主に節4 福島森林再生事業補助金2,868万6,000円の増でございまして、双葉福島森林再生事業実施に係ります財源となる県補助金の増となっております。

続きまして、54ページをお開きください。

款18 繰入金、項1 特別会計繰入金、目3 介護保険事業特別会計繰入金4,274万5,000円及びその下、目4 国民健康保険直営診療施設事業特別会計繰入金3,673万1,000円の増につきましては、令和4年度の精算に伴います繰入金の増額となっております。

続きまして、項2 基金繰入金、目2 浪江町復旧復興繰入金1億8,302万5,000円の減につきましては、こちらは主に福島再生加速化交付金事業に係ります補助裏分として畜産施設整備事業約5,300万円のこちらは増、一方で、一団地復興拠点市街地整備事業の令和5年度分として約2億3,700万円の減となっており、このような要因により減額となっております。

同じく目7 浪江町帰還移住等環境整備交付金基金繰入金7億1,281万7,000円の減につきましては、一団地復興拠点市街地整備事業の令和5年度分の事業費の減額、こちらによるものが主な減額要因でございます。

55ページをお開きください。

款19 繰越金、項1 繰越金、目1 繰越金6億2,046万4,000円の増ですけれども、こちらは歳計繰越金の確定によるものでございます。

続きまして、56ページをお開きください。

56ページからは歳出となります。主なもののみご説明をさせていただきます。

款2 総務費、項1 総務管理費、目6 企画費8億3,107万8,000円の増につきましては、こちら節24 積立金で、復興財源としまして浪江町復旧復興基金に積立てをしておるものでございます。

次に、目7 情報管理費1,498万9,000円の増につきましては、14節

の工事請負費で道路の拡幅などの理由によりまして、町が所有いたします光ケーブルを移設するための工事費でございます。こちらは5か所分を計上しております。

続きまして、目9 財政調整基金費 4億2,000万円の増につきましては、こちら前年度の歳計剰余金の2分の1程度を積み立てることが法令で定められておりますので、歳計剰余金の2分の1程度を財政調整基金のほうに積立てをするものでございます。

続きまして、57ページをお開きください。

款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費2,044万7,000円の増につきましては、こちら主に節12委託料及び節18負担金、補助及び交付金で、物価高騰によりまして影響緩和のため生活困窮世帯に光熱費等の支援をする事業に係る予算を補正で計上しております。

59ページをお開きください。

款4 衛生費、項1 保健衛生費、目2 予防費1,492万1,000円の増につきましては、新型コロナワクチン接種国庫返還金でございまして、令和4年度分新型コロナワクチンの接種に係る実績確定に伴いまして、国庫支出金の返還分となっております。

同じく目3 環境衛生費3,000万円の増につきましては、こちらは需用費で消耗品3,000万円となっておりますが、町内に宅地を所有している方に対しまして除草剤を配付するため、除草剤の購入費用を計上させていただいております。

続きまして、項3 上水道費、目1 上水道費 5億8,724万6,000円の増につきましては、こちら節18負担金、補助及び交付金で、末森地区における配水管工事、管網モデルに基づく基幹管路に係ります上水道補助金となっております。

60ページをお開きください。

款6 農林水産業費、項1 農業費、目7 畜産業費 2億1,452万円の増につきましては、こちら主に節17の備品購入費でございまして、ロータリー搾乳ロボットシステム購入に係ります前払金の計上をしております。

同じく項3 林業費、目1 林業振興費2,971万7,000円の増につきましては、節12委託料で、福島森林再生事業業務委託料となっております。間伐等による森林環境の改善を図る事業となっております。川添、加倉、樋渡、田尻の4地区で実施をするものでございます。

61ページをお開きください。

項4 水産業費、目1 水産業振興費1,000万3,000円の増につきましては、こちら節12委託料で、水産業情報発信業務委託料でござい

す。こちらはアルプス処理水の海洋放出などによります海産物を中心とする風評被害対策としまして事業を実施するものでございます。

その下、さけふ化採捕施設に係ります配水管布設工事の積算業務委託料、こちらもち計上しております。そちらの補正額でございます。

続きまして、款7商工費、項1商工費、目6企業誘致促進費3,603万6,000円の増につきましては、こちら節12委託料で、産学官連携の拠点となります施設整備のための基本計画策定業務委託料を計上しております。

62ページをお開きください。

款8土木費、項2道路橋梁費、目2道路維持費288万7,000円の増につきましては、主に節12の委託料で、支障木撤去委託料及び路面性状調査委託料で2,124万1,000円の増になっております。こちらは、主に路面性状調査委託料、こちらは旧特定復興再生拠点区域内の町道の調査業務委託料となっております。節14工事費では1,835万4,000円の減となっております、こちらは当初交付金を活用した修繕工事を予定しておりましたが、交付額が想定よりも少額であったため、事業の実施を、今回の事業実施を見送ったことによります補正の減でございます。

続きまして、項4都市計画費、目5まちづくり整備事業費9億4,519万8,000円の減につきましては、主に節12委託料の一団地整備事業委託料におきまして、当初、面的に用地交渉が完了した区域については支障物の撤去・整地工事を行う計画を予定してございましたが、そのような区画が今回発生をしなかったため、当該工事の実施を翌年度に移行したことによる予算の減額でございます。

63ページをお開きください。

款9消防費、項1消防費、目2非常備消防費1,635万7,000円の増につきましては、主に節17備品購入費で、こちらは林野火災用の消防資機材の購入となっております。

同じく目3消防施設費1,161万4,000円の減につきましては、こちらは主に節12委託料の減でございます、消火栓等調査業務委託料を減額しております。こちらは消火栓等の調査業務を予定しておりましたが、既に同様の調査を消防署が実施していたということが判明したことによりまして、予算を減額したものでございます。

次に、45ページにお戻りください。

45ページは、第2表継続費補正でございます。

まず変更でございますが、款6農林水産業費、項1農業費、事業名が畜産施設備品購入につきましては、備品の一部が受注生産によります海外輸入製品でありますことから、契約に際しまして海外の

商慣習によりまして前払金が必要となる可能性が非常に高いということで、令和6年度年割額を減額いたしまして、その分、令和5年度に年割額を増額して変更するものでございます。

次に、款8土木費、項4都市計画費、事業名、浪江駅周辺地区一団地整備事業につきましては、面的に用地交渉が完了した区画について支障物撤去等を令和5年度事業で計画しておりましたが、そのような区画がなかったため、工事実施を翌年度に移行したことによる年割額の変更等となっております。

続きまして、款4衛生費、項3上水道費、事業名が水道施設整備事業（管網モデル）に基づく基幹管路整備A地区及びその下のB地区、そしてそのもう一つ下、C地区、3つの事業でございますが、こちらにつきましては震災後に管路を再構築したモデルに基づきまして、残存している石綿管につきまして集中的に布設替え工事を令和5年度から令和7年度までの3か年事業として実施するものでございます。

続きまして、款8土木費、項4都市計画費、事業名が景観計画策定事業につきましては、現在、まち中心市街地、現在の当町の中心市街地は家屋解体跡地が多く占めておりまして、浪江駅周辺整備事業やエフレイによりまして、今後、開発や再整備が進むことが想定されます。このため良好な景観形成を目指し、令和5年度から令和6年度にかけて景観計画策定事業を実施するものでございます。

続きまして、款8土木費、項4都市計画費、事業名が浪江駅東西自由通路・橋上駅舎設計負担金につきましては、令和5年度から令和7年度にかけて町が費用を負担し、JRが設計を実施するものとなっております。

47ページをお開きください。

こちらは、第3表地方債補正でございます。

臨時財政対策債につきましては、発行限度額の確定に伴いまして限度額を変更するものでございます。

次に、65ページ、こちらには補正予算による基金の運用状況となっております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第16、議案第69号 令和5年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第69号 令和5年度浪江町国民健康保険事

業特別会計補正予算（第1号）について説明をいたします。

本案は、前年度の決算が確定したことに伴い、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,075万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を34億693万8,000円とするものであります。

詳細については、健康保険課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 健康保険課長。

○健康保険課長（西 健一君） それでは、予算書の事項別明細書により説明申し上げます。

71ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

款4 県支出金、項1 県補助金、目1 保険給付費等交付金459万円の増につきましては、歳出の保険給付費の増に伴います普通交付金の増でございます。

款7 繰越金、項1 繰越金、目2 その他繰越金8,616万9,000円の増につきましては、前年度歳計剰余金でございます。

次の72ページをお開きください。

ここからは歳出でございます。

款2 保険給付費、項2 高額療養費、目1 一般被保険者高額療養費459万円の増につきましては、本年度の支給状況による補正でございます。

款3 国民健康保険事業費納付金、項1 医療給付費分、目1 一般被保険者医療給付費分54万8,000円の減につきましては、県に納付する保険事業納付金の額の決定によるものでございます。

同様に、次の款3 国民健康保険事業費納付金、項2 後期高齢者支援金等分、目1 一般被保険者後期高齢者支援金等分90万3,000円の減及び次のページになりますが、項3 介護納付金分152万7,000円の増につきましても、納付額の確定による補正でございます。

次に、款5 基金積立金、項1 基金積立金、目1 国保基金積立金6,310万円の増につきましては、会計剰余金の一部を国民健康保険財政調整基金に積み立てるものでございます。

次に、款7 諸支出金、項2 繰出金、目2 一般会計繰出金685万6,000円の増につきましては、前年度事業確定による一般会計繰出金でございます。

最後に、款8 予備費として1,613万7,000円を計上してございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第17、議案第70号 令和5年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第1号）を議題とい

たします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

- 町長（吉田栄光君） 議案第70号 令和5年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明をいたします。

本案は、前年度の決算が確定したことに伴い、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,450万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億8,559万5,000円とするものであります。

詳細につきましては、浪江診療所事務長に説明をさせます。

- 議長（平本佳司君） 浪江診療所事務長。

- 浪江診療所事務長（西 健一君） 予算書の事項別明細書79ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

款3 県支出金、項1 県補助金、目2 浪江診療所県補助金777万4,000円の増につきましては、福島県地域医療復興事業補助金の増でございます。浪江診療所管理費の増によるものでございます。

款5 繰越金、補正額3,673万1,000円の増につきましては、前年度歳計剰余金でございます。

次に、80ページでございますが、ここからは歳出でございます。

款1 総務費、項1 施設管理費、目2 浪江診療所管理費4,465万5,000円の増につきましては、主に節12委託料につきましては、応援の看護師等が必要な際などに、スポットで応援を依頼する費用や医療事務を1名増員できたことによる増、節27繰出金につきましては、前年度事業確定による一般会計への繰出金でございます。

最後に、款3 予備費、補正額15万円の減につきましては、財源調整によるものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- 議長（平本佳司君） 日程第18、議案第71号 令和5年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

- 町長（吉田栄光君） 議案第71号 令和5年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明をいたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,068万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億5,906万3,000円とするものであります。

詳細については、住宅水道課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） それでは、予算書事項別明細書により説明いたします。

87ページをご覧ください。

歳入予算になります。

款5繰越金、項1繰越金、目1繰越金1,095万4,000円の増は、前年度歳計剰余金の増額でございます。

款6諸収入、項1雑入、目1雑入972万9,000円の増は、県道長塚請戸浪江線拡幅工事に伴う福島県からの補償費でございます。

続きまして、88ページに移ります。

歳出予算になります。

款1公共下水道事業費、項1公共下水道事業費、目2下水道建設費681万5,000円の増は、県道長塚請戸浪江線拡幅工事に伴う公共ます移設工事でございます。

次に、款3予備費1,386万8,000円の増でございます。

続きまして、84ページをお開き願います。

第2表債務負担行為になります。

平成30年、国において汚水処理の事業運営に係る広域化・共同化計画が策定され、福島県におきましても広域化・共同化が推進されております。これを受け、浪江町、双葉町、富岡町は、処理施設の維持管理業務において同一業者と契約をしていることから、浪江町汚水処理施設維持管理業務委託につきまして、期間は令和6年度から8年度、限度額は1億1,292万6,000円の債務負担行為を設定し、3町で広域化・共同化を図ることにより、施設の機能維持及び業務の効率化、経費削減等により長期安定的な運営を進めるものでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第19、議案第72号 令和5年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第72号 令和5年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明をいたします。

本案は、前年度の決算が確定したことに伴い、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,075万円を追加し、歳入歳出予算の総額を30億6,231万円とするものであります。

詳細については、介護福祉課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（松本幸夫君） 予算書事項別明細書の94ページをお開きください。

歳入の主なものについてご説明いたします。

款7繰入金、項1一般会計繰入金、目3低所得者保険料軽減繰入金、節2過年度分29万4,000円の増は、前年度事業確定による一般会計繰入金でございます。

目4その他一般会計繰入金、節2事務費繰入金212万7,000円の増は、令和4年度双葉地方介護認定審査会負担金等の確定による一般会計繰入金でございます。

款8繰越金、項1繰越金、目1繰越金2億1,515万6,000円の増は、前年度歳計剰余金でございます。

款9諸収入、項1雑入、目1雑入317万3,000円の増は、第三者行為納付金でございます。

95ページをお開きください。

歳出の主なものについてご説明いたします。

款1総務費、項3介護認定審査会費、目1介護認定審査会費207万4,000円の増は、令和4年度双葉地方介護認定審査会負担金の確定による補正でございます。

目2認定調査等費5万5,000円の増は、普通旅費の増によるものでございます。

款4諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目2償還金9,441万6,000円の増は、前年度事業確定による国・県等への精算金によるものでございます。

款4諸支出金、項3繰出金、目1他会計繰出金4,274万6,000円の増は、前年度事業確定による一般会計繰出金でございます。

96ページをお開きください。

款5基金積立金、項1基金積立金、目1介護給付費準備基金積立金7,799万3,000円の増は、介護給付費準備基金への積立金でございます。

款6予備費346万6,000円を計上するものでございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（平本佳司君） 日程第20、議案第73号 令和5年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第73号 令和5年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明をいたします。

本案は、前年度の決算が確定したこと等に伴い、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,912万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億1,773万4,000円とするものであります。

詳細については、健康保険課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 健康保険課長。

○健康保険課長（西 健一君） それでは、事項別明細書により説明申し上げます。

102ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

款4繰越金1,791万円の増につきましては、前年度の歳計剰余金でございます。

款5諸収入、項3償還金及び還付加算金、目1保険料還付金111万3,000円の増につきましては、保険料を還付した分の広域連合からの返還金です。

同様に、次の款5諸収入、項3償還金及び還付加算金、目2還付加算金9万9,000円の増につきましても、広域連合からの返還金でございます。

次に、歳出でございます。

103ページになります。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費100万円の増につきましては、令和5年3月末で解除した区域につきましては、年度内の分につきましては、上位所得層についても医療費の一部負担金を免除するものでございます。

款3諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1保険料還付金111万3,000円の増につきましては、被保険者の所得更正による過年度分の保険料還付金でございます。

次に、款3諸支出金、項2繰出金、目1一般会計繰出金280万7,000円の増につきましては、前年度事業確定による一般会計繰出金でございます。

最後に、款4予備費1,410万3,000円を計上するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第21、議案第74号 令和5年度浪江町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第74号 令和5年浪江町水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明をいたします。

本案は、水道事業資本的収入に8億1,624万6,000円を増額し、資

本的支出 8 億3,893万2,000円を増額するものであります。

詳細につきましては、住宅水道課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） 補正予算説明資料によりご説明いたします。

112ページをご覧ください。

本定例会で計上しております補正予算につきましては、震災後の適正な水道施設に関する整備計画に基づき、復興事業の交付金等を利用して実施するもので、その財源と工事請負費及び委託料でございます。交付率は事業費の3分の2と復興特別交付税30分の1になります。

それでは、上の段、資本的収入になります。

款1水道事業資本的収入、項1企業債、目1企業債2億2,900万円の増は、資本的支出、建設改良費の財源として企業債を借り入れるものであります。

款1水道事業資本的収入、項4補助金、目1補助金5億8,724万6,000円の増は、資本的支出、建設改良費の財源となる町からの補助金であります。

次に、下の段、資本的支出になります。

款1水道事業資本的支出、項1建設改良費、目3配水設備改良費8億3,893万2,000円の増は、工事請負費8億910万円で、帰還住民に伴う配水管布設工事の1件ほか、新規追加の管網モデルに基づく基幹管路整備であります。

その下、委託料2,983万2,000円の増は、管網モデルに基づく基幹管理整備に伴う発注者支援業務委託料であります。

次に、110ページをお開き願います。

継続費の補正についてご説明いたします。

上から1段から4段までは変更はございません。

下から3つ、事業名、管網モデルに基づく基幹管路整備A地区からC地区を追加しております。内容につきましては、震災後に管路の再構築したモデルに基づき、残存している石綿管について集中的に布設替え工事を実施するもので、令和5年度から7年度までの3か年事業として、老朽管である石綿管が残存している路線を11路線に分け、1地区当たり三、四路線を対象に分割した発注を予定しております。3つの総事業費は19億3,805万1,000円であり、うち13億5,662万1,000円が交付金の金額であります。それぞれの年割額につきましては記載のとおりであります。

説明は以上であります。よろしく願います。

○議長（平本佳司君） 日程第22、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてご説明をいたします。

本案は、人権擁護委員の星秀美氏の退任後、定数5名のうち1名欠員となっていることから、このたび瀧美佐江氏を法務大臣に推薦したく、人権擁護法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

人権擁護委員は、基本的人権を擁護し、人権思想の普及高揚に努めることを使命とし、今回推薦する瀧氏については、高潔な人格と識見を有し、人権擁護委員として適任であり、推薦するにふさわしいと考えております。

なお、次回の人権擁護委員の委嘱発令日が令和6年1月1日のため、人権擁護委員法第9条に基づき、瀧氏の任期は令和6年1月1日から令和8年12月31日までの3か年となります。

よろしく願いをいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第23、同意第1号 特別功労者の決定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 同意第1号 特別功労者の決定についてご説明をいたします。

本案は、今年で第51回を迎える浪江町功労者表彰式において表彰予定の特別功労者について、浪江町表彰条例第3条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

本年は3名の方が該当となります。

吉田数博氏は、多年にわたり浪江町長及び浪江町議会議員として地方自治の発展に寄与され、旭日双光章を受章されました。その功績は誠に顕著であります。

江畑立行氏は、多年にわたり浪江町内の治安維持、災害等の防護に挺身され、藍綬褒章を受章されました。その功績は誠に顕著であります。

次に、畠山勝氏は、多年にわたり浪江町固定資産評価審査委員会委員として地方自治の振興発展に貢献されました。その功績は誠に顕著であります。

吉田氏、江畑氏においては、表彰条例第3条第1項第7号、畠山

氏においては、表彰条例第3条第1項第4号に該当しております。  
よろしく願いいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第24、報告第4号 令和4年度浪江町一般会計継続費精算報告書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 報告第4号 令和4年度浪江町一般会計継続費精算報告書についてご説明をいたします。

本案は、地方自治法第212条第1項の規定に基づき設定し、令和4年度に終了した継続費に係る精算について、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、別紙精算報告書のとおり報告するものであります。

詳細については、企画財政課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） それでは、タブレットの議案集118ページをお開きください。

報告書に記載をされております16の継続事業につきましては、令和4年度での事業完了をしておりますので、事業完了に伴います精算報告でございます。

表の左側から款、項、事業名、事業実施年度、全体計画、実績、全体計画から実績を差し引いた比較を記載してございます。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第25、報告第5号 一般財団法人福島なみえ勤労福祉事業団の経営状況報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 報告第5号 一般財団法人福島なみえ勤労福祉事業団の経営について状況報告をいたします。

本案は、一般財団法人福島なみえ勤労福祉事業団の令和4年度の経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するものであります。

詳細については、産業振興課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 産業振興課長。

○産業振興課長（蒲原文崇君） それでは、報告第5号資料によりご報告いたします。

資料123ページをお開きください。

営業実績としましては、新型コロナウイルス感染症の断続的な感染状況にありつつも、夏以降の行動制限の緩和等により、学生など

団体利用が大幅に増加し、また令和4年9月からの宿泊料金の改定や国が実施しておりました全国旅行支援の影響により増収となり、

(1) 宿泊では、前年比3,000人以上の増、延べ9,366人、1日平均25.7人の方にご利用をいただきました。

(2) 料理につきましては、宿泊客の喫食の増加や学生等団体の昼食利用が大幅に増加し、前年比1万人以上増え、延べ1万6,037人にご利用いただきました。

次ページをお開きください。

(3) 日帰り入浴でございます。日帰り入浴につきましては、延べ1万9,466人、1日平均53.3人の方にご利用いただき、昨年度より3,000人以上増加したところでございます。

収支決算の状況につきまして、128ページの正味財産増減計算書でご説明申し上げます。

まずは経常収益としましては、宿泊、料理、日帰り入浴などの事業収益が9,361万1,493円、地域経済産業活性化対策費補助金等受取補助金等で459万8,218円、受取利息等の雑収入が128万888円となり、合計は9,949万599円、対前年比で4,885万4,560円の大幅増となりました。

経常費用としましては、事業費では利用客の増加に伴う酒、食材費仕入高をはじめ、光熱費、洗濯費、アメニティー費等の増加により対前年比95万2,441円増の5,152万1,600円となりました。

129ページをお開きください。

管理費では、総人件費や外注費等の増加により対前年比622万8,779円増の7,654万313円となり、経常経費計で1億2,806万1,913円となりました。

こちらを合計しますと、当期一般正味財産増減額はマイナス2,857万1,314円となり、一般正味財産期末残高は5,589万4,625円となりました。

戻りまして、127ページの貸借対照表をお開きください。

今ほどご説明申し上げました決算状況を踏まえた指定正味財産を含みます正味財産期末残高は8,739万4,625円となったところでございます。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

○議長（平本佳司君） 日程第26、報告第6号 一般社団法人まちづくりなみえの経営状況報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 報告第6号 一般社団法人まちづくりなみえの

経営状況報告についてご説明をいたします。

本案は、一般社団法人まちづくりなみえの令和4年度の経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するものであります。

詳細については、産業振興課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 産業振興課長。

○産業振興課長（蒲原文崇君） それでは、報告第6号資料に基づきご報告をさせていただきます。

134ページをお開きください。

初めに、令和4年度事業報告についてご説明をさせていただきます。

まず1、道の駅管理運営事業につきましては、新型コロナウイルス感染症に係る行動制限の緩和や全国旅行支援によるクーポン助成等によりまして想定以上の来館者数となり、当初の計画費で120%の収益増となりました。道の駅の各部門の状況につきましては、記載のとおりとなっております。

136ページをご覧ください。

続きまして、2、イベント事業でございます。

イベント事業につきましても、新型コロナの影響により低調な実績となったところでございます。

3、公共施設等管理事業につきましては、高齢者雇用の創出を目的とする事業として主に清掃業務を請け負っており、昨年度同等の受注実績となったところでございます。

137ページをお開きください。

4、地域づくりコミュニティ再生支援事業につきましては、各行政区活動の支援をはじめ、自主防災組織の設立に向けた取組や特定復興再生拠点区域の避難指示解除に向けた住民活動支援を行いました。

5、移住定住事業につきましては、相談窓口運営を行い、令和4年度の実相談件数は約150件、移住者は30名弱となっており、双葉郡内他町村と比較しても最も多い実績となったところでございます。

138ページをご覧ください。

6、視察ツアー事業につきましては、福島県観光物産交流協会と連携し、ホープツーリズムのフィールドパートナー業務とフィールドパートナー育成業務を受託し、受注額が計画よりも増加したところでございます。

続きまして、決算状況につきましてご説明いたします。

資料142ページの決算報告書の損益計算書をお開きください。

まず、経常収益としましては、道の駅事業などにおける売上高が4億8,487万2,767円、手数料収入が9,239万1,315円、補助金等収入が1,290万2,186円などとなり、経常収益合計で5億9,161万3,369円となりました。

経常経費としましては、道の駅事業などにおける当期仕入高が2億361万853円、資材消耗品費が422万3,074円、期末材料棚卸高が1,879万5,468円などで、これらを差し引いた売上総利益額は3億7,837万1,234円となったところでございます。

また、事業費及び管理費につきましては、合計で3億4,840万367円となり、これに財務収益や財務費用、経常外収益、経常外費用を合計した当期純利益額は2,561万7,341円となりました。

143ページをご覧ください。

こちらは、今ほどご説明いたしました事業費及び管理費合計3億4,840万367円の内訳書となっております。

主なものを紹介いたしますと、2段目から4段目の給料、手当、賞与、法定福利費につきましては、人件費となります。

7段目、外注費4,052万9,687円につきましては、イベント時の音響、照明などの資材費、また警備員などの費用となります。

16段目の消耗品費2,293万9,630円は、主に道の駅に係る消耗品費用となります。

18段目の水道光熱費3,141万7,298円は、主に道の駅等の水道光熱費となります。

下から10段目の支払手数料797万9,177円につきましては、キャッシュレス決済や銀行振込に係る手数料となります。

下から7段目のリース料683万7,790円につきましては、車両、コピー機、レジスター、パソコン等のリース代となっております。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○議長（平本佳司君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

---

### ◎延会について

○議長（平本佳司君） お諮りします。質疑については12日に行うこととし、本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

12日は午前9時から本会議を開きますので、ご参集賜りますよう

お願いいたします。

---

◎延会の宣告

○議長（平本佳司君） 本日はこれで延会します。

（午後 2時08分）

令和5年	9月	7日	(木曜日)	常任委員会
令和5年	9月	8日	(金曜日)	常任委員会
令和5年	9月	9日	(土曜日)	休日
令和5年	9月	10日	(日曜日)	休日
令和5年	9月	11日	(月曜日)	休会

9 月 定 例 町 議 会

( 第 3 号 )

令和 5 年浪江町議会 9 月定例会

議 事 日 程 (第 3 号)

令和 5 年 9 月 1 2 日 (火曜日) 午前 9 時開議

- |         |           |  |
|---------|-----------|--|
| 日程第 1   | 認定第 1 号   | 決算の認定について  |
| 日程第 2   | 認定第 2 号   | 浪江町水道事業会計決算の認定について                                 |
| 日程第 3   | 議案第 5 7 号 | 浪江町税特別措置条例の一部改正について                                |
| 日程第 4   | 議案第 5 8 号 | 浪江町公の施設の使用に関する条例の一部改正について                          |
| 日程第 5   | 議案第 5 9 号 | 浪江町道路線の認定及び廃止について                                  |
| 日程第 6   | 議案第 6 0 号 | 工事請負契約の締結について (地デジ再送信システム復旧工事その 2)                 |
| 日程第 7   | 議案第 6 1 号 | 工事請負契約の締結について (さけふ化施設造成工事)                         |
| 日程第 8   | 議案第 6 2 号 | 工事請負契約の締結について (丈六ため池環境保全整備工事 (再対策))                |
| 日程第 9   | 議案第 6 3 号 | 工事請負契約の締結について (橋梁補修工事 (慶応橋))                       |
| 日程第 1 0 | 議案第 6 4 号 | 委託に関する契約の締結について (浪江駅周辺地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設整備事業業務委託) |
| 日程第 1 1 | 議案第 6 5 号 | 工事請負契約の変更について (室原地区防災拠点新築工事 (建築))                  |
| 日程第 1 2 | 議案第 6 6 号 | 工事請負契約の変更について (室原地区防災拠点新築工事 (電気設備))                |
| 日程第 1 3 | 議案第 6 7 号 | 工事請負契約の変更について (室原地区防災拠点新築工事 (機械設備))                |
| 日程第 1 4 | 議案第 6 8 号 | 令和 5 年度浪江町一般会計補正予算 (第 3 号)                         |
| 日程第 1 5 | 議案第 6 9 号 | 令和 5 年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)                 |
| 日程第 1 6 | 議案第 7 0 号 | 令和 5 年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算 (第 1 号)           |
| 日程第 1 7 | 議案第 7 1 号 | 令和 5 年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)                  |
| 日程第 1 8 | 議案第 7 2 号 | 令和 5 年度浪江町介護保険事業特別会計補                              |

		正予算（第1号）
日程第19	議案第73号	令和5年度浪江町後期高齢者医療特別会計 補正予算（第1号）
日程第20	議案第74号	令和5年度浪江町水道事業会計補正予算 （第2号）
日程第21	諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めるこ とについて
日程第22	同意第1号	特別功労者の決定について
日程第23	報告第4号	令和4年度浪江町一般会計継続費精算報告 書について
日程第24	報告第5号	一般財団法人福島なみえ勤労福祉事業団の 経営状況報告について
日程第25	報告第6号	一般社団法人まちづくりなみえの経営状況 報告について
日程第26	委員会の閉会中の継続審査又は調査の申し出について	

出席議員（15名）

1番	武藤晴男君	2番	紺野豊君
3番	吉田邦弘君	4番	平本佳司君
5番	小澤英之君	6番	半谷正夫君
7番	紺野則夫君	8番	佐々木茂君
9番	山本幸一郎君	10番	高野武君
11番	渡邊泰彦君	12番	松田孝司君
13番	佐々木勇治君	14番	山崎博文君
15番	紺野榮重君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	吉田長栄光君	副町長	山本邦一君
副町長	成井長祥君	教育長	笠井淳一君
代表監査委員	宮口勝美君	総務課長兼津島支所長兼選挙管理委員会書記長	戸浪義勝君
企画財政課長	吉田厚志君	住民課長	柴野一志君
産業振興課長	蒲原文崇君	農林水産課長兼農業委員会事務局長	金山信一君
住宅水道課長	木村順一君	建設課長	宮林薫君
市街地整備課長	今野裕仁君	健康保険課長兼浪江診療所事務長兼仮設津島診療所事務長	西健一君
介護福祉課長	松本幸夫君	会計管理者兼出納室長	中野隆幸君

教育総務課長  
鈴木清水君

生涯学習課長兼  
浪江町公民館長兼  
浪江町図書館長  
岡秀樹君

---

職務のため出席した者の職氏名

事務局長  
掃部関久君

次長兼係長  
中野夕華子君

書記  
岡本ちり君

---

◎開議の宣告

- 議長（平本佳司君） おはようございます。  
ただいまの出席議員数は15人であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
(午前 9時00分)
- 

◎議事日程の報告

- 議長（平本佳司君） 本日の議事日程は、タブレット端末の格納のとおりでございます。
- 

◎認定第1号の質疑、討論、採決

- 議長（平本佳司君） 日程第1、認定第1号 決算の認定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑は会計ごとに行います。

令和4年度浪江町一般会計歳入歳出の決算について、質疑ありませんか。

14番、山崎博文君。

- 14番（山崎博文君） おはようございます。決算の関係で質問いたします。

主要な施策の成果を中心に質問いたします。

まず7ページ、第4表の町税の状況で法人町民税です。前年度より7,000万円減になっております。7,000万減で約9,100万ということですが、この減収の分析はどうなっているのか、なぜこのぐらい大きい減収になったのか、お伺いします。

次、28ページ、行政区活動補助金についてです。

交付団体数は4年では30行政区、遡ると前々年度は38、前年度が35、この傾向は毎年度の補助金が減少しております。減少傾向にある行政区活動の実態はどういうふうに捉えているのか、お伺いします。

次、その下、課題解決型地域活動支援事業について、人件費が地域おこし協力隊で6名、1,600万ほどですが、前年度は同じ人数で約1,000万ですので、人件費が同じ人数でなぜ600万も減になっているのか、失礼、600万増になっているのかなと思いますので、増えた理由をお伺いします。

また、課題解決に向けどのような活動を行ったか、主な具体的活動について伺いたいと思います。

次に、定住推進費関係について伺います。

今後町内居住者が増える要因の一つとして、移住定住者に期待するものです。そこで30ページ、移住定住相談窓口業務委託、これの相談件数が261件、前年度より3倍増です。また、31ページの移住検討者お試し宿泊事業、移住者住宅取得事業、移住者向け住宅支援事業の全ての事業で利用者が増加しております。定住推進では成果が上がったものと評価をしております。

そこで、町内に移住定住した数、移住定住者はおおよそ自分で行っているのは大体3割と推察していますが、そのぐらいでよろしいのか、何人ぐらいと町では把握しているのか、お伺いします。

次、59ページ、除染検証委員会について伺います。

本年度は、4年度は主に特定復興再生拠点区域の避難指示解除に向けた除染の実施状況、あるいは除染後の線量率の状況等の検証を行ったと記載していますが、4年度は、6年前解除となった区域の線量について委員会では検証し、必要な箇所があった場合はフォローアップ除染を実施したケースはあるのかどうか伺います。

次、63ページ、ゼロカーボンシティ推進事業について伺います。

これは、当町はゼロカーボンシティ宣言をしておりますので、しっかりこれには取り組んでいただきたいと思います。主な事業費内訳の中で一番下、次世代自動車導入促進補助金です。これは経緯的には、私も一般質問で補助金の制度を創設したらどうかというふうにお伺いした経緯もありますから、その点で質問しますが、電気自動車EV購入が2件、FCVはゼロだと思います。これらの実績を踏まえて次世代自動車普及についてどう取り組まれるのか、お伺いいたします。

また、地域新エネルギー会社設立パートナー募集業務委託料についてですが、パートナー企業公募に向けた応募要領などを精査したと記載があります。それでは、精査後公募まで実施できたのかなどについて説明を求めたいと思います。

次に、70ページ、新規就農者確保促進事業、この事業費内訳で農業次世代人材投資資金補助金、新規就農者確保促進事業補助金、農業法人参入推進支援事業補助金の3つの補助金額は、それぞれ前年度より倍増しております。補助金、この制度は非常に有効に使われたものと思いますが、補助金倍増による成果はそれではどうだったのかということをお伺いします。

次に、83ページ道の駅なみえ維持管理事業です。

指定管理料4,500万と載っております。前年度は5,000万ですから500万減となりました。公の施設に関わる指定管理料と捉えていますが、面積も業務も前年度は同じと、前年度と同様と思いますが、

なぜ減額となったのか理由をお伺いします。

次に、駅周辺整備事業で、事業費内訳で公有財産購入費が約8.7億円、この部分に関しては全体土地取得の何割ぐらいなのかということと、併せて物件移転補償費約4.8億円と、物件補償の全体の対象となる件数、うち補償費に充てたのは何件分なのか伺います。

最後に、決算書から1つ。

決算書の188ページ、節で言うと12の委託料と節14の工事請負費なんですけれども、目と節間では流用は認められているのは承知しておりますが、770万ほど委託料から工事請負費に流用されております。なぜこのような金額が流用されたのかと、しっかり補正なら補正で対応すべきかなとも思うんですが、この辺についてお伺いして1回目の質問とさせていただきます。

○議長（平本佳司君） 住民課長。

○住民課長（柴野一志君） 施策の成果7ページの法人町民税の令和3年度から4年度の決算額の比較で約7,048万円、率でいきますと43.6%減少している分のその分析についてということでご質問かと思われませんが、まず法人町民税につきましては、国税の法人税を課税標準として従業員で案分したいいわゆる法人税割と、それから法人の規模ですね。資本金、それから町内の従業者数によって課税される均等割、2つございます。

この2つのうち大きな影響を与えているのは法人税割のほうでございまして、前年度から額でいきますと6,354万円ほど減少しており、7,000万のうちほとんどが法人税割の減少となっているところでございます。

法人税割の課税標準につきましては、国税の法人税のほうを参考にしているということもございまして、ここを読み解くのは非常に難しいところではございますけれども、今回の減額した事業所などの名前を見てもみますと、震災後町内に進出した比較的資本が大きい法人の減少が大きいということもございまして、そういったところを見ると、はっきりと申し上げることはできませんけれども、震災の復興事業の減少などが考えられるのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君） それでは、施策の成果の28ページ、浪江町行政区活動補助金の減少の実態はについてお答えをいたします。

前年度より減少しているということにつきましては、コロナ禍の影響もありましてなかなか集まりづらかったのかなというようなこ

とで分析をしております。コロナ禍でコロナが5類に移行されたということで、今年度も区長会総会等でも補助金のご案内をしておりますのでしっかり伝達したいと思います。

以上です。

○議長（平本佳司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） それでは、課題解決型地域おこし協力隊の人件費について、令和3年度と令和4年度、同じ人数ですが4年度が600万ほど多いというその理由のおただしについてお答えいたします。

課題解決型地域おこし協力隊につきましては、令和3年度から実施している事業でございます。令和3年度は4月に1名採用、7月に3名採用、そして11月に2名採用ということで、期間を空けて採用しておる状況で最終的には合計6名という状況になってございます。

一方、令和4年度の決算におきましては、この6名が年度当初から活動していただいております。途中6月30日に1名卒業して自立された方はいるんですが、5名の方がほぼ1年間フルに活動いただいていたということで、今年度の人件費のほうが600万多くなっている状況でございます。

続きまして、移住者の数ということでご質問ございました。

こちらのほうは、令和5年6月30日現在で、もともと浪江町に住民票がない方で新たに浪江町に住民登録をしていただいている方が708名いるということで把握しております。移住者の数ということでいいますとこの708名という数が言えると認識しております。

失礼しました。1個飛びましたが、課題解決型地域おこし協力隊のそれぞれの方の活動内容ということでおただしをいただいております。

こちらにつきましては、SNS等による町の情報発信や、外部から地域おこし協力隊の方も浪江町に住民票を移して移住して住んでいただいているという形で活動していただいておりますので、外部から来た方の視点で浪江町の魅力を見つけていただいて、そういう魅力的な箇所をマップに落としときめきマップというものも作成しております。

また、nami Photoといたしまして、チェキというカメラを1週間ほど町民の方に貸し出して、浪江町の風景を撮っていただいたりしてそれを集めた展示会などもやっております。

また、うけどんを利用しました情報発信や、浪江町の四季折々の観光を写したポスターなどもつくって、いろいろなイベントなどの

際に展示をしております。

また、デザイン関係の強みを持っている方がいらっしゃいますので、プロモーション課でいろいろチラシを描いたりする際にデザインをしていただいたりとか、これは令和5年度の事業になるんですが、水素のスクールバスのデザインをしていただいた方も地域おこし協力隊の方でございます。

あとは、農業などにも取り組んでおられます。さらに、町外から視察などのツアーのアテンドなどをしていただいている方もいらっしゃいます。あとは、町内で行いますサロン等で運動教室、介護予防の活動などもされている方もいます。あと、お二人の方がバンドを組みまして住民サロン等で演奏活動をされている方もいらっしゃいます。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 住民課長。

○住民課長（柴野一志君） 59ページの除染検証委員会で、6年前の解除した区域についてフォローアップ除染を実施した結果があるかということでございますけれども、基本的には2件程度が現場に行つて確認をして、うち1件が除染を実施しているところとなっております。

こちらにつきましては、住民の方々からいただいた意見につきましては、全てがそのまま除染検証委員会のほうにかけるといった流れにしているわけではございませんで、まずは一義的には、環境省のほうにいただいた意見をしっかりとつないでいくという対応をさせていただいております。その中でなかなか対応に苦慮するようなところがあったものについては、除染検証委員会のほうにかけてその対応をどのようにしていくか求めているところでございまして、そういった場所について1件、前年度では見受けられたというところでございます。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 産業振興課長。

○産業振興課長（蒲原文崇君） それでは、63ページのゼロカーボンシティ推進事業の中のまず、次世代自動車導入補助促進事業についてのご質問にお答えいたします。

こちらの補助金につきましては、他自治体の例も参考にしながら補助金を創設させていただきましたところでございます。昨年度につきましてはEV車2台の実績となってちょっと少ないというところだったんですけれども、今現在、広報への折り込みや、イベント時のチラシの配布などを行いまして、今年度上半期では3件ほどの

補助を頂いたところでございます。

なかなか周知がし切れていないというところの課題がございますので、こちらは周知の方法を考えて積極的に活用していただけるようもっと進めていければと考えております。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 主要な施策の成果70ページ、下側の新規就農者確保促進事業に関連する成果はどうだったかというところでお答えいたします。

まずは、事業内訳の最初の補助金でございます。農業次世代人材投資資金補助金ということで、3名に対して4件の申請がございましたので実施しております。そのうち2名は継続で、1名は新規ということで利用いただいております。こちらは経営を開始するための設備等の投資についての支援ということでございます。

続きまして、新規就農者確保促進事業補助金、5件の申請がございまして、内訳としては新たに認定新規就農者になった方の収入補填、家賃補助で2件、それから法人等に雇用された雇用就農者に対する家賃補助が1件、それから農業研修生、一定期間研修していただいておりますけれども、そちらの収入と家賃補助で1件、それから研修受入れ農家に対する支援ということで1件ございまして、特に新規就農者確保促進事業については新たな担い手が利用していただいているということで、ヒアリングの中でも他町村よりも結構手厚い支援だという話もいただいておりますので、当町の新たな担い手の確保という課題に対して有効な補助金であって、しっかり周知の上さらに利用が進むよう取り組んでまいりたいと思っておりますし、令和4年度においてははしっかり活用していただいて、定着に向けて皆さん努力していただいているのかなというふうに捉えているところでございます。

それから、71ページでございます。

上から3行目です。農業法人参入推進支援事業補助金4件でございまして、こちらは外部や新たな法人を組織した方に対する参入の支援でございまして4件利用いただいております。こちら地域の方、今地域計画の中でどれくらいできるかということでお話をさせていただいているのですけれども、なかなか全ての農地をやり切れないというところで積極的に農業法人の参入に取り組んでいるところでございまして、内容といたしましては、農地の借りる際の補助、それから拠点となる事務所の家賃補助ということで4件支援してございまして、こちら有効に活用していただい

るということで、法人の参入のヒアリングの際もこうった支援制度を紹介しているところでございますので、有効な補助金ではないかと考えてございます。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 産業振興課長。

○産業振興課長（蒲原文崇君） すみません、先ほどゼロカーボンシティ推進事業費の中で答弁漏れがございましたので、そこをまず答弁させていただきます。

ご質問の中で、地域新エネルギー会社パートナー募集業務委託でございます。

こちらについては、公募要領というかそういったものの策定のほうを昨年度させていただきました。ただ今年度になりますといろいろエネルギーに関しての社会情勢、ウクライナ情勢とかがありますので、ちょっと今その精査をもう一度ブラッシュアップさせていただいている状況でございます、できれば今年度内に公募はしていきたいということで作業を進めているところでございます。

それから、83ページ、道の駅なみえの指定管理料が500万減額となったことについてでございます。

こちらにつきましては、議員おただしのとおり、営利、非営利の部分の非営利の部分についての管理料になってございます。例えば水道光熱費や消耗品費、日常生活費などが、こちらに含まれているのですが、変動要素がある水道光熱費や消耗品など、こちらは実績ベースで精算したところ、昨年より500万ほど減額となったということで500万の減となっているところでございます。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 市街地整備課長。

○市街地整備課長（今野裕仁君） それでは、主要な施策の成果90ページの駅周辺の土地購入のご質問にお答えいたします。

3月時点におきましては、対象者179筆に対して100筆で55.9%取得しております。同じく物件補償に関しましては、179筆分の63筆で35%の補償を行っております。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 建設課長。

○建設課長（宮林 薫君） 決算書の188ページの節12委託料から75万8,000円を節14工事請負費に流用した件について説明をいたします。こちらにつきましては丈六公園の修繕工事でございます。令和4年の10月の現場工程会議において、12月末での工事竣工及び供用開始を控え園内全体の確認をしたところ、既設階段や転落防止柵の老朽

化が判明したことから、供用開始に伴う公園利用者の安全確保のために早急な対策が必要でございました。工事期間に2か月を要することから、11月臨時議会及び12月定例会による補正では供用開始に間に合わないことから、町単費の予算の流用による別途工事として対応いたしました。また、展望台改修及び埋蔵文化財調査により2回の工期変更で9か月間工期を延長しており、これ以上の工期延長は困難であると判断しておりました。

そのため老朽化による改修が必要となった附帯工事において、交付金での増額が見込めず、工期延長も困難なことから、工期の変更ではなく町単費の別途工事で契約したものでございます。

今回の決算審査での留意事項において、(3)の予算の流用に当たっては、監査委員の指摘に対し十分な説明がされない案件が見受けられた、本来予算措置をした上で執行すべきものであり、安易な流用はあってはならない、今後は特別な理由を除き議会の承認を得た上での事業執行とすることと指摘を監査委員に受けております。

今回の事象につきましては、公園利用者の安全確保のため早急な対応が必要であると判断し、特別な理由に該当するとの認識で予算の流用を行っておりました。決算審査による指摘により認識に齟齬があったことから、是正して今後はこのようなことがないように対応いたします。

○議長（平本佳司君） 14番、山崎博文君。

○14番（山崎博文君） 1回目の皆さんの答弁でほぼ承知はしましたけれども、何点か。

まずは、行政区活動補助金のことで、コロナの影響で活動自粛となったので申請も少なかったということでしょうけれども、行政区の再編を求めるのが町内居住者に非常に多いんです。この辺について町長はどのように再編については考えておられるのか、お伺いします。

次に、除染検証委員会の件で、これはなぜ質問したかというのと、先週もそうでしたが、短時間に最近猛烈な雨が記録されております。特定復興再生拠点とは3月末に解除となりましたが、これは山間部にほぼ接してしまっていて、この豪雨によって土砂流出により線量が高くなることもある意味想定されるので、しっかりそこはフォローアップ除染をしていただきたいという意味を込めて最初の質問にしたということでもあります。

フォローアップ除染に関しては、国との協議の中で、しっかりフォローアップ除染をするに当たっては、線量の基準値を設けてくれと、これによって個別対応ではなくて説明もしやすいし、町のほう

も住民に寄り添ったフォローアップ除染ができるということで国には求めましたが、お答えは個別の事情に寄り添って相談に乗りたいという答えて、何ら線量に関しては触れてもらえませんでした。これもしっかり町としてやっぱりフォローアップ除染の必要性、安心して住んでもらう、またこれから検討されている方は安心して住んでもらえる環境整備は必要だと思うので、フォローアップ除染の必要性というのは重要なことだと思っております。特に今から白地地区の2020年度代に帰還を目指して除染するわけですから、除染後しっかり対応を求めるべきだし、そのためにも町独自でフォローアップ除染の線量を持っていけば、線量値を持っていけばいいのかなと思うんですけども、その辺の考えはどうなんでしょうか。その考えの下に除染検証委員会でテーブルに上げて議論していただくというのが筋かなと思うんですけども、その辺についてお伺いします。

あと、次世代自動車導入促進補助金、電気自動車は7万5,000円、FCV、水素自動車は30万の補助ですが、実績が少なかったと、広報のほうで十分にPRしたいということですけども、町内居住者2,000人で町内に例えばですよ、200台、電気及び水素自動車があるんだということ、すごいゼロカーボンシティに取り組む町として全国からも注目されると思います。ぜひその意味でもこの補助制度を有効に推進していただきたいと思いますが、例えば補助金の上乗せをしてもう少し購入しやすくするとか、官民一体で取り組むべきと思いますが、補助金の制度の見直しについてどのようにお考えかお伺いします。

あと、新規就農者確保促進事業についてです。

これは町民の方から情報が入りまして、ある農業法人が新規参入したが撤退したということをお伺いしております。監査委員の指摘からもありました。概算払い後、事業者が実績報告を提出せず撤退してしまい、今年度返還を求める事案が発生しておると、補助金の概算払いの方法等について再考し、事故防止に努めることと指摘改善を監査委員から求められておりますが、これは新規就農者確保促進事業かと思うんですが、それでよろしいのか。また、その指摘後どのような対応をされているのか、されるのかお伺いします。

以上です。

○議長（平本佳司君） 町長。

○町長（吉田栄光君） 山崎議員のご質問にお答えをしたいと思います。行政区の見直しについてのご質問かと思っております。

町長の私としましては、行政区の見直しもいずれそのような必要性があるのではないかと思っております。また、議員ご指摘のとお

り町民のほうからそういった意見も私にも届いております。

しかしながら、今帰還困難区域等を抱えるのが当町の状況、そして、それぞれの行政区の中では請戸の請戸地区のような状況もございます。震災から12年が経過しましたがけれども、現在までそれぞれの行政区長の方々にはご協力とご支援をいただいて現在に至っていることもしっかりと感じております。

そういった様々な要素を考えた場合、国では特例で、住民票を今このような形で町外に避難をしている多くの町民がいる中で、大きな施策の方向性が新たな施策が出てまいるような状況もいずれ考えた上で、行政区の見直し等にはここで明言はできませんけれども、方向はしっかりと我々はそれぞれの行政区の今の実情を踏まえて、そのような状況であれば我々の行政力も大いに今まで以上に改善を図っていかなきゃいけない、そんな状況も私は感じております。しっかりと今後それらについて、将来の行政区のありようを創造しながら町の執行に当たってまいりたいと思いますので、今現在、行政区の見直しについては、軽々に今見直しをするというような考えは持っておりません。慎重に対応して、もちろん行政区見直しを進めていく上では、議会の皆さん、議員の皆様にご相談をしながらしっかりと進めてまいる考えでありますので、ひとつご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（平本佳司君） 住民課長。

○住民課長（柴野一志君） 除染検証委員会の件で、町独自でフォローアップ除染をするための基準値を持っていけばよいのではということがございますけれども、まず、入り口の段階で当課にご連絡、それからご意見をいただくときには、住民の皆様のご不安に思っただく意見の中で線量値の振り幅というのが非常に大きな状況になっております。これはどういうことかといいますと、一般的に低いと言われるようなところでも、これは幾らというわけではございませんけれども、ご不安に思われる方、それから高いと言われるところでご不安に思われる方、それぞれご意見がございまして、そういった中で町としては線を引くよりも、あくまでご意見をいただいた住民の方に寄り添った対応をできるように、町としては意見を環境省につなげていく。また、その中で対応できないものについて、除染検証委員会の中でご協議いただいて対応していくということが重要なのかと思っておりますのでございます。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 産業振興課長。

○産業振興課長（蒲原文崇君） 次世代自動車導入促進補助金の再質問についてお答えさせていただきます。

議員おただしのとおり、やはりこの町で200台のE V車が走っているという、これはインパクトがあるということのご指摘かと思えます。

確かに浪江町が現在2,000人強の町でありながら80台ほどのF C Vが公用車、事業用車、個人という形で走っておりまして、視察に来る方にそれを説明すると、かなり多いですよということ、かなりインパクトがあるということで、ゼロカーボンを進めていく上ではすごいP Rになることだと思っております。

ただこの補助金につきましては、単費で今行っているところでございます。他の自治体から見ても上乘せ的に多少多くという形でおりますので、こちらは財政当局と検討していくとともに、国等々の補助金も探りながら上乘せというものは考えていければなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 監査委員ご指摘の補助金に関する件についてお答えいたします。

今回の補助金の対象といたしましては、先ほどお答えした主要な施策の成果71ページの上から3行目、農業法人参入推進支援事業補助金4件、4社あったわけですがけれども、この中の1社ということでございます。この法人につきましては、4年度内に撤退の意向を示してきたということでございます。

内容といたしましては、コロナの影響により労働者の確保が難しくなったことや、一部生産する上で重要な苗の生産に失敗したというような理由で撤退に至ったという説明を受けております。この業者に対して補助金を使って、農地と事務所に対する補助金を概算払いにより支払いをしているというところでございます。やはり新たな参入ということですので新たな拠点が必要であろうというところで、この補助金により支援をしているところでございますが、最終的に支払い実績を確認できなかった分に関しては、返還の通知を出しているところで返還を求めているというところでございます。これに至っては、補助金の目的を達成できていない状況ということでもありますので、町としても大いに反省しているところでございます。

今後は、参入法人に対する企業情報であるとか、農業に対する計画をしっかりと関係機関と連携して精査した上で、新規参入の農業法人精査に取り組んでまいりますし、概算払いに対しましては、内容

を確認して真に必要な分の概算払いを行い、その実績を確認して新たな申請を受けるといふようなことで適正な執行に今後努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） ほかに質疑ありませんか。

15番、紺野榮重君。

○15番（紺野榮重君） 15番、紺野榮重です。

4点ほど質問させていただきます。

まず、主要な成果の94ページ、消防施設等整備事業というふうなことで第7分団に水槽付消防ポンプ自動車1台、第3分団に消防ポンプ自動車1台、第4分団に小型動力ポンプ付積載車1台というふうなことを購入したというふうなことですけれども、それぞれの価格は幾らかお伺いしたいというふうに思います。

それから、102ページの、失礼しました。この前に98ページのA L T派遣事業というふうなことで、外国語指導助手A L Tとの学習機会を設け、児童生徒の語学力向上を図るため、このたび民間より派遣されたA L Tの配置を行い教育環境の向上を図ったというふうなことですけれども、今まで外国人の指導者だったのではないかと思うんですけれども、今回は民間派遣というふうなことですけれども、これは国内なのか外国なのか、その辺のちょっと説明をお願いしたいというふうに思います。

それから、102ページ、埋蔵文化財の発掘調査事業というふうなことで棚塩の発掘調査に第2次の2億8,427万円と、この中で2次とありますが、第1次との違いはどういうふうなことなのか、お伺いをいたします。そして、発掘の際の現場説明会はどのような形で開かれたのか、お伺いをいたします。

それから、106ページの復興海浜緑地（多目的広場）というふうなことで、「パークゴルフ場を整備し、避難先の町民や県内外からの多くの人を呼び込み、復興祈念公園へと導く」というふうなことになっておりますけれども、復興公園と結ぶ施設というふうなことはどのように結びつけるのか、計画等がありましたら、お願いいたします。

以上です。

○議長（平本佳司君） 総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君） それでは、施策の成果93ページの消防施設等整備事業の消防車両の価格について申し上げます。

まず、最初に、第7分団に購入しました水槽付消防ポンプ車、こちらにつきましては3,591万5,000円でございます。続きまして、第

3分団に配置の消防ポンプ自動車につきましては2,046万円、続きまして、第4分団に配属の小型動力ポンプ付軽積載車につきましては621万5,000円、合計で6,259万円となっております。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 教育総務課長。

○教育総務課長（鈴木清水君） それでは、98ページのALT派遣事業につきましてご答弁申し上げます。

派遣された方の外国語の指導者の方なのかというご質問ですが、フィリピン国籍の方で外国の方でございます。これまで国際交流協会を通じたJETプログラムというもので外国人の方を派遣していただいておりますけれども、人材の確保ができないということで年度途中で民間より派遣いただきましたが、民間事業所で教育された大変優秀な方でコミュニケーション能力も高く、素晴らしい人材の方に派遣いただいているところでございます。

以上です。

○議長（平本佳司君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長岡秀樹君） それでは、主要な施策102ページの埋蔵文化財発掘調査事業についてご説明いたします。

棚塩弥平迫地帯の第2次と第1次の違いについてですが、まず第1次発掘調査と第2次発掘調査の違いにつきましては、場所が異なっております。場所と発掘調査の主要面積が異なっております。第1次につきましては復興牧場の中央部のところを発掘しておるんですが、第2次発掘調査につきましては、その北側と南側のところ約5,000平米ほど発掘調査をしているところでございます。

また、現場説明についてはどのように行っているかの説明ですが、第2次調査につきましては前年に試掘調査をしておりますので、その際に発掘の場所も一応ある程度特定し、施行業者と併せて現場立会いを行い、説明を伺っているところでございます。

続きまして、106ページの復興海浜緑地整備事業につきまして、復興祈念公園へと導く役割を担うということについてご説明いたします。

まず、こちらにつきましては、完成しましたら、今開設しております請戸小の震災遺構と伝承館並びに復興祈念公園を観光というんですか、そういった拠点と連携をしながら進めていくということと、あとパークゴルフ場につきましては、復興祈念公園の防災拠点のバックアップ機能としての連携も一応考えているところでございます。

説明は以上です。

○議長（平本佳司君） 15番、紺野榮重君。

○15番（紺野榮重君） 水槽のポンプ自動車は3,500万と消防ポンプ自動車は2,046万、それから621万というふうな大変な金額であるというふうに思います。

それで、更新するに当たっての規定というかは、大体キロ数であれば何キロ、あるいは年数であれば何年というふうな、そういうふうな規定というふうなものはあるのかどうかお伺いしたいというふうに思います。

それから、102ページの埋蔵文化財なんですけれども、調査報告書を作成というふうなことで第1次で7,535万円、大変な金額だというふうに思いますけれども、そういうふうな中で、報告書作成というふうなものはどういうふうなものなのか再質問をいたします。

以上です。

○議長（平本佳司君） 総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君） それでは、消防車両の更新等の目安等についてお答えをいたします。

おおむね消防車両は約15年を目安に考えております。ただそれぞれの車両の利用状況によりまして整備が必要であったもの、またはこのまま使うのは難しいとか、それぞれ随時10年を過ぎた段階の頃から消防車両の点検を密にしまして、いろいろ更新等につきましても検討に入っております。

以上です。

○議長（平本佳司君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長岡秀樹君） それでは、埋蔵文化財発掘調査事業についてご説明いたします。

主要な施策の102ページの調査報告書作成について、弥平迫地内の報告書についての内容についてご説明いたします。

こちらにつきましては、出土品の復元作業が主なものとなっております。委託業者のほうに依頼し復元作業を行うものと同時に、現場の写真等の保存等を実施しているところでございます。

また、先ほど現場説明会の件ですが、今年の1月21日に、現地のほうで一般の方を集めました公開説明会を行っているところでございます。

説明は以上です。

○議長（平本佳司君） ほかに。

5番、小澤英之君。

○5番（小澤英之君） 主要な施策の成果から2点、それから決算書から3点確認させていただきたいと思います。

施策の成果の84ページの2行目、企業立地促進条例に基づく町独

自の交付金ということで3件ほど出ております。この条例は昨年ですか、4月1日から施行になっておりまして、主に企業が立地した補助金と雇用補助金というふうな形に分かれるかと思うんですが、3件の内訳をお聞かせいただきたいのと、できれば雇用のほうに重点を置いたような形を取られたのかどうかも併せてお聞かせいただきたいと思います。

それから、93ページの一番上、旧町営住宅工作物撤去事業というふうなことで、下のところに設備のうち環境省解体の実施対象外というふうなことで、これに費用がかかったというふうなことで記載がありますが、具体的にはどういう理由なのか、その点をお聞かせいただきたいと思います。

それから、決算書の121、122ページ、款3 民生費、項1 社会福祉費の節委託料で不用額が大きいというふうに見られます。この理由についてお聞かせいただきたいと思います。

それから、143、144、款4 衛生費、項1 保健衛生費、目3 環境衛生費、節18負担金補助及び交付金、これも同じように不用額が大きいというふうに感じられますので、その説明も併せてお願いしたいと。

それから、最後になりますが、213、214ページのところで、款10 教育費、項5 社会教育費、目3 図書館費、節の17備品購入費で備考欄に図書というふうなことで記載があります。図書の主だった、まずは何冊程度購入されたか、今現在何冊になっているかのところ、それから購入に当たってどういうふうなプロセスで決めて決定するのか、その辺のところをお聞かせいただきたいと思います。それから、最後に、司書はいらっしゃるのかどうかも併せてお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（平本佳司君） 産業振興課長。

○産業振興課長（蒲原文崇君） 主要な施策の成果84ページ、企業立地・雇用創出補助金の件でございます。

こちらは実績の3件ほどという形で明示させました。内訳としましては、企業立地の部分で1件、雇用促進補助金のほうで2件、合計3件という実績でございます。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） 施策の成果93ページの一番上、旧町営住宅工作物撤去事業で、環境省解体の実施対象外の工作物についての質問でございます。

内容としましては、残置されたインターロッキング、舗装、遊具、電灯、側溝等でございます。

あと、一緒に56ページ、決算書は144ページの補助金の不用額の多さについてですけれども、56ページの下段、合併浄化槽維持管理費補助金ということで、こちらは令和4年度の事業として実施してございまして、こちらを申請者が申請期限ぎりぎり3月31日まで多かったものですから、出納整理期間を利用して対応したということで不用額が多くなってございます。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（松本幸夫君） 決算書の121ページの委託料の不用額についてでございますが、こちらにつきましては、事業が3月末まで行っているもので、3月補正、専決等で減額するのが難しい状況でございます。

以上でございます。

---

○議長（平本佳司君） 暫時休議に入ります。

（午前 9時55分）

---

○議長（平本佳司君） 再開します。

（午前10時00分）

---

○議長（平本佳司君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長岡秀樹君） すみません、決算書の214ページの備品購入費、図書についてご質問に答えます。

まず、図書の購入冊数ですが、約2万冊となっております。また、現在の冊数になりますが、約3万1,000冊となっております。

図書の購入のプロセスにつきましては、住民からのニーズとか要望とか、そういったものを鑑みながら図書のほうの整理をさせていただいているところでございます。

4点目の司書はいるかにつきましてはですが、司書は1名在籍しております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 5番、小澤英之君。

○5番（小澤英之君） 再質問を2点ほどさせていただきたいと思っております。

まず、施策の成果の84ページ、先ほど企業立地1件、雇用のほうで2件というふうなことでお話がありました。町長は従来から、ト

ップセールスで企業の立地に全力を尽くすというふうなお話をされていますが、今後も引き続き企業のみならず従業員、町内に住む従業員の方を考えていただいて努力をしていただければなというふうに思います。そのお考えについて、簡単ですがお聞かせいただきたいというふうなことと、93ページの撤去においてアスファルト等々のお話がありました。民間とか我々個人の場合ですと、全体的なイメージで考えていたんですが、こういった町の場合は、それが除外されるというふうなことが最初から提案といいますか何かあったんでしょう、その辺もちょっと詳しくお話しをいただければなというふうに思います。

以上です。

○議長（平本佳司君） 町長。

○町長（吉田栄光君） 小澤議員のご質問にお答えをいたします。

トップセールスという視点での企業誘致等のご質問であります、これについては町長に就任以降、変わらぬ状況で私は考えております。今後も引き続き私自ら企業誘致、そして労働力の確保に努めてまいりたいと思っております。

もう一点の労働力というような視点でありますけれども、今の帰還者、そして移住する、今浪江町にお住まいの方々の労働力だけではなかなか確保は難しいという事業者からのお話も多く伺っております。広域的な視点から労働力の確保、総合的に言えば、当町に移住をしていただくようなそういう働き手にも含めて今後進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（平本佳司君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） ご質問にお答えいたします。

環境省と町のほうで、解体時に建物の解体するものについて協議するわけですが、その際には、基本的に環境省のほうでは本体以外の付随する建物は解体しないということとなっております。例としましては、津島住宅なんかも解体を今行っているんですけども、そこに付随するポンプは対象外になってございます。今後町のほうで解体することになると思います。

以上です。

○議長（平本佳司君） 5番、小澤英之君。

○5番（小澤英之君） 強く申入れはされているんでしょうけれども、その辺もっと強く言っていて国で費用で解体できるような形を取っていただければなというふうに思います。これは要望であります。

以上です。

○議長（平本佳司君） ほかに質疑ありませんか。

12番、松田孝司君。

○12番（松田孝司君） 12番。主要な施策の成果ですと29ページ、3ページ、4ページかとありますけれども、その中でちょっと気づいたことをお聞きしたいと思います。

まずは、先ほど山崎議員のお答えで移住定住者が708名とお聞きしました。町の相談窓口を通じて何名ぐらい移住しているのか、そして、移住定住してどうしても駄目だと、移住定住を諦めてた人が何名おられるのか。

あと、31ページ、移住定住者お試し宿泊、これは月2万円で最長30日間とありますけれども、多分いこいの村と思います。そして、土日は何か追い出されたなんていう人もいたんですけれども、事前に話し合ったとは言われているんですけれども、やっぱり30日間連続して住まない、今度はいこいの村って、結局コロナ禍も大分収まって宿泊も増えてくるんじゃないかと思います。毎週土日に追い出されたら、お試しをしていた人たちも大変だと思うんです。そして、別なところを検討しているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（平本佳司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） それでは、ご質問にお答えします。

移住相談窓口から実際に移住に結びついた方の検討ということで、令和4年度の実績が手元にございまして、これが2022年度の実績でございまして。こちら19組で25件の方が、移住相談の窓口を通して移住まで結びついた成果でございまして。

続きまして、この中で相談をして諦めた方が何人いるのかということなんですが、相談をしている途中で連絡が来なくなったり、連絡が来なくなるとこちらのほうからお電話などもするんですが、そういう方もいらっしゃるしまして、実際移住を断念しますよということで宣言される方という数というのは、ちょっと把握はしていないんですが、例えばペットと一緒に住める住宅を探していたんですが見つからないなんていうことで、何件かは断念されたという報告は受けております。ただ正確な数というのは、今こちらのほうで把握はしていないという現状でございまして。

続きまして、お試し宿泊のほうで、30日間こちらは連続で宿泊できるんですが、土日に断れた方がいらっしゃるということのお話でございました。町のほうでもそういう方がいたということは認識しております。

お試し宿泊のほうは、いこいの村のコテージを利用していただきまして連続して宿泊していただく制度でございまして、いこいの村の宿泊の状況によって土日が満室の場合もございまして、その場合はご利用される方に、この日は満室ですのでこの日はお使いできませんが、それでもよろしいでしょうかということで確認を取って、それでもいいということであれば泊まっていたいて、土日は別なところを見つけていただいて泊まっていたいて、このような状況でございました。

以上でございます。

- 議長（平本佳司君） 12番、松田孝司君。
  - 12番（松田孝司君） 課長、移住を始めて一、二年してから、撤退というか、出ていかれた方の理由等も分かればということでの質問があったんですけども、何名ぐらいいてという。
  - 議長（平本佳司君） 企画財政課長。
  - 企画財政課長（吉田厚志君） 答弁が漏れて申し訳ございません。移住を始めて住み始めたんですが、実際ちょっと思っているのと違うということで転出されたという方は、確かにいらっしゃるということは聞いておりますが、実際の数についてもこちらのほうはまだ集計しているものが手元にございませんで、しっかりいただいたご意見を踏まえまして、しっかり分析をさせていただきまして今後の施策の展開のほうに反映させていきたいと考えております。
  - 議長（平本佳司君） 12番、松田孝司君。
  - 12番（松田孝司君） せっかく移住定住してもらっているんですから、もう住んだからそれでほったらかしというのは駄目だと思うんですよ。それだけやっぱり何か月に1回とか、移住した人にちゃんとフォローアップしないと、移住者からもそういう話もあるけれども、住んでから全然連絡が来ないと、そういうことのないようにしてほしいと思います。
- あと、お試し宿泊ですけれども、よその町で、前に町でも検討したんですけれども、一戸建てを借りてそこを長く使ってもらって、そういうのも必要だと思うんです。なかなか貸家もないかもしれないですけれども、いこいの村も、だって悪いけれども、お客さんを多く集めるのが目的です。だから、そこに一緒に宿泊体験ではいかなものかとも、やっぱりいかにお客さんを増やすか考えるべきだと思っています。そういう検討をお願いしたいと思います。
- 議長（平本佳司君） 要望でよろしいですか。
  - 12番（松田孝司君） はい。
  - 議長（平本佳司君） ほかに質疑ありませんか。

2番、紺野豊君。

○2番（紺野 豊君） 4点ほどご質問したいと思います。

中身は主要な施策の成果からで、まず25ページ、総務費の関係の帰還のためのガイドブックの作成。令和5年の3月に特定復興再生拠点区域の解除に伴って、帰還のためのガイドブックを発行した。1万部とあるんですけれども、中身を見て避難指示解除の説明会が111人。なぜ1万部も必要だったのか、その根拠をお聞きしたい。まず1点。

次、27ページ、総務費、町内コミュニティ再生支援事業、震災関連の中で事業費が2,723万9,300万で始まっているわけなんだけれども、避難指示の一部解除に伴い、帰還した住民による地域コミュニティの回復のために支援専門員を町内に配置すると、その中身は分かりました。それで、町内コミュニティの再生や地域課題のために解決に向けた支援を行うとあって分かるんだけれども、その下の支援専門員による町内活動支援、この中には環境美化とか防災とかお墓参り休憩所の設置とか、防犯点検活動、自治活動の実施支援とあるんだけれども、このまず1点目ね。

環境美化活動、これは西台、権現堂、樋渡、牛渡、上ノ原とあるんだけれども、私の川添だけれども1回もない、なぜなのか。加えて、防災活動、権現堂、幾世橋住宅団地だけ、ほかもあるはずなんですけれども、何でここだけなのか。あと、お墓参りの休憩所設置、西台だけとなっていますけれども、なぜ西台だけなのか。あと、防犯点検の活動、権現堂だけ。あとは、もう一点、一番肝要なのは自治活動の実施支援、これは具体的に説明していただきたい。

あと、その下に支援専門員によるコミュニティ再生支援とあるんだけれども、一番肝要なのは、これも前一般質問をしたけれども、やっぱり地域の再生、コミュニティを図るということは行政区長にヒアリングをやったと思うんだけれども、この分は何か所ぐらいの行政区をやっているのか。

あと、その下の町内訪問人数80件とかヒアリング27件と、こんなところは具体的に説明してもらわないとちょっと分からないので、その辺の説明もお願いしたい。

次に、30ページ、総務費、起業人材育成事業1億54万円ありますね。この中の中身の分なんだけれども、企業支援イベント4回開催、どこでやったのか。あと、ナミエシンカに5台設置しているけれども、成果があるのかどうか。あと、事業化支援2社、町内事業者にあったと思うんだけれども、この部分はどこまで押してあったのか。あと、販路支援、東京、大阪、福岡、宮城でやったと思うんですが、

いつ頃やったのかその分の確認、どういう成果があったのか確認したい。

あと、もう一点なんですけれども、農林水産業費、75ページ、一番下。工事費の中のその他工事って16件、2,291万7,400円とあるんですけれども、具体的に中身のほうを教えてくださいかと、以上4点よろしくをお願いします。

---

○議長（平本佳司君） 答弁調整のため、暫時休議します。  
(午前10時16分)

---

○議長（平本佳司君） 再開します。  
(午前10時19分)

---

○議長（平本佳司君） ここで10時35分まで休憩します。  
(午前10時19分)

---

○議長（平本佳司君） 再開します。  
(午前10時35分)

---

○議長（平本佳司君） 答弁者、企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） それでは、帰還のためのガイドブックについて、発行部数についてのご質問にお答えいたします。

こちらの主要な施策の成果に書いてある準備宿泊や避難指示解除に関する説明会の人数はこの人数でございますが、これ以外にも帰還困難区域の対象の方はいらっしゃいます。そういう方を含めた数を印刷して配布しております。約9,500部は広報誌と同封して配布しております。そのほか役場に備えつけの分、イベントなどで来場した浪江の方に配布用としてのストック分500部ということで1万部ほど作成しております。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君） それでは、施策の成果27ページの町内コミュニティ再生支援事業のご質問についてお答えをいたします。

まず、コミュニティ再生支援事業の中で、支援が49行政区の行政区長に1年間今後どのような活動をしますかということでヒアリングを行います。その中で各行政区の中でこういった事業をやりたいので予定しているというようなことを把握しまして、それについて支援員が町内活動の支援をしたというのが支援専門員による町内

活動支援になります。

環境美化活動、西台、権現堂、樋渡、牛渡、上ノ原ということで川添が載っていないということでしたが、行政区としての活動に支援員が支援サポートをしていなかったということでご理解いただきたいと思います。

また、防災活動につきましては、権現堂、あとは幾世橋住宅団地におきまして防災活動、避難訓練とかそういったものの支援をしております。

お墓参り休憩所の設置につきましては、なぜ西台かということがありますが、こちらも行政区長との相談の中で、あそこは西台の墓地のすぐ近くなもんですから、旧屯所のほうが。それで、休憩所を設けたほうがいいのではないかとということで設置をしているところでございます。

あと、防犯点検活動、こちらは大字権現堂の方々が年に2回ほど町内の夕方見守りをやっております、そちらの活動支援ということで、こちらに役場のほうも防災関係者が参加しております。

あと、自治活動の実施支援ということでございますけれども、こちらは令和4年度は、請戸住宅団地の自治会の発足についての設立についての支援、あとは各行政区での総会等の開催の支援ということでございます。

その下、支援専門員によるコミュニティ再生支援ということですが、行政区長へのヒアリングにつきましては冒頭で申し上げたとおりでございます。また、町内訪問人数80名、ヒアリング27名というようなことですが、こちらについては支援員のほうが新しく居住を開始した方にチラシ等を配布しまして、そちらから連絡を受けた方、そしてヒアリングにつきましては、活動が主に町内にある方を中心にヒアリングをしているところでございます。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（平本佳司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） それでは、施策の成果75ページ、営農再開支援水利施設等保全事業の工事費のその他16件について、内容はというご質問に対し回答いたします。

こちらの事業は、営農再開に向けて農業施設の水路、農道の保全整備工事等を行ったということで、主な工事をここに挙げさせていただいて、小規模な内容についてまとめて表現させていただいております。こちらは、営農再開に向けて地域の幹線水路以降の水路について、しっかり営農再開に向けた準備のために復旧とか堆積土砂の撤去を行っているところでございます。

内容といたしましては、農業者からの再開以降の相談とか、あと地域の区長さんからの相談をいただいて、なかなか地域では対応が難しいという、かなり厚く土砂が堆積している水路とかの土砂を撤去したりしています。

対象地域といたしましては、こちらに工事は主な工事として末森、加倉とあるんですけれども、それ以外に関しましては、小野田地区、酒田地区、室原地区、川添地区、北幾世橋地区、立野地区、そういったところの対応をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） それでは、主要な施策の成果30ページの起業人材育成支援事業に関するご質問をいただいております。

まず、起業支援イベントを4回開催しておりますが、こちらの場所と開催日時ということですか。こちらは4回全て東京で開催しております。日時が10月23日、11月20日、2月6日、3月8日に開催しております。

続きまして、ナミエシンカの設置した成果というような趣旨のご質問だったかと思っております。こちらは直近の数字で申し上げさせていただきますと、8月1か月の利用者件数が89件の利用をいただいております。このほか見学も11件来ておりますので、月平均100件ぐらゐの利用、そして見学があるということになっております。

続きまして、事業化支援、2社のこちらの内容につきましてというご質問だったかと思っております。こちらは町内事業者2社ということで、なみえファームというところでエゴマパンを開発しております。もう1社が鈴木酒造で、こちらは魚に合うお酒を開発しております。

続きまして、販路支援、こちらの開催の日時ということでご質問でした。こちらはまず東京ですが、2月24日から26日にかけて、大阪が3月3日から5日にかけて、福岡が3月17から19にかけて、そして宮城が3月25から4月27にかけて、東京、大阪、宮城の各蔦屋書店、大きな店舗がございまして、蔦屋書店の中で販路支援のブースを設けて活動したところでございます。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 2番、紺野豊君。

○2番（紺野 豊君） 再質問はありませんけれども、27ページの町内コミュニティ再生支援事業、これについては上がったところだけでなく、やっぱり全体的に考えていかないと駄目ですよ。早めに帰しているわけだし、平成29年に。この中で言ったとおり、西台から上がった、権現堂から上がった、樋渡から上がった、牛渡から上が

ったという部分の中でなくて、どういう開始だって皆さんお住みに  
なっているわけだから、そういう環境なら聞き上げるんじゃないかと  
回るとか。あと、支援専門員が確かに40何人かはいるかもわかん  
ない。だけど、この中で実際回っているかと、現実にはないような  
気がするのね。ないというか、回っているような感じがしないのよ。  
そういうのがやっぱり適任で回るのかとか、今後備えてほしいと思  
います。これは要望です。

以上です。終わります。

○議長（平本佳司君） ほかに質疑ありませんか。

11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） 合計2点ですけれども、先ほど14番議員の質  
問でちょっと気になったので、ここで私のほうからも質問させてい  
たきます。

これは町税の件です。町税の中の町民税、個人税のほうは6億  
7,800万、令和3年度が6億5,000万、4.3%の増。法人のほうは、  
先ほどお尋ねがあったように1億6,000万だったのが、令和3年度  
の決算が1億6,100万だったのが令和4年度9,000万、この辺はど  
のように分析しているのかということ、答えがあまりにも端的で危  
機感がないということで質問させていただきますけれども、審査意  
見書のほうにも書かれていると思うんですけれども、震災以降町  
税の一般財源が確保できていない状況だと、行財政運営が停滞す  
ることがないように将来を見据えた具体的な計画を立てているとい  
うふううたっているんです。

もう一度お伺いしますけれども、町税が4.3%増、法人税が  
43.6%減になった理由を明確に教えていただけますか。

---

○議長（平本佳司君） 暫時休議入ります。

（午前10時46分）

---

○議長（平本佳司君） 再開します。

（午前10時48分）

---

○議長（平本佳司君） 住民課長。

○住民課長（柴野一志君） 施策の成果7ページの先ほどご質問いた  
だきました法人町民税と、それから個人の町民税の増減について、さ  
らに詳しくということでご質問かと思えます。

法人町民税につきましては、先ほど申し上げたところで法人税割  
と、それから均等割と2種類ございまして、性質的にいきますと法

人税割のほうは、国税の法人税を課税標準といたしまして、従業員数で案分して税率を乗じて課税することとなっております。それから、均等割につきましては、その法人の資本金の額、それから町内の従業員者数によって課税される税となっております。

令和3年度から令和4年度までの法人税割と均等割の町税内訳についてで、先ほども申し上げましたが、令和3年度の法人税割につきましては1億1,374万円、令和4年度が5,020万円となっております。法人税割のほうだけで約7,000万円のうち6,354万円、率で55.8%の減となっております。

均等割のほうを先ほどお答えいたしませんでしたが、前年比で679万円の減、率で14%の減となっております。減額についての理由は法人それぞれの状況がございまして、先ほど申し上げましたとおり法人税割については、国の法人税額を課税標準としておりますので詳細なところまでは分かりかねるところではございますけれども、今回の減額については、減額が大きかったところが震災後に町内に進出した資本が比較的大きい法人のそういったところの税額の減収が多いということもございまして、どちらかという一般的なもともと町内で事業をしていたところというよりも、震災後町内に来て例えば復興事業に携わってきたところの部分のそういった法人税額が減少している、いわゆる一定程度その事業が落ち着いてきていると分析しているところでございます。

それから、個人のほうの町民税の増加でございましてけれども、これも個人の所得で個別の問題が大きくなってきますので一概に言えるところではございませんけれども、令和2年度、令和3年度につきましては、新型コロナウイルスに関わる基本的な個人所得の減少などを見られていると思っております。それが徐々に回復傾向にあるのではないかと、そういった推測をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） 数字の分析をしていくと、今課長がお答えになったことを踏まえても、令和5年度の予算額が個人税のほうで一応5億7,000万程度、法人税のほうで6,000万円の予算計上をしております。

ということは、質問の中の内容で数字の羅列になって申し訳ないですけれども、税収を預かる課として、さっきもわざわざ決算審査意見書を読んだんですけれども、要するに町税が確保できないと、その理由は何かというのを分析しながら、次の年にその改善をし

ながらその部分を上げていくというしか、今浪江町に手はないと思うんです。いずれ復興交付金等々が減額になっていけば、当然のことながら行財政運営が停滞するに至ってくる時期が来るはずなんですよ。今年予算計上でこれだけ減額したものが予算計上されているというような現状を考えて、何か決算を見て予算を立てるのがセオリーだと思うんですけれども、両方とも減額の今年度予算計上しているというのは、何も対策を立てていないというふうに思われてもしようがないと思うんですけれども、その辺の対策については町全体ではどのように考えているかお答え願います。

○議長（平本佳司君） 町長。

○町長（吉田栄光君） 渡邊議員のご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり決算額、そして予算等についてのご指摘はごもっともだと思っております。ただし法人町民税の減収を含めたものは、先ほど答弁をさせていただいたとおり復興に係る事業者の減少、これらは震災から12年が経過した一過性の公共復旧、この投資でありまして、一定程度我々は想像をしているところであります。

それに代わって、今産業団地を含めた新たな企業誘致を進めている。これは時間軸の中での税収の事業者の中でのそれぞれの事業者の環境を我々が分析した結果、こういった状況もなるべく回避して税収を上げていくのが実際理想だと思いますが、ご指摘のとおり税収減、そして新たな企業誘致も今まで以上に町として進めていかなきゃいけないものではないかなと思っております。加えて、実証から実装という形、そして新たなこの町の持続可能な経済の循環というものも、F-R-E-Iを含めて新たな事業者を含めて創造しているところであります。

今後は、しっかりとした税収を確保できるよう努めてまいります。が、何せこのような状況の復興のまだまだ道半ばのような状況でありますので、今後はご指摘を踏まえて我々税収確保に努めてまいります。考えでありますので、ひとつご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（平本佳司君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） 再々質問になるとは思うんですけれども、法人税というのはやっぱりその町の景気を表す指標の一つだというふうに私は認識しているんです。じゃ、新しい企業誘致をして、そこで税収がどうなのかとか、従業員をどのぐらい雇ってどういうふうな税収になってくるのか、そこら辺の分析というのは継続的にやっついていかないといけないと思うんですよ。我々は、よく新しい企業が来てよかったなど、こう思う気持ちのほうが大きいんで、その辺は将

来の町を考えた税収、要するにこれがなければ行政サービスができないわけですから。それと、あと既存の企業の景気はどうか、コロナ後はどうなっているのか、そういったことも踏まえながら税収アップに努めていただきたいと思います。

個人のほうは、これは住民が増えていけばある程度スライドする税収だと思うんです。例えば今2,000人だったのが3,000人になれば3,000人の分というふうにスライドしていくもんですから、これはあくまで浪江の住民を増やしていけばその辺の問題は解決していくのかなと思っています。住民課長にはちょっと厳しい質問だったかもわからないですけども、もうちょっと危機感を持って対策を立てて計画的に税収を上げていくような施策をぜひつくってください。要望です。

○議長（平本佳司君） 要望ですね。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

ここで生涯学習課長より発言の訂正を求められておりますので、これを許可します。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（長岡秀樹君） 先ほど小澤議員に対しての質問に対して回答した件について、一部修正をさせていただきたいと思います。

決算書の213ページになります。款10教育費、項5社会教育費、目3図書館費、節17備品購入費で、先ほど図書の購入冊数を2万冊とお答えしましたが、こちらは令和3年度のオープン時の購入冊数となっております。正しくは3,500冊となっております。大変申し訳ございませんでした。

○議長（平本佳司君） 次に、令和4年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計歳入歳出決算についてを質疑いたします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

次に、令和4年度浪江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算についてを質疑いたします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

次に、令和4年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計歳入歳出決算についてを質疑いたします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。  
次に、令和4年度浪江町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について質疑いたします。質疑ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。  
次に、令和4年度浪江町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算についてを質疑いたします。質疑ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。  
次に、令和4年度浪江町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についてを質疑いたします。質疑ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。  
次に、令和4年度浪江町介護保険事業特別会計歳入歳出決算について質疑いたします。質疑ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。  
次に、令和4年度浪江町財産区管理事業特別会計歳入歳出決算について質疑いたします。質疑ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。  
次に、令和4年度浪江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について質疑いたします。質疑ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。  
以上で、認定第1号 決算の認定についての質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。  
これより認定第1号 決算の認定について採決いたします。  
採決は起立により行います。  
本案を原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立全員〕
- 議長（平本佳司君） 起立全員であります。  
よって、認定第1号は原案のとおり認定されました。

---

◎認定第2号の質疑、討論、採決

- 議長（平本佳司君） 日程第2、認定第2号 浪江町水道事業会計決

算の認定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより認定第2号 浪江町水道事業会計決算の認定についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、認定第2号は原案のとおり認定されました。

---

#### ◎議案第57号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第3、議案第57号 浪江町税特別措置条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第57号 浪江町税特別措置条例の一部改正についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第58号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第4、議案第58号 浪江町公の施設の使用

に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第58号 浪江町公の施設の使用に関する条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第59号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第5、議案第59号 浪江町道路線の認定及び廃止についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第59号 浪江町道路線の認定及び廃止についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第60号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第6、議案第60号 工事請負契約の締結に

ついて（地デジ再送信システム復旧工事その2）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

14番、山崎博文君。

○14番（山崎博文君） 地デジの難視聴地帯解消のための工事ということは理解しました。それで、今回、小野田地区25世帯と大堀地区21世帯のケーブルを新しく引くということによろしいのか、まず確認します。

○議長（平本佳司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） ご質問にお答えします。

今回の工事につきましては、お宅までの配線ではなくて近傍の道路を配線いたしまして、希望する方のお宅に配線できるように、あらかじめ近傍の路線のところまでケーブルを引くという工事になっております。

以上です。

○議長（平本佳司君） 14番、山崎博文君。

○14番（山崎博文君） 特に大堀地区なんですけれども、これは3月末に解除になったところとなっていないところが混在しているのかどうか。というのは、後の工事請負の変更契約が出ていますが、解除によって特殊勤務手当等がなくなったということで改めて見直しがかかっています。工事請負契約の金額の設計単価はどうかというちょっと疑問がありますから、混在しているのかどうかお伺いします。

○議長（平本佳司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） ご質問にお答えします。

今回工事する箇所につきましては、既に線拠点として解除になったところにケーブルを引くということで、解除区域の中の工事ということで実施するものです。

○議長（平本佳司君） 14番、よろしいですか。

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第60号 工事請負契約の締結について（地デジ再送

信システム復旧工事その2)を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第61号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第7、議案第61号 工事請負契約の締結について（さけふ化施設造成工事）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

10番、高野武君。

---

○議長（平本佳司君） 暫時休議します。

（午前11時10分）

---

○議長（平本佳司君） 再開します。

（午前11時12分）

---

○議長（平本佳司君） 10番、高野武君、もう一度お願いします。

○10番（高野 武君） サケのふ化関係なんですけれども、一応図面を見る限りは、青で線引きされている分と赤の部分が2種類ございます。それで、赤の場合は多分造成が外構工事になると思うんですけれども、今回は外構工事の請負は入っていないという確認で結構ですが、その辺と、あと、完成工事、要するにふ化造成工事の完成予定がいつ頃か、ちょっとお聞きしたいということと、将来的に何苗で、要するにどのぐらいをふ化の予定で大体何尾ぐらいの放流予定なのか、その辺も伺いたいと思います。

以上です。

○議長（平本佳司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） お答えいたします。

まず、外構工事につきましては、今回の工事には入ってございませんで令和7年度の予定となっております。

それから、外構工事の完成予定といたしましては、すみません、造成工事の完成予定としましては令和6年3月22日までとなっておりますが、全体の先ほど申した造成と建築と外構の完成時期は令和7年度内となっております。

それから、種苗を生産して放流予定数としては450万尾というこ

とになっております。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 10番、高野武君。

○10番（高野 武君） 450万尾放流ということなんですけれども、要するに令和7年度に敷地と建物工事ですか、完成すればその時点で放流開始と準備作業に入ると思うんですけれども、やはり令和7年度中に放流ができるということなんですか。その辺も確認したいと思います。

○議長（平本佳司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） お答えいたします。

放流時期につきましては、令和7年度中は難しいのではないかと考えてございまして、令和7年度に採捕施設も完成することから、親魚の捕獲をして、そこから種苗生産に取りかかっていたいなどというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 10番、高野武君。

○10番（高野 武君） 今の答弁なんですけれども、要するに親魚を採捕してからということなんですけれども、現在は、私も漁業者ですけれども、放流というのは採捕実績がゼロということで、当然親魚をどこからか卵を買わなきゃいかんという形で考えますけれども、一応その辺まで計画をしているのか。当然、予算も必要だと思いますのでその辺も伺いたいと思います。

○議長（平本佳司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） ご質問の放流計画についてお答えいたします。

現在、放流事業は続けているところではありますが、なかなか親魚が遡上してくる実績がないと、遡上する親魚がない中でどういうふうに考えていくかということでございますが、捕獲調査は継続している中で、今後調査状況も確認しながら、また放流事業に必要な種苗数、そういったことも漁協と相談しながら、まず、こういった形で再開を進めていくかというのは今後検討していきたいと考えておるところです。

以上でございます。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第61号 工事請負契約の締結について（さけふ化施設造成工事）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第62号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第8、議案第62号 工事請負契約の締結について（丈六ため池環境保全整備工事（再対策））を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第62号 工事請負契約の締結について（丈六ため池環境保全整備工事（再対策））を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第63号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第9、議案第63号工事請負契約の締結について（橋梁補修工事（慶応橋））を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第63号 工事請負契約の締結について（橋梁補修工事（慶応橋））を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第64号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第10、議案第64号 委託に関する契約の締結について（浪江駅周辺地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設整備事業業務委託）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

○議長（平本佳司君） 5番、小澤英之君。

○5番（小澤英之君） この提案で契約の方法が随意契約となっております。一般的には競争入札が多いかと思うんですが、なぜ随意契約なのか、その辺の説明をお願いしたいと思います。

○議長（平本佳司君） 市街地整備課長。

○市街地整備課長（今野裕仁君） それでは、質問にお答えいたします。

URは、近隣の双葉町、大熊町でも同じような一団地整備の事業委託を受けております。また、東日本大震災の復興事業におきまして、岩手県、宮城県の自治体からも一団地整備の事業委託を受けております。いわゆる被災地において本事業の経験を豊富に持つ事業者であり、事業委託に最適な事業者であると考えております。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 5番、小澤英之君。

○5番（小澤英之君） 内容的には分かりました。ただ、こういった随意契約というふうなことであればイレギュラーな契約というふうには私は取っています。ですので、提案理由、そういった内容も踏まえて説明を今後はお願いしたいと、確認のためにお伺いします。

○議長（平本佳司君） 市街地整備課長。

○市街地整備課長（今野裕仁君） 議案説明の際には大変失礼いたしました。今後は、そのようなことがないように気をつけたいと思って

おります。よろしく申し上げます。

○議長（平本佳司君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第64号 委託に関する契約の締結について（浪江駅周辺地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設整備事業業務委託）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第65号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第11、議案第65号 工事請負契約の変更について（室原地区防災拠点新築工事（建築））を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第65号 工事請負契約の変更について（室原地区防災拠点新築工事（建築））を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第66号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第12、議案第66号 工事請負契約の変更について（室原地区防災拠点新築工事（電気設備））を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第66号 工事請負契約の変更について（室原地区防災拠点新築工事（電気設備））を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第67号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第13、議案第67号 工事請負契約の変更について（室原地区防災拠点新築工事（機械設備））を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第67号 工事請負契約の変更について（室原地区防災拠点新築工事（機械設備））を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第68号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第14、議案第68号 令和5年度浪江町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

14番、山崎博文君。

○14番（山崎博文君） 14番、山崎です。

3点ほど質問いたします。

まず、1点目が事項別明細書59ページの4の1の3の10、需用費消耗品で、上程の際に除草剤の配布というような説明があったかと思いますが、もう少し詳細に説明をお願いします。

2点目、60ページ、6の1の7の17、備品購入費の畜産施設用備品、これなんですけれども、海外製の搾乳ロボットの前払い分として今回補正で計上したと、そこで、3年度と7年度までの継続費設定かな。この納期はいつ頃を予定しているのかという質問です。というのは理由がありまして、以前、木材製品生産拠点整備の際にやっぱり海外製の機械を購入したところ、まだ建屋ができていなくて倉庫を借りた経緯があります。そういうことのないようにということで、計画的に進めるべきだと思ってこの質問をしました。

次、3点目、61ページ、7の1の6の12委託料で、これは産学官拠点整備の調査のための委託料だという説明だと思うんですけれども、これも詳細な説明を求めたいと思います。

以上3点、お願いします。

○議長（平本佳司君） 住民課長。

○住民課長（柴野一志君） 59ページ、款4衛生費、項1保健衛生費、目3の環境衛生費ということで、節10の需用費、消耗品で3,000万ということで除草剤の配布の予算を計上させていただいております。

詳細についてもっと詳しくということでしたので、内容につきましては、町内の環境美化のほうを目的といたしまして事業のほうを立案いたしました。対象者が町内に宅地を所有している方でございまして、その中で配布戸数につきましては、粒状の除草剤、粒剤です。ね、粒状の除草剤を1個、一箱2キログラム入りのものを3個でワンセットといたしまして、世帯当たり上限3個ということで算定して配布する予定でございます。

除草剤につきましては、財源の関係上今の時期の予算計上になったわけございまして、その点から秋口から春先にかけて使用に適していると言われている土壌処理型と言われるものの粒剤、量でいきますと、失礼いたしました、使用面積でいきますと、50から400

平米程度に使えるものを用意いたしまして配布する予定でございます。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 事項別明細60ページ、款6農林水産業費、項1農業費、目7畜産業費、節17備品購入費の畜産施設用備品についてのご質問についてお答えいたします。

今回、おただしのとおり海外製品を想定しているということで前払金を計上させていただいております。畜産、牧場に関する備品に関しましては、継続費を設定させていただいて令和7年度まで計画的に導入していく予定としておりまして、今回の搾乳設備に関しましては、納入時期といたしましては6年度末を目途に計画してございます。こちらはこれから発注手続きをするわけですが、本体工事の工期の中ではありますけれども、単に持ってきて設置するというわけではなくて、ある程度本体工事との電氣的なもの、設備的なものとの連携が必要となりますので、本体工事ですっかり受入れ体制をつくっていく必要があると考えてございます。

議員おただしの以前そういった事象が発生したということは承知しております。そういったことが再発しないように本体受注業者、それから備品納入業者、それから、それを主導する発注者側としてしっかり進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 産業振興課長。

○産業振興課長（蒲原文崇君） 事項別明細書61ページ、款7商工費、項1商工費、目6企業誘致支援費の節12の委託料についてのご質問にお答えしたいと思います。

浪江町では、これまでも多くの大学や企業と連携協定を結んできているところでございますけれども、ただそれぞれの活動にとどまり、産学が連携しての活動が正直少ないという状況になってございます。イノベーション・コースト構想やF-R-E-Iの立地により、大学と企業、また大学と大学、企業と企業などの共同による研究開発の機運が高まっており、実際問合せ数もいただいているところでございます。

これまで県内で多くの企業や大学がいわゆる実用化補助金などを活用して、浜通りの課題解決や技術改革に向け研究開発を進めているところでございますけれども、浪江町ではちょっと例が少ないというところでございます。今回、機運の高まりを受けて、町内で活動を考えている企業や大学などの連携を促し、新たな産業を長期的

に生み出すため、その拠点となる産学官連携施設の整備について、こういった施設のニーズがあるのかという部分や、その場合に使い方や規模感など、そういったものはどの程度が必要なのかというものを調査していきたいというような中身の調査費となっているところでございます。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） ほかに。

11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） 議長の指名を受けたんで質問させていただきますけれども、ページ数で地域協力隊の、56ページ、目の14移住推進費、これは292万6,000円の増ということで補正が出ていますけれども、まず1個目の質問とすると、多分移住推進費というのは、地域協力隊分というのはある程度予想して予算書に上げているはずなんですよ。この金額が出たということは、予想していたよりも人数を多く採用したということで理解していいのかというのが1点。

それと、59ページ、さっきの除草剤の件だったんですけども、300万という予算で、3,000万か、ごめんなさい、3,000万という予算で組んでいるんですけども、課長とは1回この件で話ししたことがあったんでお聞きするんですけども、これの配布の条件というか配布方法というのは、今のところどんなふうに考えているかお尋ねします。

以上2点です。

○議長（平本佳司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） それでは、予算書56ページ、事項別明細書56ページの目14移住推進費、節12の委託料、地域おこし協力隊活動支援業務委託料の補正の中身のご質問をいただいております。

こちらにつきましては、これまで従来の地域おこし協力隊ということで3年度からやっておるんですが、なかなか隊員も増えないということで、3年間という一区切りが令和5年度で迎えるということもございまして、6年度からは起業型地域おこし協力隊ということで、新しく浪江町の課題とか問題点を整備しまして、その課題を解決するためにどういうものが必要かということで、最終的には事業を興していただくことを想定し、浪江町の今問題になっていること、足りないことを補っていただくための活動をしていただくための協力隊ということで、来年度からそうした形で募集の仕方を検討しております。検討するに当たりまして、浪江町の課題の確認や関係団体から意見を聞いていただいて、募集要項等を作成していただいたり、採用からどういった活動をしていくということの全体的な

プランを作成していただくということで考えておりました、今回補正予算のほうを計上しているものでございます。

以上です。

○議長（平本佳司君） 住民課長。

○住民課長（柴野一志君） 59ページの款4衛生費、項1保健衛生費、目3環境衛生費の消耗品費、除草剤の配布方法ということでございますけれども、計画するに当たって近隣自治体の配布の仕方を少し参考にさせていただいたところもございます。

1つは、本庁舎、私ども住民課のほうで簡単な申請書を出していただいて、それと引換えに本庁舎にストックした除草剤をお渡しするという方法を考えております。

もう一つが、これはまだ今のところ調整中でございますけれども、津島支所のほうでも、できればそういった同じような形で配布できればと考えております。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第68号 令和5年度浪江町一般会計補正予算（第3号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第69号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第15、議案第69号 令和5年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第69号 令和5年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第70号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第16、議案第70号 令和5年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第70号 令和5年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第71号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第17、議案第71号 令和5年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第71号 令和5年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第72号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第18、議案第72号 令和5年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第72号 令和5年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第73号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第19、議案第73号 令和5年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第73号 令和5年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第74号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第20、議案第74号 令和5年度浪江町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第74号 令和5年度浪江町水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（平本佳司君） ここで、昼食のため午後1時30分まで休憩とします。

（午前 11時45分）

---

○議長（平本佳司君） 再開します。

（午後 1時30分）

---

◎諮問第1号の質疑、採決

- 議長（平本佳司君） 日程第21、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。  
質疑を終わります。  
お諮りします。本件に対する意見は適任と認めるとしたいと思えます。ご異議ございませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（平本佳司君） 異議なしと認めます。  
よって、諮問第1号に対する意見は適任と認めるとすることに決定いたしました。

---

◎同意第1号の質疑、採決

- 議長（平本佳司君） 日程第22、同意第1号 特別功労者の決定についてを議題といたします。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。  
質疑を終わります。  
これより同意第1号 特別功労者の決定についてを採決します。  
採決は個別に起立により行います。  
まず、吉田数博氏について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立全員〕
- 議長（平本佳司君） 起立全員であります。  
よって、吉田数博氏については同意することに決定いたしました。  
次に、江畑立行氏について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立全員〕
- 議長（平本佳司君） 起立全員であります。  
よって、江畑立行氏については同意することに決定いたしました。  
次に、畠山勝氏について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立全員〕
- 議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、畠山勝氏については同意することに決定いたしました。  
以上、同意第1号については原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

#### ◎報告第4号の質疑

○議長（平本佳司君） 日程第23、報告第4号 令和4年度浪江町一般会計継続費精算報告書についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

以上で、報告第4号を終わります。

---

#### ◎報告第5号の質疑

○議長（平本佳司君） 日程第24、報告第5号 一般財団法人福島なみえ勤労福祉事業団の経営状況報告についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

以上で、報告第5号を終わります。

---

#### ◎報告第6号の質疑

○議長（平本佳司君） 日程第25、報告第6号 一般社団法人まちづくりなみえの経営状況報告についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

以上で、報告第6号を終わります。

---

#### ◎委員会の閉会中の継続審査又は調査の申し出について

○議長（平本佳司君） 日程第26、委員会の閉会中の継続審査又は調査の申し出についてを議題といたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長並びに議会報編集特別委員会委員長から、タブレット端末に格納した申出のとおり、閉会中の継続審査または調査の申出があります。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査

または調査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査または調査とすることに決定いたしました。

以上で、今期定例会に付された事件は全て終了いたしました。

---

### ◎町長挨拶

○議長（平本佳司君） ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長。

○町長（吉田栄光君） 冒頭、過日の台風13号によってお亡くなりになられた方々、そして震災に遭われた、台風に遭われた方々に改めてお悔やみを申し上げて、加えてお見舞いを申し上げる次第であります。

今期定例会が閉会されるにあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、去る9月5日の本定例会開会以来、終始ご熱心にご審議いただき、提案いたしました全ての議案についてご賛同をいただきましたこと、厚く御礼を申し上げます。

初めに、台風13号につきまして、9月8日からの町の対応状況をご報告いたします。

警報が出る前より警戒配備をしき、避難所を1か所開設した中で接近に備えました。総勢36名の職員で対応し、開設した避難所へは5世帯6名を受入れしました。人的な被害がなかったことは幸いですが、一部農地に土石が流入、のり面の崩落、道路の損壊や土砂の流入、軽微な崖崩れがございました。震災以降、防災には力を入れてきた中、今年度に完成する室原の防災施設を有効活用し、町民の皆様の安心と安全により一層力を注いでまいります。

それでは、今定例会についてであります。このたび上程させていただいた議案は全て重要なものであります。中でも、議案第61号 さけふ化施設造成工事の工事請負契約の締結についてであります。浪江に息づいたサケ文化の復活の第一歩であり、町水産業のさらなる飛躍につながるものと期待するところであります。

また、議案第64号 浪江駅周辺地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設整備事業の業務委託契約の締結についてであります。浪江駅周辺グランドデザイン基本計画がいよいよ本格的に動き出します。8月20日には、駅周辺整備完成後の駅前広場の使い方やイベントを考える住民ワークショップも開催しており、今後も、駅周辺の

にぎわいを取り戻すために当事業を着実に進めてまいります。

審議の過程でいただきました貴重なご意見、ご提言につきましては、今後の町政執行に十分生かしてまいりたいと考えております。

続きまして、このたびの一般質問でも、今後のまちづくりにおける重要課題について、提案を含め多くのご質問をいただきました。インフラの整備、農業や産品の振興、行政事務の効率化といった施策を進めていくためには、税金や財源確保による財政の健全化がまさに重要であります。企業からの投資を呼び込むことや居住人口を増加させることで、安定的な財政基盤の強化を図るとともに、アウトソーシングやデジタルトランスフォーメーションにより業務の効率化を進めること、将来に向けて持続可能な行財政の運営をしてまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましては、引き続きご理解とご協力を賜りますよう、何とぞよろしくお願いをいたします。

結びに、今年は残暑が厳しくありますが、健康にご留意の上、今後ますますご活躍をいただきますようご祈念申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。

令和5年9月12日、町長、吉田栄光。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（平本佳司君） 以上をもって、本日の会議を閉じます。

これをもって、令和5年浪江町議会9月定例会を閉会いたします。

（午後 1時40分）

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

浪江町議会議長 平 本 佳 司

署名議員 小 澤 英 之

署名議員 半 谷 正 夫

署名議員 紺 野 則 夫